

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

2021

T&Dフィナンシャル生命の現状

T&D

Try & Discover



T&Dフィナンシャル生命

ごあいさつ	1
T&D保険グループ 経営理念・経営ビジョン	2
T&D保険グループ 長期ビジョン	3
T&Dフィナンシャル生命 経営ビジョン・経営方針	4
T&Dフィナンシャル生命 中期経営計画（2019年度～2021年度）	5
内部管理態勢	6
お客さま本位の業務運営	7
支払管理態勢	8
お客さまとともに	9
健全性	12
2020年度の業績	13
T&D保険グループ CSR憲章	18
T&D保険グループ 人権方針・環境方針	19
サステナビリティ・CSRの主な取組み	20

資料編	
I. 会社の概況及び組織	28
II. 保険会社の主要な業務の内容	32
III. 直近事業年度における事業の概況	34
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	42
V. 財産の状況	43
VI. 業務の状況を示す指標等	70
VII. 保険会社の運営	97
VIII. 特別勘定に関する指標等	116
IX. 保険会社及びその子会社等の状況	119

会社概要

(2021年3月31日現在)

名称	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 (英文：T&D FINANCIAL LIFE INSURANCE COMPANY)
本社所在地	〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
ホームページ	https://www.tdf-life.co.jp
代表者	代表取締役社長 板坂 雅文
資本金等	資本金560億円、資本準備金460億円、合計1,020億円
従業員数	内勤職員275名
株主	株式会社T&Dホールディングス100%



日頃よりT&Dフィナンシャル生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、医療をはじめ、あらゆる場面で治療や感染の予防、社会システムの維持にご尽力されている方々に心からの感謝と敬意を表します。

当社は、T&D保険グループにおける中核生命保険会社の一社であり、金融機関や来店型保険ショップ等を通じた生命保険販売に特化した生命保険会社です。今後とも、お客さまにご満足いただける経営に努め、このビジネス分野において、確固たる地位を築いてまいりたいと存じます。

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・宿泊等の対面型サービスを中心に個人消費に下押し圧力がかかり、企業収益も大幅に減少するなど、景気は厳しい状況が続きました。資産運用環境につきましては、国内株式は、世界的に大規模な金融緩和や財政支出が続くなか、新型コロナワクチンの開発進展や接種拡大への期待もあり、株価は大幅に上昇しました。国内金利は、日本銀行による長短金利のコントロールを伴う量的・質的金融緩和政策の継続により、10年長期国債利回りは、日本銀行が目標水準としているゼロ%近傍で概ね推移しました。海外金利は、新型コロナワクチンに関する前向きな動きや米国の追加経済対策等を背景に上昇しました。

このような経営環境の中、当社は、お客さま利便性向上の観点から、介護・認知症に関する保障がある保険契約のお客さま向けにケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供する「介護コンシェル」の開始や、ご登録いただいている携帯電話番号にショートメッセージをお送りするサービスの開始、各種お手続きに必要な書類の簡素化や取扱基準の緩和等により、サービスの向上を図りました。

商品面では、「日帰り入院」から「長期入院」「生活習慣病」「先進医療」への備えまで必要な保障をしっかりとご準備いただける医療保険、「ご自身でつかうお金」を受け取りながら「ご家族にのこすお金」を準備できる一時払の円建終身保険、死亡保障をなくし病気やケガによる「収入減少」と「支出増加」にそなえる特定疾病障害収入保障保険をリニューアルいたしました。

これらの商品提供を通じ、金融機関や来店型保険ショップ等の開拓に努めたことにより、お客さまとの窓口となる取扱代理店が増加し、2020年度末現在、提携代理店数は合計159代理店となりました。

私どもT&Dフィナンシャル生命は、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うため、「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」を定めております。また、2021年4月、当社は「人生100年時代」を見据えた諸課題に対してお客さま本位の商品・サービスを提供し、人と社会に貢献していくという使命の実現に向け、「T&Dフィナンシャル生命健康宣言」を策定いたしました。

これからも、「お客さまをはじめとするステークホルダーから厚い信頼を得られる生命保険会社を目指します」という経営ビジョンの下、役職員一丸となって、お客さま本位の業務運営をより一層推進し、お客さまにご満足していただける商品・サービスの提供に努めていく所存でございます。

何とぞ、ご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

代表取締役社長

板坂雅文

T&D保険グループ 経営理念・経営ビジョン

T&D保険グループでは、グループの存在意義を示した「グループ経営理念」と、中長期的に目指す企業像・方向性を示した「グループ経営ビジョン」を定めております。

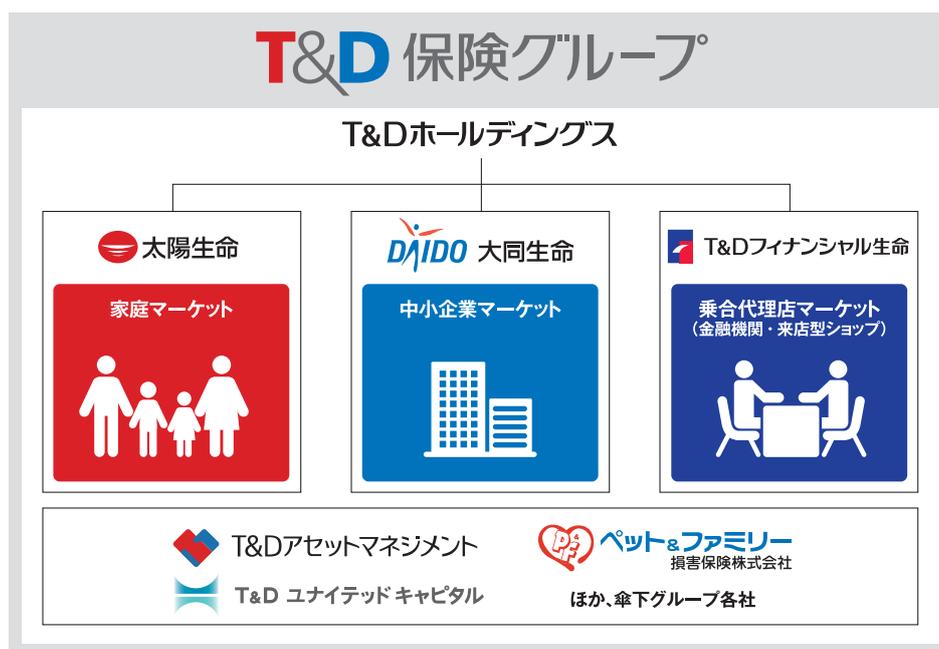
グループ経営理念

Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。

グループ経営ビジョン

保険を通じて、“ひとり”から、世の中のしあわせをつくる。
ていねいに向き合い、大胆に変えるグループへ。

グループストラクチャー



T&D 保険グループ 長期ビジョン

T&D 保険グループは、グループが長期的に目指す姿とその到達に向けた戦略方針を示す、グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」を策定しております。グループ共通の価値観を醸成し、ビジョンに沿った成長戦略を実践することで、持続的な成長を実現してまいります。

全体概要

名称	●グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」 ～すべてのステークホルダーのしあわせのために～
計画期間	●2021年4月～2026年3月（5年間）
経営ビジョン	●保険を通じて、“ひとり”から、世の中のしあわせをつくる。 ていねいに向き合い、大胆に変えるグループへ。
成長ストーリー	●新たな「グループKPI」の設定により、資本効率を伴った成長ストーリーを推進 ①ROE視点での国内生保事業の筋肉質化（特化戦略の“深化”） ②高ROEかつ成長性のある新規領域への積極的な投資（成長領域の“探索”） ③グループシナジーの追求による新たなグループ経営のステージへの飛躍 →利益拡大による資本効率の向上を実現し、バリュエーションを改善

主要経営指標（グループKPI）

財務KPI	修正利益 ^(※1)	2025年度：1,300億円
	修正ROE ^(※2)	2025年度：8.0%
	新契約価値	2025年度：2,000億円
	ROEV ^(※3)	中長期的に年7.5%を超える安定的・持続的な成長
非財務KPI	お客さま満足度	2020年度水準以上
	従業員満足度	2020年度水準以上
	CO ₂ 排出量	2025年度までに2013年度比40%削減

(※1) 当期純利益±資産・負債の会計処理のアンマッチ等による評価性損益+負債性内部留保の超過繰入額

(※2) 修正利益 / ((前年度末純資産 + 当年度末純資産) / 2)

(※3) EV増減額 / ((前年度末EV + 当年度末EV) / 2)

グループ成長戦略 5つの重点テーマ

I	コアビジネスの強化	・国内生保事業を営む生命保険3社は、それぞれの特化市場でトップブランドの構築を目指す
II	事業ポートフォリオの多様化・最適化	・クローズドブック事業等の既存投資領域の一層の発展と新領域の開拓
III	ERMの高度化 (資本マネジメントの進化)	・新たな資本マネジメント・リスクマネジメントによる資本効率性の向上
IV	グループ一体経営の推進	・生保・損保・アセマネ等の事業の垣根を越えた新たなシナジー効果の追求
V	SDGs 経営と価値創造	・経済的価値と社会的価値の双方を創出する「共有価値の創造」により持続可能な社会に貢献

株主還元方針

株主還元	●現金配当…修正DOE ^(※4) を目安とした安定的・持続的な増配（段階的に4%程度まで引上げ） ●自己株式取得…コアESR ^(※5) の水準等を勘案し、機動的・戦略的に実施
------	--

(※4) 配当金総額 / 株主資本

(※5) サープラス（劣後・UFR除き） / 経済価値ベースのリスク量

T&D フィナンシャル生命 経営ビジョン

- ・お客さまをはじめとするステークホルダーから厚い信頼を得られる生命保険会社を目指します。
- ・金融機関等代理店チャンネルを通じた生命保険販売の分野において、確固たる地位を築くことを目指します。
- ・高い健全性を維持しつつ、持続的に企業価値を向上させていくことを目指します。

T&D フィナンシャル生命 経営方針

コンプライアンス態勢の充実及びお客さま保護に資する内部管理態勢を強化します。

当社は、公共性の高い「保険事業」を営む会社であることを念頭に置き、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、コンプライアンス態勢の充実とお客さま保護を重視した内部管理態勢を構築しております。

具体的には、役職員が法令やルールに基づいて公正かつ適正な企業活動を行っていくための基本方針として、「T&D フィナンシャル生命コンプライアンス行動規範」を定め、またコンプライアンスに関する一元的な体制確立並びにコンプライアンスの徹底を目的に「コンプライアンス会議」を設置しております。

さらに、お客さまの視点に立った保険金等のお支払いに向けた規程等の整備や、「サービス監理委員会」による保険金等のお支払い態勢の監督強化により支払管理態勢の充実を図るとともに、お客様サービスセンターを通じて寄せられたお客さまの声に迅速に対応する態勢を構築しております。

加えて、お客さまからの苦情や申出内容から第三者の仲裁等を必要とする場合は、指定紛争解決機関を含めた外部機関を紹介するなど、迅速な紛争解決を図る態勢を構築しております。

今後とも、コンプライアンス態勢の充実と内部管理態勢の強化を図り、お客さま、ひいては社会から、一層の信頼をいただける会社を目指してまいります。

お客さまに評価される商品・サービスを提供し、持続的な成長を目指します。

当社は、T&D 保険グループにおける中核生命保険会社として、金融機関や来店型保険ショップ等を通じた生命保険の販売に特化しております。

金融機関等代理店チャンネルでの保険販売は今後も成長が期待される分野であり、金融機関等代理店チャンネルを拡大し、競争力のある商品を提供することで、持続的な成長を達成することを目指しております。

2020年度においては、「無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）」（販売名称：家計にやさしい終身医療）、「無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）」（販売名称：生涯プレミアムジャパン5）、「無配当特定疾病障害収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」 / 「無配当特定疾病一時給付保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」（販売名称：働くあなたにやさしい保険2）を発売いたしました。これらの商品提供を通じ、金融機関や来店型保険ショップ等の開拓に努めたことにより、お客さまとの窓口となる取扱代理店が増加し、2020年度末現在、提携代理店数は合計159代理店となりました。

今後とも、お客さまと代理店のニーズを満たす商品やサービスを提供することにより、金融機関等代理店チャンネルを通じた生命保険販売の分野において、確固たる地位を築くことを目指してまいります。

高い健全性を維持しつつ、保有契約高の増大をはかり、収益性の向上を目指します。

当社は、T&D 保険グループにおける中核生命保険会社として、高い健全性を維持しつつ、金融機関等代理店チャンネルに経営資源を集中させることにより、効率的な経営を目指しております。また、お客さまニーズを踏まえた、市場競争力のある商品を迅速に開発、投入し、さらなる商品ラインアップの充実を図ることで、保有契約高の増大に努め、収益性の向上を目指してまいります。

T&Dフィナンシャル生命 中期経営計画

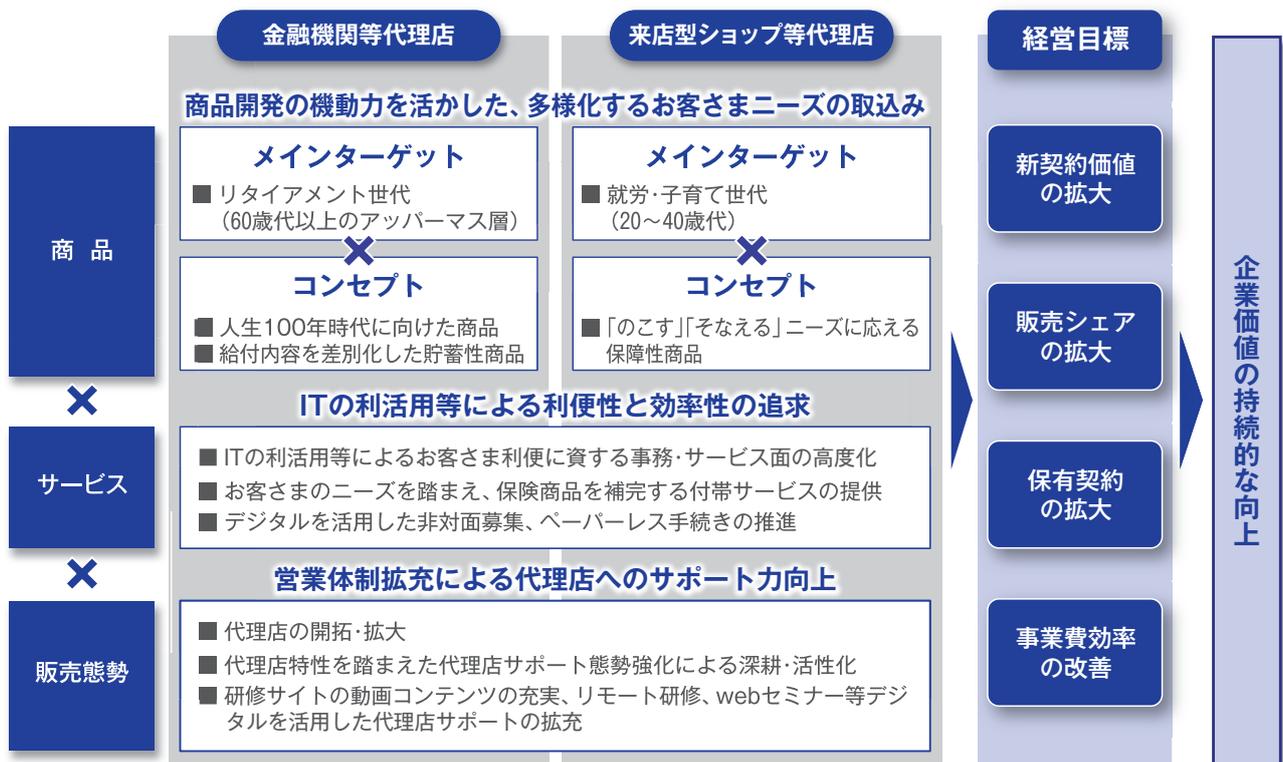
少子高齢化の進展、お客さまニーズの多様化、低金利環境の長期にわたる継続などにより変化していく経営環境のもと、当社は、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、「マーケット環境やお客さまニーズを踏まえた商品の充実」、「お客さま・代理店向けサービスの積極的な導入」、「ITの利活用」を通じて企業価値の持続的な向上に取り組んでまいります。

具体的には、マーケット環境やお客さまニーズを踏まえた商品の充実を図り、新規・既存商品の取扱代理店の拡大を推進することで、市場シェアの拡大を図ってまいります。

また、商品の給付内容等の差別化を補完し、お客さま・代理店の利便性向上に資する取扱い・サービスの提供に積極的に取り組むとともに、新技術・システム資源の有効活用による効率的なIT開発や、デジタルを活用した非対面募集、ペーパーレス手続きの推進に取り組んでまいります。

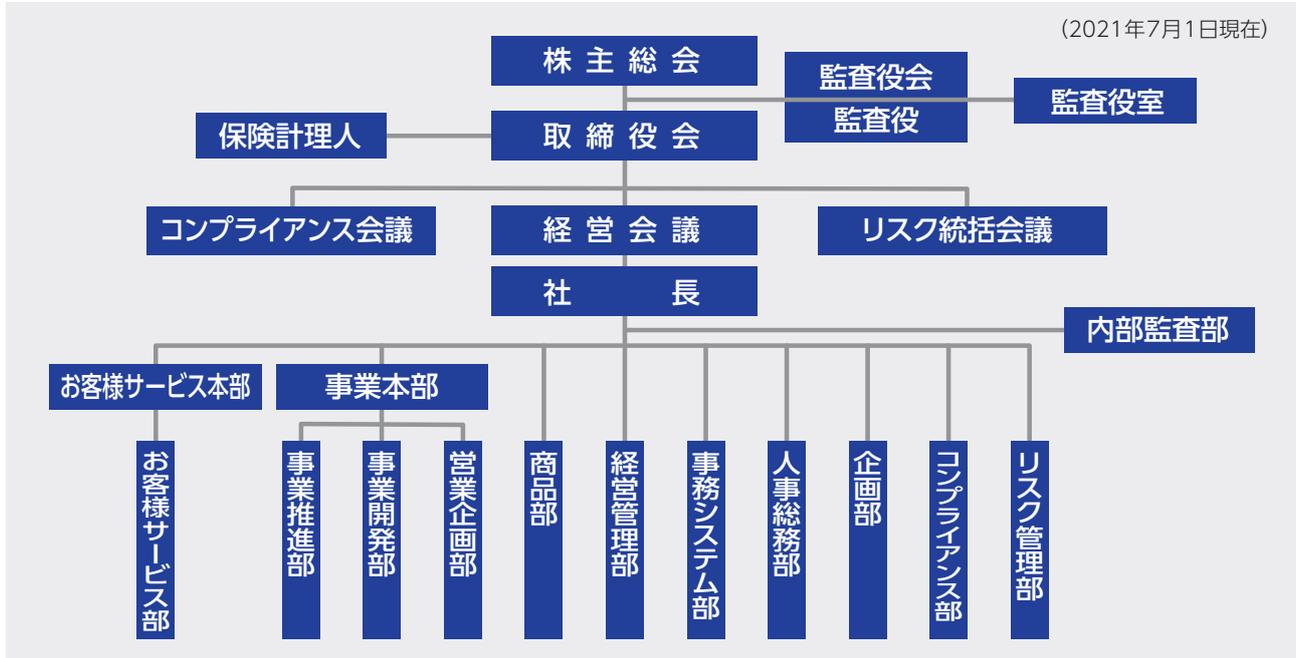
さらに、資産運用力の強化、経営管理態勢・リスク管理態勢・コンプライアンス態勢の充実を通じた内部管理態勢の強化や、将来を担う人材の確保・育成、働き方改革の推進に取り組んでまいります。

T&Dフィナンシャル生命のマーケティング戦略



内部管理態勢の強化

当社は、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、お客さまの保護を図るため、コンプライアンス、リスク管理、内部監査をはじめとする内部管理態勢の強化に取り組んでおります。



コンプライアンスの徹底

当社は、コンプライアンスに関する一元的な体制確立並びにコンプライアンスの徹底を目的に「コンプライアンス会議」を設置しております。

また、コンプライアンスに関する諸規程を定め、コンプライアンス統括部門としてコンプライアンス部を設置し、法令等遵守態勢を構築しております。

内部監査体制

当社では、内部監査部が、公正かつ独立の立場で、内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行うことで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

リスク管理の強化

当社は、組織横断的に各種リスクを一元的に管理するため、「リスク統括会議」を設置しております。

また、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク分類ごとにリスク管理部門を置き、リスクを的確に把握し、適切に管理する態勢を構築しております。

内部統制報告制度への対応

当社では、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになると認識し、財務報告に係る内部統制の評価部門として事務システム部が内部統制の有効性について評価を実施しております。

今後も内部統制の構築・運用を推進し、財務報告の信頼性向上に努めてまいります。

内部統制システムの整備

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備に向けた体制を構築しております。

※内部統制システムの整備に関する詳細につきましては、98～100ページをご参照ください。

お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針

当社は、「経営ビジョン」に基づき、お客さまや社会との積極的な対話を行い、お客さまのニーズにあった質の高い商品・サービスを提供することで、お客さまから厚い信頼を得られる生命保険会社を目指しております。

そうした当社の「お客さま本位」の姿勢をより明確にするため、「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」を策定しております。

当社の「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」と、金融庁公表の「顧客本位の業務運営に関する原則」（原則1～7）との対応関係は次のとおりであります。

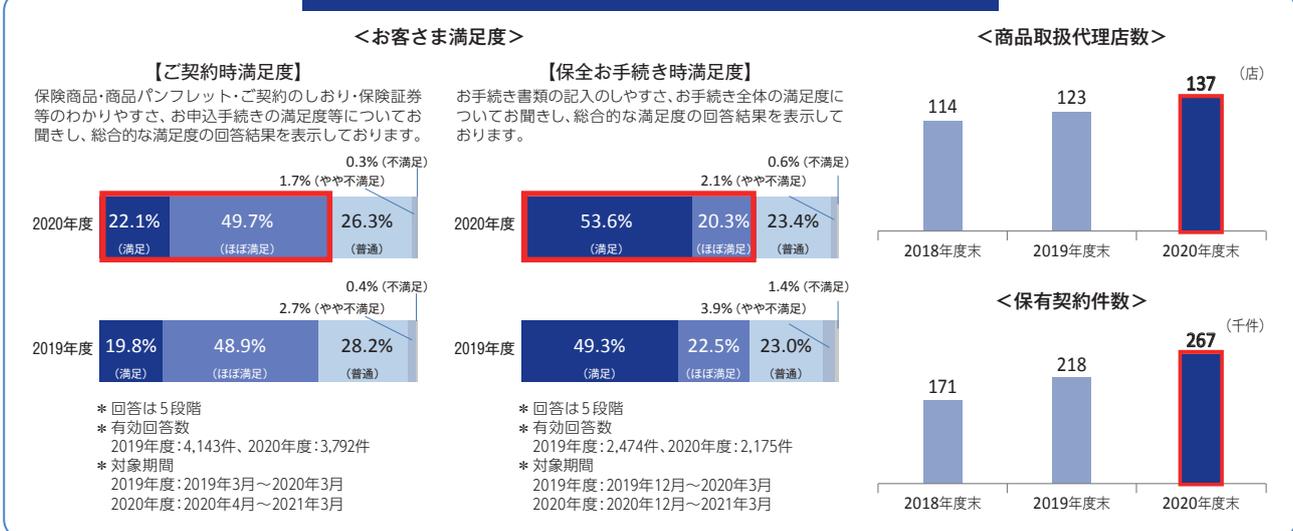
お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針	顧客本位の業務運営に関する原則（金融庁）
[方針1] より良い保険商品・サービスの提供	【原則6】 顧客にふさわしいサービスの提供
[方針2] 「お客さま本位」の提案・販売	【原則2】 顧客の最善の利益の追求 【原則4】 手数料等の明確化 【原則5】 重要な情報の分かりやすい提供 【原則6】 顧客にふさわしいサービスの提供
[方針3] 業務運営の質の向上	【原則2】 顧客の最善の利益の追求
[方針4] 資産運用	【原則2】 顧客の最善の利益の追求
[方針5] 利益相反取引の適切な管理	【原則3】 利益相反の適切な管理
[方針6] 「お客さま本位」の行動を実践する人材の育成等	【原則2】 顧客の最善の利益の追求 【原則6】 顧客にふさわしいサービスの提供 【原則7】 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
[方針7] 推進態勢	【原則1】 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

※ 「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」に関する詳細につきましては、101ページをご参照ください。

当社のお客さま本位の業務運営に係る取り組みが、お客さまからどのように評価されているのかを確認するため、「お客さま満足度」「商品取扱代理店数」「保有契約件数」を定量的指標（KPI）として設定し、毎年、「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」に関する取組状況と併せて公表することとしております。

2020年度の「お客さま満足度」において、「満足」「ほぼ満足」の合計は、ご契約時満足度で71.8%、保全お手続き時満足度で73.9%となりました。

「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」に係る定量的指標（KPI）



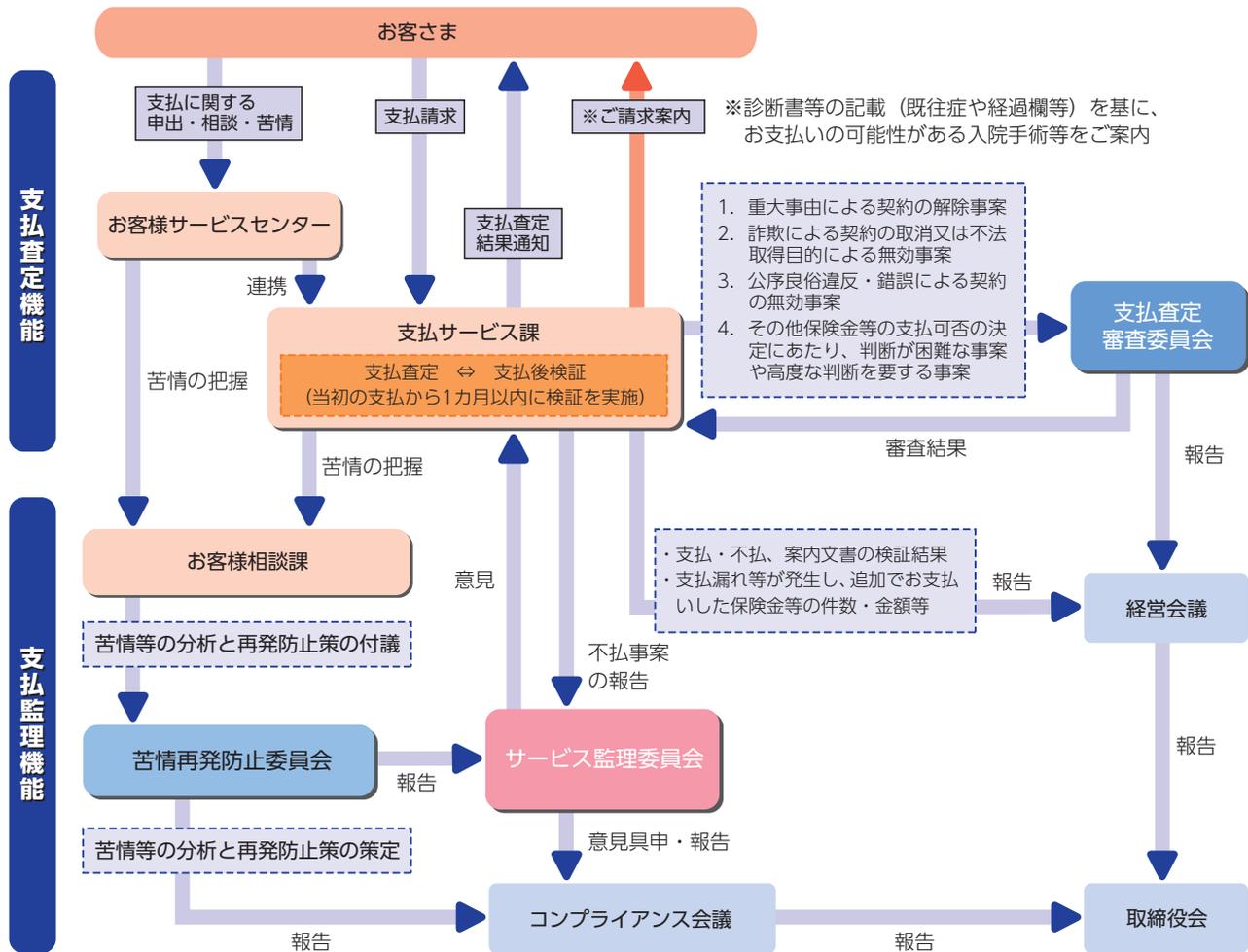
※ 金融機関等代理店を通じてご加入いただいたお客さま満足度、保有契約件数を記載しております。

※ 商品取扱代理店数は、提携代理店のうち各年度末の商品取扱代理店数を記載しております。

保険金等支払管理態勢の充実

当社は、死亡保険金や入院給付金等の支払業務について公平性・健全性に留意しつつ迅速かつ適切に遂行していくことで、お客さまからの生命保険事業に対する信頼を確保し、社会的責任が果たせるよう保険金等支払管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

▶ 支払管理態勢図 (2021年7月1日現在)



▶ 支払査定審査委員会

保険金等の支払可否の決定にあたり、関連部門で様々な観点から総合的に支払可否を審査することで、公正かつ正確な支払査定を行うことを目的として支払査定審査委員会を設置しております。

なお、支払査定審査委員会は、弁護士を社外委員としております。

▶ サービス監視委員会

保険金等の支払に関する適切な態勢の確保を通じて、保険契約者等の正当な利益の保護に資すること及び、お客さまの満足度向上に向けた取組みを包括的に審議することを目的としてサービス監視委員会を設置しております。

なお、サービス監視委員会は、客観的な立場から支払に関する適切性を確認し、支払管理態勢の一層の強化を図るため、第三者である弁護士、消費者問題の見識者及びマスコミ関係者を社外委員としております。

新型コロナウイルス感染症に関するお取扱い

当社では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに対し、特別取扱いを実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染症に関するお取扱い

(2021年7月1日現在)

- ・保険料払込猶予期間の延長
- ・契約更新手続き期間の延長
- ・保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い
- ・入院給付金のお支払いに関する特別取扱い
- ・災害死亡保険金等のお支払いに関するお取扱い

※取扱いが終了している場合がございます。最新情報は当社ホームページをご参照ください。

<https://www.tdf-life.co.jp/info/disaster10.html>



お客さまのさまざまなご要望に懇切丁寧かつ迅速にお応えする、より高いレベルのサービスを提供

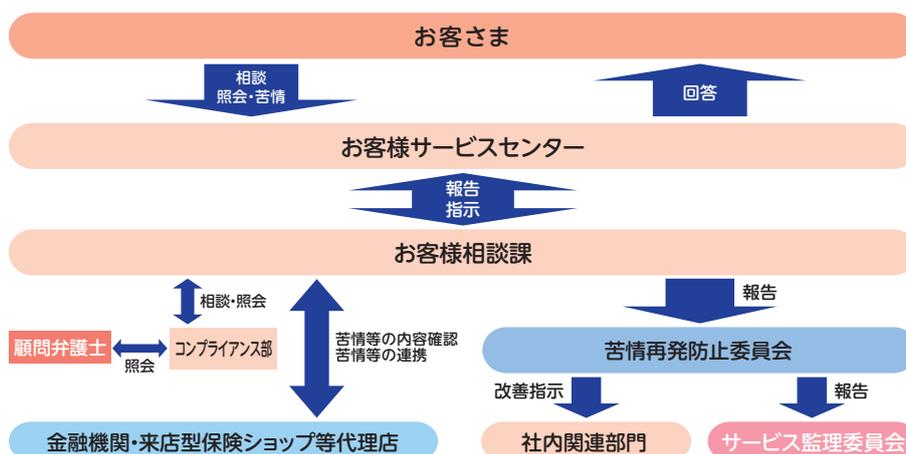
お客様サービスセンターは、実践トレーニングを積んだ電話対応者（コミュニケーター）が、お客さまからのお電話によるご照会やご請求に懇切丁寧かつ迅速正確な対応を心がけ、質の高いお客さまサービスを目指しております。

お客さまの声に迅速に対応するための体制

当社では、お客様サービスセンターを通じて寄せられたお客さまの声（苦情^(*)・ご意見・ご要望）を一つひとつ真摯に受け止めるとともに、必要に応じて改善に取り組むことにより、お客さまサービス・業務品質の向上に努めております。

(*) 苦情とは、お客さま等申出人からの商品やサービスに対する不平や不満、又は不平・不満に基づく「不満足の原因があったもの」を指しております。

お客さまの声に迅速に対応するための体制 (2021年7月1日現在)



▶ お客さまからのお申出の受付状況

2020年4月1日～2021年3月31日

(単位：件)

項目	件数
加入・保険種類に関するお申出	5,609
保険料の払込みに関するお申出	8,390
ご契約後のお手続きに関するお申出	40,620
保険金・給付金に関するお申出	19,675
その他	37,785
合計	112,079

▶ お申出のうち苦情件数

2020年4月1日～2021年3月31日

(単位：件)

項目	件数
新契約関係	209
保険料等払込関係	60
ご契約後のお手続き関係	371
保険金・給付金関係	146
その他	100
合計	886

お客さまの声を受けて改善を行った2020年度の主な取り組み

より良い保険商品・サービスの提供

■ 申込手順のペーパーレス化に向けた取り組み

ペーパーレス申込手順に「自動査定システム（ドリルダウン告知）」を導入いたしました。これにより、お客さまはその場で保険の加入可否等を確認することができるようになるなど、お客さまの利便性の更なる向上に努めております。

■ お客さまへの連絡を確実に行うための取り組み

当社発送物が宛先不明により返送となった際の住所照会や、保険料の入金が確認できなかった際のお知らせ等に、ご登録いただいている携帯電話番号にショートメッセージをお送りするサービスを開始いたしました。

業務運営の質の向上

■ 契約お申込み後のお客さま満足度向上のための取り組み

お客さま満足度向上のために、請求書類及びコールセンターの電話対応に関するお客さま満足度アンケート及び新規にご加入いただいたお客さまを対象にした満足度アンケートを実施いたしました。

■ ご高齢のお客さま及び障がいのあるお客さまへの取り組み

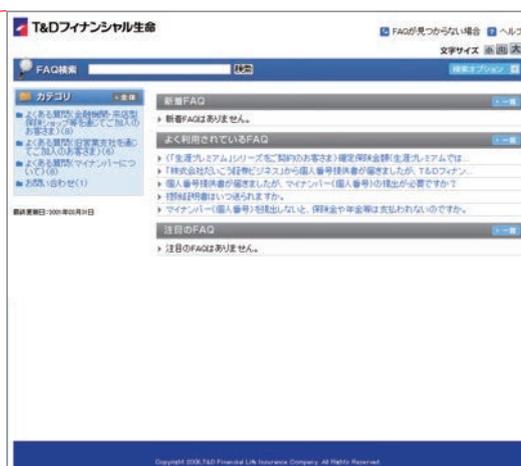
お客さま及びそのご家族の満足度の更なる向上のため、事前にご家族をご登録いただくことで、登録いただいたご家族（登録家族）に対し、ご契約内容の確認、各種請求書類のお取り寄せや、一定範囲の請求手続きの代理実施を可能とする制度として、「ご家族登録制度」を新たに創設いたしました。

「お客さまの声～よくある質問と回答～」をホームページへ掲載

当社では、お客さまからお寄せいただくことのできる多くの苦情・ご意見・ご要望・お問い合わせに対する対応状況・回答について、順次ホームページに公開しております。

最新情報は当社ホームページをご参照ください。

URL：<https://www.tdf-life.co.jp/>



お客さまとの関わり

ユニバーサルマナー検定

当社は、シニアのお客さまや障がいをお持ちのお客さまへの対応力を高めるために、2018年12月より「ユニバーサルマナー検定3級」を導入しております。

ユニバーサルマナー検定とは、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者等、多様な方々へ向き合うための「マインド」と「アクション」を体系的に学び、身につけるための検定であります。

当社では、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」を定め、本方針に「お客さま本位」の行動を実践する人材の育成等を掲げております。



認知症サポーター

当社は、全国キャラバン・メイト連絡協議会の運営する認知症サポーターキャラバンのパートナー企業であります。2019年11月より従業員の認知症に関する正しい知識と理解を身に付けることを目的に、認知症サポーター養成講座を導入し、「認知症サポーター^(*)」の養成に取り組んでおります。

認知症サポーターキャラバンパートナー企業として、認知症の方やご家族を温かく見守り、支援する社会の実現に向け貢献してまいります。

(*)「認知症サポーター」は、認知症に対する正しい知識を持ち、地域において認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人であり、認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称であります。2019年に政府がとりまとめた「認知症施策推進大綱」において、認知症サポーターの養成が推進されています。



T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

東京都「心のバリアフリー」サポート企業

当社は、ユニバーサルマナー検定3級の取得や、ご高齢のお客さま及び障がいのあるお客さま向けのサービスの更なる向上に向けた、「高齢者および障がい者向けのサービス向上ワーキンググループ」の取り組みが評価され、東京都「心のバリアフリー」サポート企業に登録されました。



格付け

当社では、お客さまに保険金支払能力を客観的にご判断いただくため、信用格付業者に依頼し、格付けを取得しております。

格付投資情報センター (R&I)	
保険金支払能力 2020年10月14日更新	AA ⁻
AA の定義	保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある

日本格付研究所 (JCR)	
保険金支払能力格付 2020年11月20日更新	AA ⁻
AA の定義	債務履行の確実性は非常に高い

※格付けは信用格付業者の評価であり、保険金の支払い等について何ら保証を行うものではありません。

また過去の一定時点での数値・情報等に基づいたものであるため、現在の支払能力を正確に表していない可能性及び将来的に変更される可能性があります。

※格付けの後に付加されている「-」の記号は、同じ格付等級内での相対的な位置を示しております。

ソルベンシー・マージン比率

当社のソルベンシー・マージン比率は、十分な支払余力を保持していることを示す水準にあります。

826.8%

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味であります。

生命保険会社は、将来の保険金等の支払に備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株価の大暴落等通常の予測を超えてリスクが発生することがあります。そのリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率であります。

2020年度末のソルベンシー・マージン比率は826.8%と2019年度末の1,033.6%より206.8ポイント低下しましたが、引き続き、十分に健全な水準を維持しております。

ソルベンシー・マージン比率 (%)

$$= \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン総額

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額等の合計額。

リスクの合計額

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク等、通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出した額。

※ソルベンシー・マージン比率に関する詳細につきましては、59～60ページをご参照ください。

※ソルベンシー・マージン比率は、2020年度決算に基づき算出しておりますので、将来的に変動する可能性があります。

※ソルベンシー・マージン比率は、四半期決算ごとに公表しております。

実質純資産

1,928億円

実質純資産とは、有価証券差損益等を反映した、時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつであります。

2020年度末の実質純資産は1,928億円と2019年度末の2,531億円より602億円減少となりました。

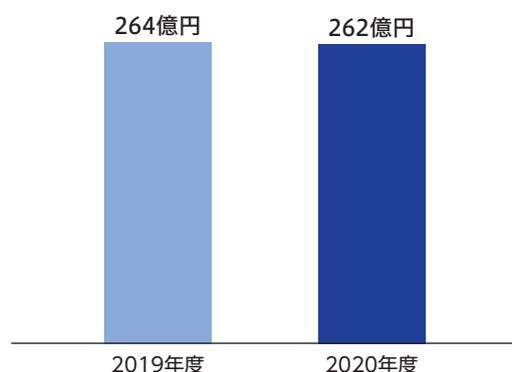
主要業績

■ 新契約年換算保険料

262億円

2020年度の個人保険・個人年金保険の新契約年換算保険料は、262億円（前年度比99.1%）と前年並みとなりました。

なお、2020年度の個人保険・個人年金保険の新契約高は、4,266億円（前年度比95.5%）、2019年度の4,468億円より202億円減少となりました。

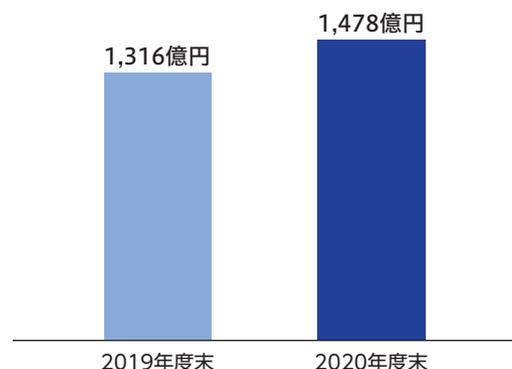


■ 保有契約年換算保険料

1,478億円

2020年度末の個人保険・個人年金保険の保有契約年換算保険料は、1,478億円（前年度末比112.3%）、2019年度末の1,316億円より161億円増加となりました。

なお、2020年度末の個人保険・個人年金保険の保有契約高は、2兆7,035億円（前年度末比113.0%）、2019年度末の2兆3,925億円より3,110億円増加となりました。



2020年度決算に基づく契約者配当

2020年度の割当はありません。

貸借対照表 (B/S) 関係

■ 総資産

1兆8,509億円

2020年度末の総資産は1兆8,509億円（前年度末比112.5%）、2019年度末の1兆6,454億円より2,055億円増加となりました。

■ 金銭の信託

1兆1,321億円

金銭の信託とは…

生命保険会社が保有する有価証券等と帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行に金銭を信託する勘定のことです。

2020年度末の金銭の信託は1兆1,321億円（前年度末比117.9%）、2019年度末の9,599億円より1,722億円増加となり、資産全体の61.2%を占めております。内訳は公社債が3,845億円（資産全体の20.8%、以下同じ）、外国証券が6,680億円（36.1%）となりました。

■ 有価証券

4,222億円

2020年度末の有価証券の残高は4,222億円（前年度末比92.1%）、2019年度末の4,586億円より363億円減少となり、資産全体の22.8%を占めております。内訳は公社債が3,607億円（資産全体の19.5%、以下同じ）、株式が1億円（0.0%）、外国証券が209億円（1.1%）、その他の証券が403億円（2.2%）となりました。

■ 責任準備金

1兆6,800億円

責任準備金とは…

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金であります。

危険準備金は責任準備金の一部で、保険リスク（実際の死亡率が予測を上回り、想定以上の保険金等の支払により損失が発生するリスク）、予定利率リスク（実際の資産運用の利回りが予定利率を確保できないリスク）等に備え積み立てている準備金であります。

保険契約準備金のうち、2020年度末の責任準備金の残高は1兆6,800億円（前年度末比114.8%）、2019年度末の1兆4,634億円より2,166億円増加となりました。なお、危険準備金の残高は58億円となりました。

■ 資本金

560億円

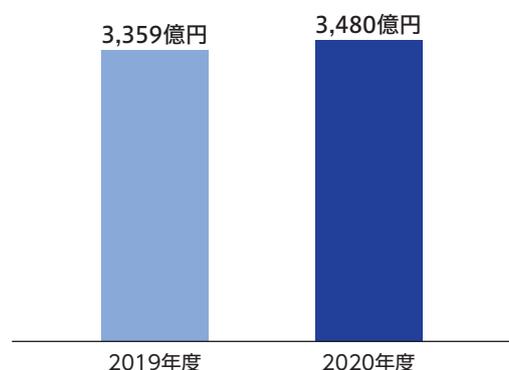
2020年度末の資本金は560億円、資本準備金は460億円であります。

損益計算書 (P/L) 関係

■ 保険料等収入

3,480億円

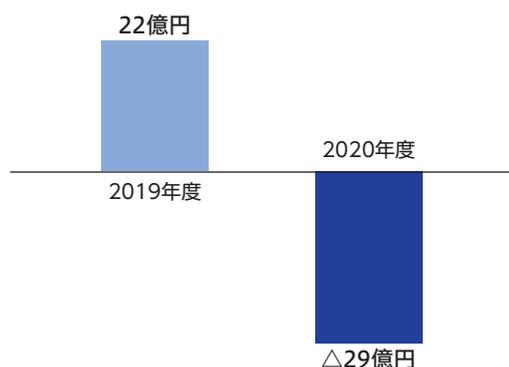
2020年度の保険料等収入は3,480億円（前年度比103.6%）、2019年度の3,359億円より121億円増加となりました。



■ 経常利益

△29億円

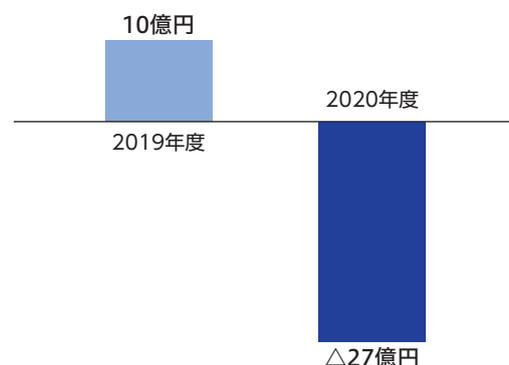
2020年度の経常利益は△29億円、2019年度の22億円より51億円減少となりました。



■ 当期純利益

△27億円

2020年度の当期純利益は△27億円、2019年度の10億円より38億円減少となりました。



一般勘定資産の運用状況

■ 運用実績の概況

2020年度末の一般勘定資産は、2019年度末より2,050億円増加し、1兆8,384億円となりました。主な資産構成比は、金銭の信託61.6%（2019年度末実績58.8%）（うち公社債20.9%、外国証券36.3%）、公社債19.6%（2019年度末実績22.7%）、現預金・コールローン13.2%（同11.0%）となりました。

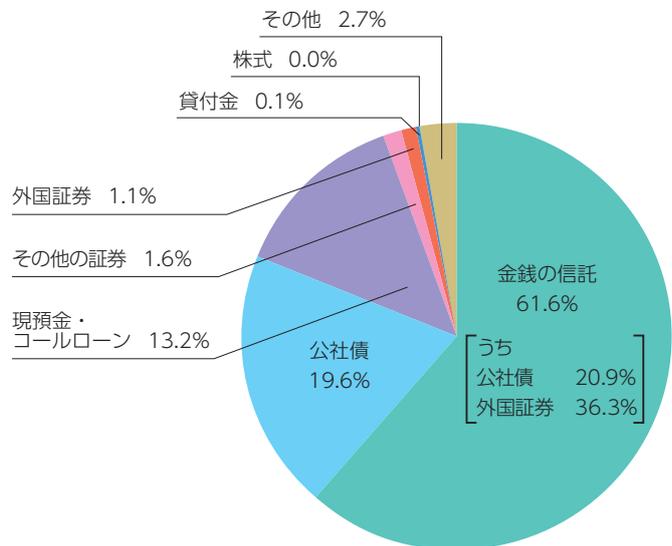
資産運用収支面では、資産運用収益1,036億円、資産運用費用1億円を計上し、資産運用収支は1,034億円となりました。

資産運用収益の内訳は、金銭の信託運用益836億円、利息及び配当金等収入72億円等であり、このうち金銭の信託運用益は、主に外国為替連動型保険の責任準備金に対応する外国公社債等の為替差益であります。なお、外国為替連動型保険の責任準備金も為替変動により増加しているため、収支に与える影響は軽微であります。

■ 一般勘定資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2020年度末	
	金 額	構成比
■ 現預金・コールローン	242,751	13.2
■ 金銭の信託	1,132,161	61.6
■ 公社債	360,795	19.6
■ 株式	126	0.0
■ 外国証券	20,962	1.1
■ その他の証券	28,937	1.6
■ 貸付金	2,475	0.1
■ その他	50,203	2.7
合計	1,838,413	100.0



基礎利益・逆ざや

■ 基礎利益

△ 32億円

2020年度の基礎利益は△32億円、2019年度の△50億円より17億円増加となりました。

基礎利益とは・・・

基礎利益とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものであります。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益等の「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものであります。

基礎利益＝経常利益－キャピタル損益－臨時損益

■ 逆ざや

24億円

2020年度の逆ざやは24億円、2019年度の29億円より4億円減少となりました。

逆ざやとは・・・

超低金利が続くなどの経済環境の変化により、予定利率により見込んでいた運用収益が実際の運用収益でまかなえない状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

市場整合的エンベディッド・バリュー (MCEV)

1,081億円

当社では、企業価値を評価する指標のひとつとして、経済価値ベースのリスク評価を反映した「市場整合的エンベディッド・バリュー」(以下、MCEV)を開示しております。

2020年度末のMCEVは1,081億円、2019年度末の665億円より416億円増加となりました。

エンベディッド・バリューとは・・・

株主に帰属すると考えられ、貸借対照表等から計算される「修正純資産」と、保有契約に基づき計算される「保有契約価値」を合計したものであります。欧州では、生命保険会社の企業価値を評価する指標のひとつとされています。

※ MCEVに関する詳細につきましては、76～77ページをご参照ください。

■ T&D 保険グループ CSR 憲章

(2021年7月1日現在)

T&D 保険グループは、グループ経営理念に基づき、社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たします。

1. より良い商品・サービスの提供

お客様のニーズにあった最適で質の高い商品・サービスを提供し、社会の持続的成長と社会的課題の解決に貢献します。

2. コンプライアンスの徹底

- ・法令、ルール等を厳格に遵守するとともに、高い倫理観のもと、真摯・誠実に行動します。
- ・公正かつ自由な競争を維持・促進します。
- ・市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応します。

3. 人権の尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・従業員の人格と多様性を尊重するとともに、健康で安全に働ける環境を確保し、人材育成を図ります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報の管理・保護を徹底します。

4. コミュニケーション

お客様や株主はもとより広く社会に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供と企業情報の適時適切な開示を行うとともに、積極的に対話を図ります。

5. 地域・社会への貢献

良き企業市民として積極的に社会活動を行い、地域・社会の健全な発展に貢献します。

6. 地球環境の保護

企業活動に際して環境問題への配慮が重要であることを十分認識し、地球環境の保護に取り組みます。

7. 実効あるガバナンスの構築と徹底

本憲章に基づく行動を実現するため、実効あるガバナンス態勢を構築するとともに、お客様、株主、従業員、代理店、取引先、地域社会など、幅広いステークホルダーとの協働に努めます。

T&D 保険グループでは、グループ各社のサステナビリティ・CSR 担当役員等を構成メンバーとする「グループSDGs 委員会」を設置しています。これにより、グループ各社がそれぞれの業務の中で主体的にサステナビリティ推進に取り組むとともに、同委員会でのグループ横断的な方針や施策等の議論を通じて、グループのサステナビリティ推進体制を強化しています。

T&D 保険グループ 人権方針

(2021年7月1日現在)

T&D 保険グループは、グループ経営理念と「T&D 保険グループ CSR 憲章」に基づき、T&D 保険グループのすべての役職員が遵守する規範としてこの人権方針を定めます。

私たちは、私たちの事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識し、当方針に沿って行動することにより、すべてのステークホルダーの人権を尊重した事業活動を推進します。

当グループの事業に関わるビジネスパートナーとお取引先さまには、本方針へのご理解と支持を期待するとともに、私たちは、すべての人の人権が尊重される社会の実現にむけ影響力を及ぼすよう努めます。

1. 人権尊重の基本的考え方

私たちは、当グループの経営理念に掲げる「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」ことを目指し、事業に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たします。

私たちは国際的に認められる人権の規範として、「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重するとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」及び国連グローバル・コンパクトの署名企業としてその10原則を支持しその実践に取り組みます。

私たちは、事業を行う国・地域の法規制と国際的に認められる人権規範に相違がある場合は、より高い基準に従います。事業を行う国・地域の法規制と国際的に認められる人権規範に相反が生じる場合は、法令を遵守しつつ、国際的に認められる人権規範を尊重する方法を追求していきます。

2. 人権デューデリジェンスの実施

私たちは、当グループの事業活動が影響を及ぼす可能性のある人権に対する負の影響を特定し、予防・軽減するために、人権に関するデューデリジェンスを実施します。当グループの事業活動により人権に負の影響を引き起こし、助長していることが明らかになった場合は、適切な是正措置を講じるよう努めます。

私たちは、当グループの事業が人権に及ぼす影響について理解し対処するため、関連するステークホルダーとの対話と協議に努めます。

3. 教育・啓発の実施

私たちは、当方針の実効性を確保するため、当グループのすべての役職員に人権尊重の教育を行い、人権啓発に努めます。

4. 通報窓口

私たちは、グループのすべての役職員から人権に関する相談や苦情を受け付ける通報窓口を設置しています。社外からの当グループの事業と関係する人権に関する相談や苦情はグループ各社の本支社の窓口、コールセンター、ウェブサイトの窓口を通じて受け付けます。私たちは、社内および社外から人権に関する相談や苦情を受け付けるための、実効性のある通報対応の仕組みを整備します。

5. 人権尊重の取り組み報告

私たちは、当グループの人権尊重の取り組みの推進状況についてホームページやサステナビリティレポート等を通じて継続的に報告します。

T&D 保険グループ 環境方針

(2021年7月1日現在)

T&D 保険グループは、「T&D 保険グループ CSR 憲章」に基づき、企業活動に際して、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保護に配慮して行動し、社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たします。

ここに以下の環境方針を定め、すべての事業活動を通じてその実現に取り組みます。

1. 事業を通じた地球環境保護

すべての事業活動にあたり、地球環境の保護に貢献するよう努めます。

2. 環境負荷の軽減

資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出による環境への負荷を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動、および環境に配慮した商品の購入（グリーン購入）等を通じて環境負荷の軽減に努めます。

3. 環境関連法規の遵守

環境保全に関する諸法規等を遵守します。

4. 環境啓発活動の推進

環境啓発活動を通じて役職員の環境問題に対する意識を高め、環境保護活動を推進します。

5. 環境への取り組みの継続的改善

環境に関する目標を設定し、定期的な見直しを図ることで、取り組みの継続的な改善に努めます。

サステナビリティ・CSRの主な取り組み

当社は、「T&D保険グループCSR憲章」等に基づき、サステナビリティ・CSR活動に取り組んでおります。また、T&D保険グループでは、国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs) (*)」の実現に向け、事業活動に関わるさまざまなCSR活動の分野から、社会にとっての重要度が高く、事業との関連が大きい社会的課題の優先度を確認し、「すべての人の健康で豊かな暮らしの実現」、「すべての人が活躍できる働く場づくり」、「気候変動の緩和と適応への貢献」等をサステナビリティの重点分野として位置付け、サステナビリティ活動の取り組みを通じてSDGsへの貢献を推進しております。



(*) 持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

すべての人の健康で豊かな暮らしの実現 (2021年7月1日現在)



当社では、銀行等の金融機関や来店型の保険ショップを通じて、多様化するお客さまニーズに応えるため、商品ラインアップを拡充し、タイムリーに保険商品を提供しております。シニアのお客さまに、ゆとりあるセカンドライフのための生活資金の準備や遺族保障等のニーズに応える資産形成型商品を、就労・子育て世代のお客さまに、ご加入いただきやすい価格の保障性商品をお届けしております。

今後ともお客さまにご満足いただけるより良い商品・サービスの提供に努めてまいります。

※商品に関する詳細や取扱代理店につきましては、当社ホームページ (<https://www.tdf-life.co.jp>) をご参照ください。

2021年6月14日新発売

一時払
個人変額保険

2021年2月2日改定

平準払
特定疾病
収入保障保険
一時給付保険

2020年9月1日改定

一時払
終身保険

2020年4月2日改定

平準払
医療保険



すべての人が活躍できる働く場づくり (2021年7月1日現在)

当社は、T&D保険グループの一員として「多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮できる企業風土づくり」に取り組んでまいります。

ダイバーシティの推進

新しい商品やサービスの創造により持続的な企業価値の向上を実現し、お客さまから厚い信頼を得られる企業であり続けるため、女性が安心して働き、意欲・能力を発揮して活躍していけるよう、策定した「女性活躍推進法」に基づく「行動計画」を踏まえ、女性の活躍機会のさらなる拡大と積極的な管理職層への登用、仕事と家庭の両立を支援する施策を実施しております。

- ・キャリア意識の向上及び能力・スキル向上のための各種研修の実施
- ・管理職登用にに向けたジョブローテーションを中心としたキャリア形成支援の実施
- ・多様で柔軟な働き方を推進するためのワークライフバランス施策の実施

キャリア形成支援

多様な職務を幅広く経験できるよう、自らが保有するスキルや業務適性を分析し、従事したい業務に積極的に携わり、キャリア形成を図る機会を提供する「ジョブチャレンジ制度」や「グループ人材交流」等を実施しております。

「教育・研修体系」に、女性従業員のキャリア意識の向上及びリーダーシップ発揮のための行動・スキルの習得を支援する研修を組み込み、「女性活躍サポート研修」を定期的実施しております。

育児との両立支援

短時間勤務制度（小学校卒業まで4・5・6時間の3種類）の導入、子の誕生日休暇（小学校就学まで）・アニバーサリー休暇の取得奨励、法定を上回る充実した「育児休業制度」の導入等、労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた施策を推進し、子育て支援・継続就業支援に取り組んでおります。

次世代育成支援対策推進法に基づく取組み

当社は、次世代育成支援対策推進法^(*)に基づく特例認定企業として「プラチナくるみん」の認定を取得しており、従業員が家庭と仕事を両立しやすい環境づくりの実現に向けて制度・規程の整備・拡充を進めております。

(*)次世代育成支援対策推進法とは、日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を支援するため、2005年に施行された法律であります。この法律に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。さらに、2015年4月1日より、くるみん認定を既に受け、高い水準の取組みを行っている企業を評価しつつ、継続的な取組みを促進するため、新たに「プラチナくるみん」認定がはじまりました。



ワークライフバランスの推進

当社は、ワークライフバランス推進に向け、以下の労働時間削減に向けた取組みを実施しております。

- (1) ノー残業デー・早帰りデーの実施（毎月4日以上）
- (2) 前年同月の所定外労働時間の95%を数値目標とした管理職による残業削減指導
- (3) フレックスタイム制度の利用促進
- (4) 業務用パソコンの18:30自動シャットダウン

テレワークの推進

従業員の育児や介護と仕事との両立や業務の効率化・時間外労働の削減により、仕事と生活の調和を図り、より柔軟な働き方を実現するため「在宅勤務（テレワーク）制度」を導入・推進しております。

サステナビリティ・CSRの主な取組み

気候変動の緩和と適応への貢献



当社は、環境負荷軽減のための活動を推進しております。

クールビズ・ウォームビズの実施

CO₂削減に向けた環境保護への具体的な取組みのひとつとして、「クールビズ」「ウォームビズ」を実施いたしました。

ライトダウンキャンペーンの実施

当社では、役職員一人ひとりの環境に対する意識を向上する取組みとして、年に2回、当社フロアの一斉消灯を呼びかけるキャンペーンを実施しております。2020年度は8月と12月に実施いたしました。

ペーパーレス化の推進

会議室にOA機器を設置しペーパーレス会議を推進しております。また、両面印刷や複数ページを1枚の用紙に印刷するなど事務用紙使用量の削減に努めております。

グリーン購入の推進

主に事務用品等消耗品を対象とするグリーン購入の取組みに加え、商品パンフレット、ご契約のしおり・約款の印刷や、システム機器・OA機器の調達を対象に、環境負荷低減に配慮したグリーン調達の基準を定め、基準を満たすものから優先的に調達する取組みを実施しております。

投資を通じた持続可能な社会への貢献



当社は、「T&D保険グループCSR憲章」に基づき、事業活動を通じて社会的課題の解決に貢献する取組みを進めております。

2020年度は、新型コロナウイルスの影響を受けた開発途上国における、社会インフラ整備等に資するソーシャルボンドへの投資に取り組みました。

引き続き、「T&D保険グループESG投資方針」を踏まえ、環境・社会・企業統治の課題を考慮する「ESG投資」を通じて、持続可能な社会の形成に一層貢献できるよう、努めてまいります。

社会貢献活動

当社は、一般社団法人生命保険協会を通じた募金活動や、東京都赤十字血液センターを通じた献血活動を実施したほか、以下の取組みを行いました。

「日本ろう者サッカー協会」とオフィシャルパートナー協定を締結

当社は、2018年6月に、一般社団法人日本ろう者サッカー協会とオフィシャルパートナー協定を締結いたしました。

同協会のオフィシャルパートナーとして、ろう者サッカー・フットサル日本代表の活動のサポートや障がい者スポーツの振興を通じて、ろう者サッカー・フットサルの発展と普及に貢献してまいります。



健康増進の取り組み

T&Dフィナンシャル生命健康宣言

当社は、「T&Dフィナンシャル生命健康宣言」を策定し、従業員が健康でイキイキと活躍できる職場づくりを積極的に推進しております。

■ T&Dフィナンシャル生命健康宣言～従業員の健康増進に向けた取り組み～（2021年7月1日現在）

T&Dフィナンシャル生命は、「人生100年時代」を見据えた諸課題に対してお客さま本位の商品・サービスを提供し、人と社会に貢献していくという使命の実現に向け、従業員が心身ともに健康でイキイキと活躍できることが不可欠と考えています。

そのため、従業員の健康増進に向けた取り組みの推進を通じ、多様で柔軟な働き方を実現することで、従業員エンゲージメント*や労働生産性の向上を目指してまいります。

T&Dフィナンシャル生命健康宣言～従業員の健康増進に向けた取り組み～

- ①長時間労働防止を目的としたノー残業デー・早帰りデーの実施、業務用パソコンの自動シャットダウン等、労働時間の縮減に向けた取り組み
- ②従業員の育児や介護と仕事との両立や業務の効率化・時間外労働の削減により、仕事と生活の調和を図り、より柔軟な働き方を実現するための在宅勤務（テレワーク）制度の推進
- ③疾病の予防と早期発見・治療を目的とした定期健康診断完全実施および自己負担ゼロの人間ドック受診
- ④メンタルヘルス不調の未然防止のためのストレスチェックの実施と集団分析結果を踏まえた職場環境の改善、ラインケア向上のため管理職層の「メンタルヘルスマネジメント検定」取得
- ⑤従業員が心身の健康問題につき気軽に相談できる窓口「T&Dメディカルホットライン」の設置
- ⑥喫煙及び受動喫煙による健康被害を防止するため、社内喫煙エリア廃止および就業時間中の喫煙禁止
- ⑦メタボリックシンドローム予備群・該当者の食生活・運動習慣・生活習慣等の改善を目的とした健康保険組合との協働による、特定健康診査事業及びデータヘルス計画に基づく保健指導事業の実施
- ⑧従業員がスポーツを通じて健康増進を図ることを目的とした社内のスポーツクラブ活動支援やスポーツイベントの開催

*企業が目指す姿や方向性を、従業員が理解・共感し、その達成に向けて自発的に貢献しようという意識。

■ スポーツイベントの開催

当社は、日本ろう者サッカー協会の協力のもと、従業員の健康増進と社内コミュニケーションの活性化とともに、障がい者スポーツへの理解促進を図ることを目的にオンラインスポーツイベント「らくらくストレッチ」を実施いたしました。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大を防止するためWebを活用し実施いたしました。



サステナビリティ・CSRの主な取組み

「健康経営優良法人」に認定

当社は、「働きがいのある職場づくり」を経営施策に掲げ、ノー残業デー・早帰りデーの実施、業務用パソコンの自動シャットダウン等の労働時間の縮減に向けた取組み、定期健康診断の完全実施、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としたストレスチェック、社内喫煙エリアの廃止・就業時間中の喫煙の禁止等、従業員の健康増進に向けた施策を実施しております。

また、健康保険組合との協働による、特定健康診査事業及びデータヘルス計画に基づく保健指導事業に取り組んでおります。

こうした活動が評価され、経済産業省による「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人」に3年連続で認定されました。

※「健康経営優良法人認定制度」は、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度であり、「経営理念」「組織体制」「制度・施策実行」「評価・改善」に関する評価基準に基づき「健康経営優良法人」の認定が行われます。当社は大規模法人部門において「健康経営優良法人」に認定されました。



「東京都スポーツ推進企業」に認定

当社は、日本ろう者サッカー協会とオフィシャルパートナー協定を締結し、ろう者サッカー・フットサルの発展と普及をサポートしております。また、障がい者アスリートを雇用し、競技活動を支援するとともに、従業員の障がい者スポーツへの理解促進を図っております。

こうした活動が評価され、東京都より「東京都スポーツ推進企業」に3年連続で認定されました。

※東京都スポーツ推進企業認定制度は、従業員のスポーツ活動の促進に向けた優れた取組みや、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定し、広く都民に周知する制度です。



「スポーツエールカンパニー」に認定

当社が、従業員の健康増進を図ることを目的に社内のクラブ活動を支援していることが評価され、スポーツ庁より「スポーツエールカンパニー」に3年連続で認定されました。クラブ活動には、部門を超えての参加があり、社内コミュニケーションの推進にも大きく貢献しております。

※スポーツ庁では、運動不足である「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的機運の醸成を図ることを目的として従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組みを行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しています。



資料編

T&D
2021

資料編

INDEX

I. 会社の概況及び組織 28

I-1	沿革	28
I-2	経営の組織	28
I-3	店舗網一覧	28
I-4	資本金の推移	29
I-5	株式の総数	29
I-6	株式の状況	29
I-7	主要株主の状況	29
I-8	取締役・監査役・執行役員	30
I-9	会計監査人の名称	31
I-10	従業員の在籍・採用状況	31
I-11	平均給与（内勤職員）	31
I-12	平均給与（営業職員）	31

II. 保険会社の主要な業務の内容 32

II-1	主要な業務の内容	32
II-2	経営理念	32
II-3	経営ビジョン	32
II-4	経営方針	32

III. 直近事業年度における事業の概況 34

III-1	直近事業年度における事業の概況	34
III-2	契約者懇談会開催の概況	37
III-3	相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	37
III-4	契約者に対する情報提供の実態	39
III-5	商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	39
III-6	代理店教育・研修の概略	39
III-7	新規開発商品の状況	40
III-8	保険商品一覧	40
III-9	情報システムに関する状況	41
III-10	公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	41

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 42

V. 財産の状況 43

V-1	貸借対照表	43
V-2	損益計算書	53
V-3	キャッシュ・フロー計算書	55
V-4	株主資本等変動計算書	56
V-5	債務者区分による債権の状況	58
V-6	リスク管理債権の状況	58
V-7	元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	58
V-8	保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	59
V-9	有価証券等の時価情報（会社計）	60
(1)	有価証券の時価情報	60
(2)	金銭の信託の時価情報	63
(3)	土地等の時価情報	63

(4)	デリバティブ取引の時価情報	64
V-10	経常利益等の明細（基礎利益）	67
V-11	計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	69
V-12	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	69
V-13	代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	69
V-14	事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	69

VI. 業務の状況を示す指標等 70

VI-1	主要な業務の状況を示す指標等	70
(1)	決算業績の概況	70
(2)	年換算保険料	70
(3)	保有契約高及び新契約高	70
(4)	保障機能別保有契約高	71
(5)	個人保険及び個人年金保険契約種別別保有契約年換算保険料	72
(6)	個人保険及び個人年金保険契約種別別保有契約高	73
(7)	契約者配当の状況	73
VI-2	保険契約に関する指標等	73
(1)	保有契約増加率	73
(2)	新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	73
(3)	新契約率（対年度始）	74
(4)	解約失効率（対年度始）	74
(5)	個人保険新契約平均保険料（月払契約）	74
(6)	死亡率（個人保険主契約）	74
(7)	特約発生率（個人保険）	74
(8)	事業費率（対収入保険料）	74
(9)	保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	75
(10)	保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	75
(11)	保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	75
(12)	未だ収受していない再保険金の額	75
(13)	第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	76
(14)	順ざや・逆ざやの状況	76

	(15) 市場整合的エンベディッド・バリュー (MCEV)	76
VI-3	経理に関する指標等	78
	(1) 支払備金明細表	78
	(2) 責任準備金明細表	78
	(3) 責任準備金残高の内訳	78
	(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高 (契約年度別)	79
	(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	80
	(6) 契約者配当準備金明細表	80
	(7) 引当金明細表	81
	(8) 特定海外債権引当勘定の状況	81
	(9) 資本金等明細表	81
	(10) 保険料明細表	81
	(11) 保険金明細表	82
	(12) 年金明細表	82
	(13) 給付金明細表	82
	(14) 解約返戻金明細表	82
	(15) 減価償却費明細表	83
	(16) 事業費明細表	83
	(17) 税金明細表	83
	(18) リース取引	83
	(19) 借入金残存期間別残高	83
VI-4	資産運用に関する指標等 (一般勘定)	84
	(1) 資産運用の概況	84
	(2) 運用利回り	86
	(3) 主要資産の平均残高	86
	(4) 資産運用収益明細表	87
	(5) 資産運用費用明細表	87
	(6) 利息及び配当金等収入明細表	88
	(7) 有価証券売却益明細表	88
	(8) 有価証券売却損明細表	88
	(9) 有価証券評価損明細表	88
	(10) 商品有価証券明細表	88
	(11) 商品有価証券売買高	88
	(12) 有価証券明細表	89
	(13) 有価証券残存期間別残高	89
	(14) 保有公社債の期末残高利回り	89
	(15) 業種別株式保有明細表	90
	(16) 貸付金明細表	90
	(17) 貸付金残存期間別残高	91
	(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	91
	(19) 貸付金業種別内訳	91
	(20) 貸付金使途別内訳	92
	(21) 貸付金地域別内訳	92
	(22) 貸付金担保別内訳	92
	(23) 有形固定資産明細表	93
	(24) 固定資産等処分益明細表	93
	(25) 固定資産等処分損明細表	94
	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	94
	(27) 海外投融資の状況	94
	(28) 海外投融資利回り	95

	(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)	95
	(30) 各種ローン金利	96
	(31) その他の資産明細表	96
VI-5	有価証券等の時価情報 (一般勘定)	96
	(1) 有価証券の時価情報	96
	(2) 金銭の信託の時価情報	96
	(3) デリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値)	96

Ⅶ. 保険会社の運営 97

Ⅶ-1	コーポレート・ガバナンス	97
Ⅶ-2	内部統制システムの整備	98
Ⅶ-3	お客さま本位の業務運営	101
Ⅶ-4	ERMの推進	102
Ⅶ-5	リスク管理の体制	102
Ⅶ-6	コンプライアンス (法令等遵守) の体制	106
Ⅶ-7	法第二百二十一条第一項第一号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。) の合理性及び妥当性	111
Ⅶ-8	金融ADR制度への対応	112
Ⅶ-9	個人データ保護について	113
Ⅶ-10	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	115
Ⅶ-11	内部監査体制について	115

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等 116

Ⅷ-1	特別勘定資産残高の状況	116
Ⅷ-2	個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定資産の運用の経過	116
Ⅷ-3	個人変額保険及び変額個人年金保険の状況	117
	(1) 個人変額保険	117
	① 保有契約高	117
	② 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳	117
	③ 個人変額保険特別勘定の運用収支状況	117
	④ 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報	118
	(2) 変額個人年金保険	118
	① 保有契約高	118
	② 年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳	118
	③ 変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況	119
	④ 変額個人年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報	119

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況 119

生命保険協会統一開示項目	120
--------------------	-----

(注) 本資料において、百分率は表示未満を四捨五入しております。この端数処理により、各百分率の合計が100%にならないことがあります。

I. 会社の概況及び組織

I-1 沿革

当社は1947年に設立された東京生命保険相互会社を前身とし、同社の更生手続きを経てT&D保険グループ（太陽生命及び大同生命）の支援の下、2001年10月、ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社へと組織変更を行い、事業を開始いたしました。

2004年4月には、経営の効率化と戦略的な集中投資を可能とし、継続的成長と収益の拡大を目指すこと等を目的として、株式移転により、完全親会社となる保険持株会社（T&Dホールディングス）を太陽生命、大同生命と共同で設立し、同社の完全子会社となりました。

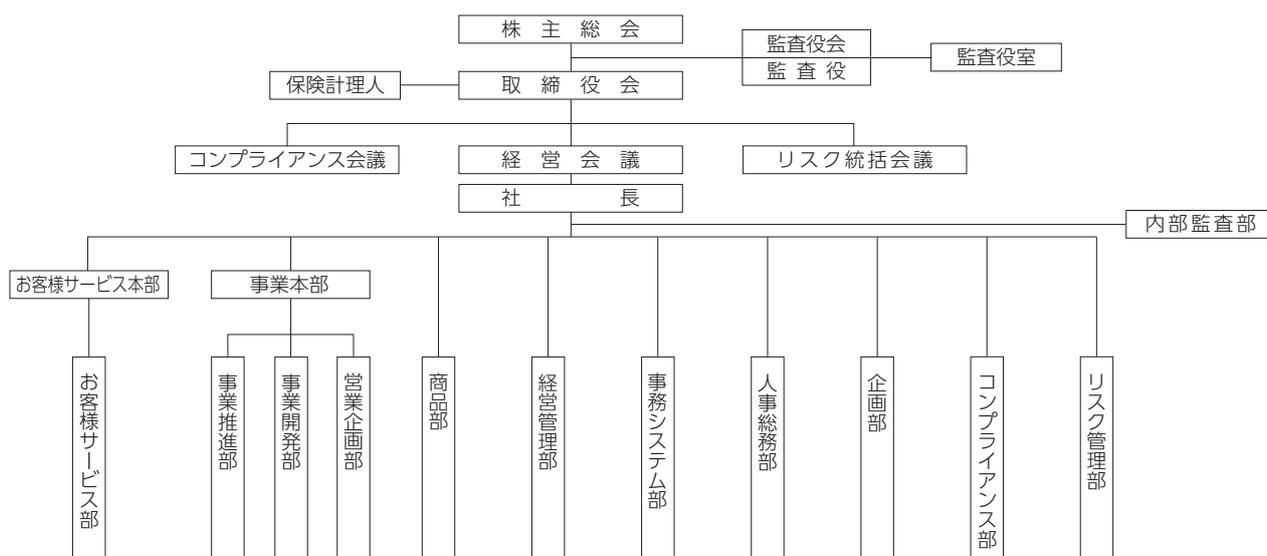
2006年7月には、グループ会社間の連帯意識を高め、T&D保険グループとしての一体感を図るため、商号のカタカナ表記「ティ・アンド・ディ・」をローマ字表記「T&D」に変更する商号変更を行い「T&Dフィナンシャル生命保険株式会社」となりました。

今後とも、T&Dホールディングス傘下の中核生命保険会社の一員として、お客さまの声を反映し、お客さまの視点に立った業務運営を進め、お客さまサービスの向上を目指してまいります。

また、お客さまに評価される商品・サービスを提供することにより、金融機関等代理店チャンネルを通じた生命保険販売の分野において、確固たる地位を築き、企業価値の向上を目指してまいります。

I-2 経営の組織

(2021年7月1日現在)



I-3 店舗網一覧

名称	所在地
本社	〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目1番1号 電話 03-6745-6850 (代表)

I-4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
2001年10月17日	10,000百万円	10,000百万円	組織変更による株式会社設立
2002年 9月20日	10,000百万円	20,000百万円	増資
2006年 3月28日	16,000百万円	36,000百万円	増資
2008年12月26日	20,000百万円	56,000百万円	増資

I-5 株式の総数

(2021年3月31日現在)

発行可能株式の総数	3,200千株	当期末株主数	1名
発行済株式の総数	1,600千株		

I-6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

(2021年3月31日現在)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	1,600千株	-

(2) 大株主

(2021年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社T&Dホールディングス	1,600千株	100.0%	-千株	-%

I-7 主要株主の状況

(2021年3月31日現在)

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
株式会社 T&Dホールディングス	東京都中央区日本橋 二丁目7番1号	207,111 百万円	①生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 ②その他上記に掲げる業務に附帯する業務	2004年4月1日	100.0%

I-8 取締役・監査役・執行役員

(1) 取締役及び監査役

男性9名、女性0名（取締役及び監査役のうち女性の比率 0%）
 （2021年7月1日現在）

役職 [管掌・担当]	氏名 (生年月日)	略歴
代表取締役 社長	いたさか まさひみ 板坂 雅文 (1963年10月25日)	2004年 6月 大同生命入社 2007年 2月 T&Dフィナンシャル生命 金融法人部長 2007年 9月 当社 事業推進部長 2011年 4月 当社 執行役員 事業本部長 事業推進部長 IP担当部長 2012年 9月 当社 執行役員 事業本部長 営業企画部長 2013年 9月 当社 執行役員 事業本部長 2015年 4月 当社 常務執行役員 事業本部長 2015年 6月 当社 取締役常務執行役員 事業本部長 2017年 4月 当社 代表取締役社長【現任】 2017年 6月 T&Dホールディングス 取締役
取締役 専務執行役員 [事業本部管掌、 企画部担当]	きし のぶゆき 岸 信之 (1963年2月28日)	1987年 4月 太陽生命入社 2000年 3月 同社 川西支社長 2013年 4月 同社 不動産部長 2014年 4月 同社 執行役員 不動産部長 2015年 6月 同社 取締役執行役員 不動産部長 2017年 4月 同社 取締役常務執行役員 2018年 4月 T&Dリース 代表取締役社長 2021年 6月 T&Dフィナンシャル生命 取締役専務執行役員【現任】
取締役 常務執行役員 [内部監査部、リスク管理部、 コンプライアンス部担当]	つかはら しゅんすけ 塚原 俊介 (1961年9月21日)	1985年 4月 東京生命入社 2006年10月 T&Dフィナンシャル生命 コンプライアンス部長 2010年 4月 当社 人事総務部長 2012年 9月 当社 企画部長 2015年 4月 当社 執行役員 企画部長 2016年 4月 当社 執行役員 2019年 4月 当社 常務執行役員 2019年 6月 当社 取締役常務執行役員【現任】
取締役 (社外役員)	あべ ゆきゆり 阿部 幸宣 (1955年3月13日)	2006年 4月 SUパートナーズ税理士法人 設立 代表社員【現任】 2016年 6月 T&Dフィナンシャル生命 取締役【現任】
取締役	もりなか かねたけ 森中 哉也 (1962年3月17日)	1984年 4月 大同生命入社 2000年 3月 同社 新横浜支社長 2008年 4月 同社 北陸地区営業本部長兼金沢支社長 2010年 4月 同社 執行役員 業務部長 2012年 4月 同社 執行役員 営業企画部長 2013年 4月 同社 常務執行役員 営業企画部長 2014年 4月 同社 常務執行役員 2015年 6月 同社 取締役常務執行役員 2017年 4月 同社 取締役専務執行役員 2019年 6月 同社 代表取締役専務執行役員 2020年 4月 同社 取締役【現任】 2020年 4月 T&Dホールディングス 副社長執行役員 2020年 6月 同社 代表取締役副社長【現任】 2021年 6月 T&Dフィナンシャル生命 取締役【現任】
取締役	ながい ほたか 永井 穂高 (1963年7月2日)	2002年 4月 大同生命入社 2009年 4月 T&Dホールディングス 経営企画部担当部長 2010年 4月 同社 経営管理部長 2015年 4月 同社 執行役員 経営管理部長 2017年 4月 T&Dフィナンシャル生命 常務執行役員 2017年 6月 当社 取締役常務執行役員 2020年 4月 当社 取締役専務執行役員 2021年 6月 当社 取締役【現任】 2021年 6月 T&Dホールディングス 常務執行役員【現任】
常勤監査役	つづみ ひろよし 堤 啓吉 (1962年10月20日)	1985年 4月 大同生命入社 2008年 4月 同社 商品部長 2011年 4月 同社 契約サービス部長 2014年 4月 同社 契約部長 2015年 4月 同社 法人営業部長 2016年 4月 T&Dフィナンシャル生命 商品部長 2020年 4月 当社 商品部審議役 2020年 6月 当社 常勤監査役【現任】
監査役 (社外役員)	うめつ ひであき 梅津 英明 (1979年7月9日)	2004年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)【現任】 2018年 6月 T&Dフィナンシャル生命 監査役【現任】
監査役 (社外役員)	しんま ゆういちろう 新間 祐一郎 (1978年12月11日)	2004年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)【現任】 2020年 6月 T&Dフィナンシャル生命 監査役【現任】

(2) 執行役員

(2021年7月1日現在)

役職 [担当・委嘱]	氏名 (生年月日)	略歴
常務執行役員 [お客様サービス本部担当 (お客様サービス本部長委嘱)]	ほそだ ひろゆき 細田 裕之 (1958年7月16日)	1983年 4月 東京生命入社 2008年 4月 T&Dフィナンシャル生命 システム部長 2009年 3月 当社 事務システム部長 2014年 4月 当社 執行役員 事務システム部長 2016年 4月 当社 執行役員 2018年 4月 当社 常務執行役員 2019年 4月 当社 常務執行役員 お客様サービス本部長【現任】
執行役員 [人事総務部担当 (人事総務部長委嘱)]	かわば しんいち 川瀬 普一 (1960年8月19日)	1984年 4月 東京生命入社 2008年 4月 T&Dフィナンシャル生命 商品部部長 2009年 3月 当社 事業管理部部长 2009年10月 当社 お客様サービス本部長 2010年 4月 当社 企画部長 2012年 9月 当社 コンプライアンス部長 2014年 4月 当社 事業推進部長 2016年 4月 当社 お客様サービス本部 お客様サービスセンター長 2017年 4月 当社 執行役員 お客様サービス本部長 お客様サービスセンター長 2018年 4月 当社 執行役員 お客様サービス本部長 2019年 4月 当社 執行役員 コンプライアンス部長 2021年 4月 当社 執行役員 2021年 6月 人事総務部長【現任】
執行役員 [経営管理部担当、 内部監査部副担当]	ばば しんてい 馬場 伸午 (1966年3月18日)	2005年 1月 大同生命入社 2011年 4月 T&Dフィナンシャル生命 経営管理部長 2012年 4月 当社 商品事業部長 2012年 9月 当社 商品部長 2016年 4月 当社 企画部長 2017年 4月 当社 執行役員 企画部長 2019年 4月 当社 執行役員 人事総務部長 2021年 6月 当社 執行役員【現任】
執行役員 [事業本部担当 (事業本部長、 営業企画部長委嘱)]	やまもと しんじ 山本 真司 (1967年3月17日)	1989年 4月 東京生命入社 2013年 9月 T&Dフィナンシャル生命 営業企画部長 2017年 2月 当社 営業企画部長 事業推進部長 2017年 4月 当社 営業企画部長 2018年 4月 当社 執行役員 事業本部長 2019年 1月 当社 執行役員 事業本部長 事業推進部長 2019年 4月 当社 執行役員 事業本部長 営業企画部長【現任】
執行役員 [事務システム部担当 (事務システム部長委嘱)]	ながしま ひろゆき 永島 浩之 (1963年9月7日)	1986年 4月 東京生命入社 2016年 4月 T&Dフィナンシャル生命 事務システム部長 2019年 4月 当社 執行役員 事務システム部長【現任】
執行役員 [商品部担当]	なかむら たかゆき 中村 高幸 (1965年11月16日)	1989年 4月 大同生命入社 2015年 4月 同社 商品部長 2018年 4月 同社 品質管理部長 2019年 4月 T&Dフィナンシャル生命 事業本部副部長 2019年 7月 当社 執行役員 事業本部副部長 2021年 4月 当社 執行役員【現任】

※当社は、2006年7月に「ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社」から「T&Dフィナンシャル生命保険株式会社」に商号変更を行っておりますが、上表においては、すべて「T&Dフィナンシャル生命」又は「当社」と記載しております。

I-9 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

I-10 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数		採用数		2020年度末	
	2019年度末	2020年度末	2019年度	2020年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	275名	275名	21名	8名	42.6歳	15.9年
(男 子)	(202)	(200)	(15)	(6)	(43.4)	(16.5)
(女 子)	(73)	(75)	(6)	(2)	(40.4)	(14.5)

(注) 1. 総合職・一般職の職群を設けておりません。
2. 営業職員は在籍しておりません。

I-11 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	2020年3月	2021年3月
内勤職員	422	410

(注) 平均給与月額とは各期末の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含んでおりません。

I-12 平均給与（営業職員）

営業職員は在籍しておりませんので、該当ありません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

Ⅱ-1 主要な業務の内容

【会社の目的】

当社は定款において以下に掲げる業務を行うことを定めております。

- (1) 生命保険業
- (2) 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託
- (4) 第1号から第3号のほか保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- (5) その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

【事業の内容】

当社は、生命保険業免許に基づき、生命保険業を営んでおります。具体的には、生命保険の募集及び保険加入希望者からの保険の引受、保険料の収納及び保険金等の支払等の業務・事務を行っております。また、保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資等を行っております。

Ⅱ-2 経営理念

Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。

Ⅱ-3 経営ビジョン

- ・お客さまをはじめとするステークホルダーから厚い信頼を得られる生命保険会社を目指します。
- ・金融機関等代理店チャネルを通じた生命保険販売の分野において、確固たる地位を築くことを目指します。
- ・高い健全性を維持しつつ、持続的に企業価値を向上させていくことを目指します。

Ⅱ-4 経営方針

コンプライアンス態勢の充実及びお客さま保護に資する内部管理態勢を強化します。

当社は、公共性の高い「保険事業」を営む会社であることを念頭に置き、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、コンプライアンス態勢の充実とお客さま保護を重視した内部管理態勢を構築しております。

具体的には、役職員が法令やルールに基づいて公正かつ適正な企業活動を行っていくための基本方針として、「T&Dフィナンシャル生命コンプライアンス行動規範」を定め、またコンプライアンスに関する一元的な体制確立並びにコンプライアンスの徹底を目的に「コンプライアンス会議」を設置しております。

さらに、お客さまの視点に立った保険金等のお支払いに向けた規程等の整備や、「サービス監理委員会」による保険金等のお支払い態勢の監督強化により支払管理態勢の充実を図るとともに、お客様サービスセンターを通じて寄せられたお客さまの声に迅速に対応する態勢を構築しております。

加えて、お客さまからの苦情や申出内容から第三者の仲裁等を必要とする場合は、指定紛争解決機関を含めた外部機関を紹介するなど、迅速な紛争解決を図る態勢を構築しております。

今後とも、コンプライアンス態勢の充実と内部管理態勢の強化を図り、お客さま、ひいては社会から、一層の信頼をいただける会社を目指してまいります。

お客さまに評価される商品・サービスを提供し、持続的な成長を目指します。

当社は、T&D保険グループにおける中核生命保険会社として、金融機関や来店型保険ショップ等を通じた生命保険の販売に特化しております。

金融機関等代理店チャンネルでの保険販売は今後も成長が期待される分野であり、金融機関等代理店チャンネルを拡大し、競争力のある商品を提供することで、持続的な成長を達成することを目指しております。

2020年度においては、「無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）」（販売名称：家計にやさしい終身医療）、「無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）」（販売名称：生涯プレミアムジャパン5）、「無配当特定疾病障害収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」／「無配当特定疾病一時給付保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」（販売名称：働くあなたにやさしい保険2）を発売いたしました。これらの商品提供を通じ、金融機関や来店型保険ショップ等の開拓に努めたことにより、お客さまとの窓口となる取扱代理店が増加し、2020年度末現在、提携代理店数は合計159代理店となりました。

今後とも、お客さまと代理店のニーズを満たす商品やサービスを提供することにより、金融機関等代理店チャンネルを通じた生命保険販売の分野において、確固たる地位を築くことを目指してまいります。

高い健全性を維持しつつ、保有契約高の増大をはかり、収益性の向上を目指します。

当社は、T&D保険グループにおける中核生命保険会社として、高い健全性を維持しつつ、金融機関等代理店チャンネルに経営資源を集中させることにより、効率的な経営を目指しております。また、お客さまニーズを踏まえた、市場競争力のある商品を迅速に開発、投入し、さらなる商品ラインアップの充実を図ることで、保有契約高の増大に努め、収益性の向上を目指してまいります。

Ⅲ．直近事業年度における事業の概況

Ⅲ－１ 直近事業年度における事業の概況

【金融経済環境】

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・宿泊等の対面型サービスを中心に個人消費に下押し圧力がかかり、企業収益も大幅に減少するなど、景気は厳しい状況が続きました。

生命保険業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた対面営業の自粛により、新契約業績は前年度比で減少しました。資産運用環境につきましては、国内株式は、世界的に大規模な金融緩和や財政支出が続くなか、新型コロナワクチンの開発進展や接種拡大への期待もあり、株価は大幅に上昇しました。国内金利は、日本銀行による長短金利のコントロールを伴う量的・質的金融緩和政策の継続により、10年長期国債利回りは、日本銀行が目標水準としているゼロ%近傍で概ね推移しました。海外金利は、新型コロナワクチンに関する前向きな動きや米国の追加経済対策等を背景に上昇しました。

【事業の経過及び成果】

このような経営環境の中で、当社では、「コンプライアンス態勢の充実及びお客さま保護に資する内部管理態勢を強化します。」「お客さまに評価される商品・サービスを提供し、持続的な成長を目指します。」「高い健全性を維持しつつ、保有契約高の増大をはかり、収益性の向上を目指します。」を経営方針として掲げ、金融機関等の販売チャンネルを通じて、保険商品を販売することをコアビジネスとして、企業価値の向上に取り組みました。

お客さま利便性向上の面では、2020年4月より、株式会社インターネットインフィニティーが提供する介護・認知症サポートサービス「介護コンシェル」を導入し、介護・認知症に関する保障がある保険契約のお客さま向けにサービス開始いたしました。ケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供しております。また、当社発送物で宛先不明により返送となった際などに、ご登録いただいている携帯電話番号にショートメッセージをお送りするサービスを開始いたしました。

さらに、各種手続きに必要な書類の簡素化や取扱基準の緩和等に継続的に取り組んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまに対し、お申出により「保険料払込猶予期間の延長」や「契約更新手続き期間の延長」、「契約者貸付金の利息免除」、「保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い」等の特別取扱いを実施いたしました。

また、コロナ禍において、対面での募集に加え、オンライン面談や郵送を活用した募集を開始いたしました。

今後とも、お客さまの声を踏まえ、お客さまの視点に立った業務運営を一層進め、お客さまサービスの向上に資するよう努めてまいります。

商品面では、2020年4月より、「無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）」（販売名称：家計にやさしい終身医療）を発売いたしました。本商品は、「日帰り入院」から「長期入院」「生活習慣病」「先進医療」への備えまで必要な保障をしっかりとご準備いただける医療保険であり、主契約の選択パターンに加え、お客さまのニーズにあわせてさまざまな特則・特約を自由に組み合わせることができるよう改定を行いました。

2020年9月からは、「無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）」（販売名称：生涯プレミアムジャパン5）を発売いたしました。本商品は、「ご自身でつかうお金」と「ご家族にのこすお金」を準備できる円建の終身保険「生涯プレミアムジャパン」シリーズのリニューアル版であります。本商品では、介護や認知症に対する保障意識の高まりを受けて、これまでの介護認知症年金支払移行特約に加え、公的介護保険制度「要介護4以上」に認定又は「所定の認知症」と診断確定された場合に死亡保険金を前払いする「介護認知症前払特約」を新設いたしました。また、これまでご負担いただいていた初期費用を不要とするとともに、「高額割引制度」の取扱いを開始するなどの改定を行いました。

2021年2月からは、「無配当特定疾病障害収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」／「無配当特定疾病一時

給付保険（無解約払戻金・I型）（販売名称：働くあなたにやさしい保険2）を発売いたしました。本商品は、死亡保障をなくし病気やケガによる「収入減少」と「支出増加」にそなえる保険であり、三大疾病やケガによる継続的な収入減少にそなえる「年金コース」と三大疾病による治療費等の一時的な支出増加にそなえる「一時金コース」の2つのコースからご選択いただくことができます。

今後ともお客さまにご満足いただけるより良い商品・サービスの提供に努めてまいります。

提携面では、2020年度末現在、提携代理店数は合計159代理店（共同募集代理店を除く）となりました。また、2020年9月からは、T&D保険グループの大同生命において、当社商品の取扱いを開始いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での営業活動が制限される中、代理店に向けて、当社ホームページに研修サイトを新設し、Webを活用した研修ツールを提供するとともに、Webミーティングを活用した非対面研修を実施いたしました。

資産運用面では、保険商品の特性に合わせた運用（ALM）を原則とし、金融環境の変動に影響を受けにくいポートフォリオを構築しております。具体的には、確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを主体とした運用を行っております。

【主要業績】

2020年度における当社の主要業績は、以下のとおりであります。

(1) 契約業績の状況

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約年換算保険料は262億円（前年度比99.1%）、年度末保有契約年換算保険料は1,478億円（前年度末比112.3%）となりました。

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は4,266億円（前年度比95.5%）、解約・失効高は1,038億円（同130.1%）となりました。この結果、年度末保有契約高は2兆7,035億円（前年度末比113.0%）となりました。

団体保険の年度末保有契約高は、0億円（前年度末比61.8%）となりました。

団体年金保険の年度末保有契約高は、19億円（前年度末比96.7%）となりました。

(2) 収支の状況

経常収益は、4,606億円（前年度比129.9%）となりました。このうち、保険料等収入が3,480億円（同103.6%）、資産運用収益が1,068億円（同89.6%）、その他経常収益が57億円（同86.9%）となりました。

経常費用は、4,636億円（前年度比131.6%）となりました。このうち、保険金等支払金が2,229億円（同178.1%）、責任準備金等繰入額が2,166億円（同124.3%）、資産運用費用が1億円（同0.4%）、事業費が202億円（同104.4%）、その他経常費用が37億円（同112.6%）となりました。

以上の結果、経常損失は、29億円（前年度は経常利益22億円）となりました。

経常損失に特別損失8億円、契約者配当準備金繰入額0億円を加減した税引前当期純損失は38億円（前年度は税引前当期純利益14億円）となりました。税引前当期純損失から法人税及び住民税△22億円、法人税等調整額11億円を加減した当期純損失は、27億円（前年度は当期純利益10億円）となりました。

(3) 責任準備金の状況

以下の①から③までの方式により積み立てております。

ただし、変額個人年金保険の責任準備金は、平成8年大蔵省告示第48号に定める標準的方式により積み立てております。

①標準責任準備金の対象契約（更生計画に基づき保険契約の条件変更を受けた契約を除く）については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式

②標準責任準備金の対象とならない契約（更生計画に基づき保険契約の条件変更を受けた契約を除く）に

については、平準純保険料式

- ③更生計画に基づき保険契約の条件変更を受けた契約については、変更後の条件に従った計算基礎及び保険料払込年数をチルメル期間としたチルメル式の返戻金の額に基づき、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式に準じた平準純保険料式

2020年度末における責任準備金残高は、1兆6,800億円（前年度末比114.8%）となりました。

【責任準備金の推移】

（単位：億円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
責任準備金繰入額	△457	501	267	1,725	2,166
責任準備金残高	12,139	12,641	12,909	14,634	16,800

（注）責任準備金繰入額のマイナス表示は責任準備金戻入額を表しております。

（4）資産の状況

総資産は1兆8,509億円（前年度末比112.5%）となりました。うち、一般勘定資産は1兆8,387億円（同112.6%）、特別勘定資産は125億円（同103.8%）となりました。

一般勘定資産の主な資産構成は、金銭の信託61.6%、公社債19.6%、現預金・コールローン13.2%となりました。

（5）その他

2020年度末のソルベンシー・マージン比率は826.8%（前年度末比206.8ポイント減）となりました。

【会社の対処すべき課題】

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続くものの、ワクチン接種やデジタル技術の更なる進展等により、その影響は徐々に和らぎ、社会経済活動の復調によって、緩やかに持ち直していくと見込まれます。

生命保険業界におきましても、新型コロナウイルス感染症による影響に対して、迅速かつ着実に対処していく必要があります。加えて、少子高齢化の進展、お客さまニーズの多様化、低金利環境の長期にわたる継続などにより経営環境が変化しており、社会的課題（SDGs：持続可能な開発目標）を踏まえた企業経営、お客さま本位の商品・サービスの提供、資本効率の向上や資産運用の高度化等、業務運営の更なる質の向上に取り組んでいく必要があります。

このような経営環境のもと、当社は、上記のような課題に適切に対応するとともに、中期経営計画（2019－2021年度計画）に基づき、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、企業価値の持続的な向上に取り組んでまいります。

具体的には、マーケット環境やお客さまニーズを踏まえた商品の充実を図り、新規・既存商品の取扱代理店の拡大を推進することで、市場シェアの拡大を図ってまいります。また、商品の給付内容等の差別化を補完し、お客さま・代理店の利便性向上に資する取扱い・サービスの提供に積極的に取り組むとともに、新技術・システム資源の有効活用による効率的なIT開発や、デジタルを活用した非対面募集、ペーパーレス手続きの推進に取り組んでまいります。さらに、資産運用力の強化、経営管理態勢・リスク管理態勢・コンプライアンス態勢の充実を通じた内部管理態勢の強化や、将来を担う人材の確保・育成、働き方改革の推進に取り組んでまいります。

III-2 契約者懇談会開催の概況

2020年度は開催していません。

III-3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

(1) 相談・苦情処理態勢

お客さまからの生命保険に関するご質問やご照会、また、ご要望も多種多様になっております。

当社では、お客さまからのご相談・ご要望に対し、本社に「保険相談コーナー」を常設しております。

また、お電話によるご照会やご相談のお客さまに対して、お客さまの利便性を高め、より迅速な対応を図るため、「お客様サービスセンター」を設置しております。

※苦情とは、お客さま等申出人からの商品やサービスに対する不平や不満、又は、不平・不満に基づく「不満足」の表明があったもの」を指しております。

(2) 相談（照会、苦情）の件数

①相談内容（お客さまからのお申出の受付状況）

2020年4月1日～2021年3月31日 (単位：件)

項目	件数
加入・保険種類	5,609
クーリング・オフ制度	377
保険料の払込み	8,390
失効・復活	108
契約内容の変更	23,606
保障の見直し	894
契約者貸付	645
解約	15,367
保険金・給付金	19,675
契約者配当	12
税金	3,319
会社の内容等	24
営業職員・代理店	-
その他	34,053
合計	112,079

②お申出のうち苦情件数

2020年4月1日～2021年3月31日 (単位：件)

項目	件数
新契約関係	209
保険料等払込関係	60
ご契約後のお手続き関係	371
保険金・給付金関係	146
その他	100
合計	886

(3) 苦情からの改善事例

当社では、お客様サービスセンターを通じて寄せられたお客様の声（苦情・ご意見・ご要望）を一つひとつ真摯に受け止めるとともに、必要に応じて改善に取り組むことにより、お客様サービス・業務品質の向上に努めております。

お寄せいただいた苦情・ご意見・ご要望に対する主な対応状況につきましては、以下をご覧ください。

■より良い保険商品・サービスの提供

◎申込手順のペーパーレス化に向けた取組み

ペーパーレス申込手順に「自動査定システム（ドリルダウン告知）」を導入いたしました。これにより、お客様はその場で保険の加入可否等を確認することができるようになるなど、お客様の利便性の更なる向上に努めております。

◎お客様への連絡を確実にを行うための取組み

当社発送物が宛先不明により返送となった際の住所照会や、保険料の入金が確認できなかった際のお知らせ等に、ご登録いただいている携帯電話番号にショートメッセージをお送りするサービスを開始いたしました。

■業務運営の質の向上

◎契約お申込み後のお客様満足度向上のための取組み

お客様満足度向上のために、請求書類及びコールセンターの電話対応に関するお客様満足度アンケート及び新規にご加入いただいたお客様を対象にした満足度アンケートを実施いたしました。

◎ご高齢のお客様及び障がいのあるお客様への取組み

お客様及びそのご家族の満足度の更なる向上のため、事前にご家族をご登録いただくことで、登録いただいたご家族（登録家族）に対し、ご契約内容の確認、各種請求書類のお取り寄せや、一定範囲の請求手続きの代理実施を可能とする制度として、「ご家族登録制度」を新たに創設いたしました。

Ⅲ-4 契約者に対する情報提供の実態

(2021年7月1日現在)

当社では、以下の媒体等を通じて、積極的な情報のご提供に努めております。

(1) T&Dフィナンシャル生命の現状 (本誌)

保険業法第111条に基づき作成したディスクロージャー資料であります。

(2) ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

会社概要、各種お知らせ、商品のご案内、特別勘定運用状況及びご契約後のお手続き方法等、最新の情報を掲載しております。

(3) T&Dフィナンシャル生命からのお知らせ (ご契約内容のお知らせ)

ご契約内容の現況のお知らせとあわせ、ご契約後も適切に情報提供を行うため、ご家族等のご連絡先を事前にご登録いただける「ご家族登録制度」のご案内やご契約後のお手続き方法、各種お知らせ、当社業績に関する情報をわかりやすくまとめたガイドブックを同封しております。

(4) 特別勘定の現況 (決算のお知らせ)

個人変額保険及び変額個人年金保険のご契約者さまに対し、特別勘定の運用状況をお知らせしております。

Ⅲ-5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

当社は、保険契約のご加入に際し、商品のしくみや内容を、不利益となる情報も含めてお客さまに十分ご理解いただいたうえでお申込みいただけるよう、情報の提供を行っております。

このため、当社では、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」等の説明資料を提供し、商品内容や、ご契約のお申込みに際しての注意事項について、お客さまにご理解を深めていただけるよう努めております。募集資料の作成に当たっては、見やすく・読みやすく・わかりやすい募集資料となるよう心がけ、ご高齢のお客さまや色弱の方に配慮した文字の大きさ、配色を用いる等の工夫を行っております。

また、提案内容がお客さまのニーズやご意向等に沿った内容となっているかどうかについて、「意向確認書兼適合性確認書」等で確認するほか、保険証券郵送時に「ご確認封書」を同封し、お客さまにご契約内容を再確認いただけるよう取り組んでおります。

さらに、シニア層のお客さまに配慮した取組みとして、ご契約のお申込みをはじめ、ご契約内容の変更、保険金等のご請求時等にご使用いただく各種帳票について、文字の拡大やカラー化等の見直しを行っているほか、一時払商品の紹介・説明に関する動画を作成し、ホームページに掲載しております。また、お申込み時にはお客さまのご家族同席の推奨や、商品性を十分にご検討いただく期間を設定するなど、確実な意思確認を行う対応を実施しております。

Ⅲ-6 代理店教育・研修の概略

当社は、保険募集の公正を確保し、お客さまの保護を図るため、教育・研修制度の整備・充実に取り組んでおります。

代理店に対しては、商品研修、販売研修、コンプライアンス研修、テーマ別の高度な専門スキル・知識研修等を実施しております。

また、代理店支援担当者 (ホールセラー) に対しては、「教育研修方針」に基づいた各種研修を実施するなど、人材育成を図っております。

Ⅲ-7 新規開発商品の状況

当社では、以下の保険商品を新規開発し、販売いたしました。

保険種類	販売名称	販売開始時期
変額終身保険（災害加算・Ⅰ型）	ハイブリッド アセット ライフ	2021年6月14日

当社では、以下の保険商品を一部改定し、販売いたしました。

保険種類	販売名称	販売開始時期
無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）	家計にやさしい終身医療	2020年4月2日
無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）	生涯プレミアムジャパン5	2020年9月1日
無配当特定疾病障害収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型） 無配当特定疾病一時給付保険（無解約払戻金・Ⅰ型）	働くあなたにやさしい保険2	2021年2月2日

Ⅲ-8 保険商品一覧

当社では、以下の保険商品を取り扱っております。

【一時払】

(2021年7月1日現在)

	保険種類	販売名称
個人 変額 保険	変額終身保険（災害加算・Ⅰ型）	ハイブリッド アセット ライフ マイセレクトライフ
終身 保険	無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）	生涯プレミアムジャパン5
	無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択Ⅴ型）	生涯プレミアムワールド5
	無配当終身保険（死亡保険金額増加・Ⅰ型）	みんなにやさしい終身保険
個人 年金 保険	無配当長寿生存個人年金保険（低解約払戻金・Ⅰ型）	長寿プレミアム2
	無配当外国為替連動型個人年金保険（通貨選択・Ⅱ型）	ファイブテン・ワールド2
	無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・Ⅰ型）	みんなにやさしい年金保険

【平準払】

(2021年7月1日現在)

保険種類	販売名称
無配当特定疾病障害収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型） 無配当特定疾病一時給付保険（無解約払戻金・Ⅰ型）	働くあなたにやさしい保険2
無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）	家計にやさしい終身医療
無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）	家計にやさしい収入保障
無配当特別終身保険（Ⅰ型）	家族をつなぐ終身保険

Ⅲ-9 情報システムに関する状況

(2021年7月1日現在)

当社は、お客さまサービスの充実やお客さま情報の保護の観点から、IT技術を積極的に活用しております。今後とも、お客さまからのご要望にお応えするため、サービスの充実に努めてまいります。

(1) お客さまサービスの充実

① インターネット、ホームページ

当社のホームページでは、決算公告やニュース等の情報公開はもちろんのこと、過去の商品を含めた取扱い商品内容のご説明、個人変額保険や変額個人年金保険の運用状況等、お客さまの利便性につながる各種情報をタイムリーにお伝えしております。

また、会員制の「インターネットサービス」では、ご契約内容の照会、ご契約内容変更のお申出等を、画面より行うことができ、休日、深夜のサービス利用も可能としております。

さらに、スマートフォンやタブレットからのアクセスに対しての利便性の向上を図り、ご利用者の皆さまに、当社の情報をわかりやすくご理解いただけるようなデザインや画面構成にしております。

② お客さまサービスセンター

お客さまの電話によるお申出は、最新技術を導入したシステムを経由し、専任の電話対応者（コミュニケーション）に接続される仕組みとしており、より迅速かつ的確な対応を実現する体制を整備しております。

(2) お客さま情報の保護

安全対策、セキュリティ対策

お客さまの情報は、防災・防犯設備の整ったデータセンターで安全に管理しております。さらに、バックアップのシステムやデータを離れた場所に設置し、各種の災害に備えております。また、不正アクセスやコンピュータウイルスに対しても、厳重なセキュリティシステムを構築し、お客さま情報の保護に努めております。

Ⅲ-10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は、社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えております。

当社は、「T&D保険グループCSR憲章」等に基づき、社会貢献活動に取り組んでおります。

2020年度は、一般社団法人生命保険協会を通じた募金運動、東京都赤十字血液センターを通じた献血運動等に参加いたしました。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	155,834	196,492	150,758	354,495	460,661
経常利益 (△は経常損失)	6,199	2,543	2,064	2,246	△2,947
基礎利益	843	△863	△1,466	△5,063	△3,268
当期純利益 (△は当期純損失)	2,141	1,588	1,011	1,065	△2,784
資本金	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000
発行済株式の総数	普通株式1,600千株	普通株式1,600千株	普通株式1,600千株	普通株式1,600千株	普通株式1,600千株
総資産	1,313,747	1,365,878	1,438,819	1,645,401	1,850,918
うち特別勘定資産	65,252	45,072	33,541	12,101	12,566
実質純資産	188,005	197,338	232,963	253,157	192,863
責任準備金残高	1,213,963	1,264,128	1,290,919	1,463,424	1,680,056
貸付金残高	3,692	3,278	3,032	2,784	2,475
有価証券残高	564,753	541,025	522,517	458,616	422,279
ソルベンシー・マージン比率	1,295.6%	1,258.3%	1,101.7%	1,033.6%	826.8%
従業員数	239名	242名	269名	275名	275名
保有契約高	1,879,403	2,052,775	2,172,974	2,392,526	2,703,564
個人保険	1,668,413	1,880,192	2,016,570	2,265,913	2,587,364
個人年金保険	210,966	172,566	156,393	126,604	116,194
団体保険	23	16	11	7	4
団体年金保険保有契約高	2,422	2,285	2,133	1,986	1,921

- (注) 1. 基礎利益は、2017年度に一部基準を変更しております。上記数値は各年度の基準に基づき算出した数値であります。
 2. 保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計であります。
 なお、個人年金保険は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（ただし、変額個人年金保険は、責任準備金（最低保証に係る部分を除く）と年金支払開始後契約の責任準備金の合計であります。
 3. 団体年金保険保有契約高は、責任準備金の金額であります。

V. 財産の状況

V-1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)	科 目	2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	179,702	242,993	保険契約準備金	1,475,204	1,691,538
現金	0	0	支払備金	11,282	11,020
預貯金	179,702	242,992	責任準備金	1,463,424	1,680,056
コールローン	669	737	契約者配当準備金	497	461
金銭の信託	959,911	1,132,161	代理店借	1,136	2,728
有価証券	458,616	422,279	再保険借	6,468	11,094
国債	371,261	359,214	その他負債	74,273	69,351
地方債	—	1,206	債券貸借取引受入担保金	56,565	53,482
社債	302	374	未払法人税等	8	8
株式	126	126	未払金	507	244
外国証券	46,601	20,996	未払費用	1,568	1,342
その他の証券	40,325	40,361	前受収益	0	0
貸付金	2,784	2,475	預り金	30	50
保険約款貸付	2,783	2,474	金融派生商品	1,681	176
一般貸付	1	1	金融商品等受入担保金	13,791	13,586
有形固定資産	23	20	仮受金	121	459
建物	14	13	退職給付引当金	4,407	4,080
その他の有形固定資産	8	7	価格変動準備金	2,975	3,844
無形固定資産	2,307	2,577	負債の部合計	1,564,466	1,782,638
ソフトウェア	2,307	2,577	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	0	0	資本金	56,000	56,000
代理店貸	8	5	資本剰余金	46,000	46,000
再保険貸	11,701	20,175	資本準備金	46,000	46,000
その他資産	26,526	22,006	利益剰余金	△28,306	△31,090
未収金	6,490	6,240	その他利益剰余金	△28,306	△31,090
前払費用	595	593	繰越利益剰余金	△28,306	△31,090
未収収益	1,228	1,034	株主資本合計	73,693	70,909
預託金	206	197	その他有価証券評価差額金	7,240	△2,628
金融派生商品	17,296	13,929	評価・換算差額等合計	7,240	△2,628
金融商品等差入担保金	701	—	純資産の部合計	80,934	68,280
仮払金	7	8	負債及び純資産の部合計	1,645,401	1,850,918
その他の資産	1	2			
繰延税金資産	3,150	5,489			
貸倒引当金	△2	△2			
資産の部合計	1,645,401	1,850,918			

注記

(貸借対照表関係)

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
<p>(1) 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。</p>	(1) 同左
<p>(2) 責任準備金対応債券（金銭の信託において信託財産として運用している責任準備金対応債券を含む）に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。</p> <p>保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、各小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。</p> <p>なお、小区分は次のとおり設定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人保険（対象保険種類の将来支出の一定到達年齢以上部分） ② 積立利率型個人保険 ③ 積立利率型定額年金保険 <p>ただし、一部保険種類及び一部給付部分を除く。</p>	(2) 同左
<p>(3) デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は時価法によっております。</p>	(3) 同左
<p>(4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外については定率法により行っております。</p>	(4) 同左
<p>(5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	(5) 同左
<p>(6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が</p>	(6) 同左

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)						
<p>資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額した金額はありません。</p> <p>(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">退職給付見込額の期間帰属方法</td> <td style="text-align: center;">給付算定式基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: center;">発生年度に全額を費用処理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">過去勤務費用の処理年数</td> <td style="text-align: center;">発生年度に全額を費用処理</td> </tr> </table> <p>(8) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(9) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>(10) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の①から③までの方式により計算しております。ただし、変額個人年金保険の責任準備金は、平成8年大蔵省告示第48号に定める標準的方式により計算しております。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約（条件変更を受けた契約を除く）については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約（条件変更を受けた契約を除く）については、純保険料式</p> <p>③ 条件変更を受けた契約については、変更後の条件に従った計算基礎及び保険料払込年数をチルメル期間としたチルメル式の返戻金の額に基づき、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式に準じた平準純保険料式</p>	退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理	過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理	<p>(7) 同左</p> <p>(8) 同左</p> <p>(9) 同左</p> <p>(10) 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。</p> <p>なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。</p> <p>(11) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。</p> <p>なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。</p> <p>(12) 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。</p> <p>責任準備金のうち保険料積立金については、次の①から③の方式により計算しております。ただし、変額個人年金保険の責任準備金は、平成8年大蔵省告示第48号に定める標準的方式により計算しております。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約（条件変更を受けた契約を除く）については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約（条件変更を受けた契約を除く）については、平準純保険料式</p> <p>③ 条件変更を受けた契約については、変更後の条件に従った計算基礎及び保険料払込年数をチルメル期間としたチルメル式の返戻金の額に基づき、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式に準じた平準純保険料式</p> <p>なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。</p>
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準						
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理						
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理						

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)										
<p>(11) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。</p> <p>(12) 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> <p>(13) 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>	<p>責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。</p> <p>(13) 同左</p> <p>(14) 同左</p> <p>(15) 同左</p> <p>(16) 重要な会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。</p> <p>① 責任準備金</p> <p>イ. 当事業年度の計算書類に計上した額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任準備金</td> <td style="text-align: right;">1,680,056</td> </tr> <tr> <td>責任準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">216,631</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>イ. 算出方法</p> <p>「貸借対照表注記（12）」に記載のとおりであります。</p> <p>ii. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響</p> <p>保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。</p> <p>② 固定資産の減損</p> <p>イ. 当事業年度の計算書類に計上した額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>イ. 算出方法</p> <p>保険営業等の用に供している固定資産について、保険営業等全体で1つの資産グループとしております。</p> <p>減損の兆候がある場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った際に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。</p> <p>ii. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響</p> <p>減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しております。</p> <p>主要な仮定である保険営業活動から生じる損益が悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。</p> <p>(17) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算</p>		当事業年度	責任準備金	1,680,056	責任準備金繰入額	216,631		当事業年度	減損損失	-
	当事業年度										
責任準備金	1,680,056										
責任準備金繰入額	216,631										
	当事業年度										
減損損失	-										

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
<p>(14) 当事業年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。</p> <p>① 収益認識に関する会計基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日) <p>イ. 概要</p> <p>収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。</p> <p>ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価格を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>ロ. 適用予定日</p> <p>2021年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。</p> <p>ハ. 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。</p> <p>② 時価の算定に関する会計基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日) ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日) ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日) ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) <p>イ. 概要</p> <p>国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品 ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 <p>また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。</p> <p>ロ. 適用予定日</p> <p>2021年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。</p> <p>ハ. 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。</p> <p>③ 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日) <p>イ. 概要</p> <p>関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。</p> <p>ロ. 適用予定日</p> <p>2021年3月31日以後終了する事業年度より適用予定であります。</p> <p>④ 会計上の見積りの開示に関する会計基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基 	<p>書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を前項に記載しております。</p> <p>(18) 当事業年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。</p> <p>① 収益認識に関する会計基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) <p>イ. 概要</p> <p>同左</p> <p>ロ. 適用予定日</p> <p>同左</p> <p>ハ. 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>適用される年度における影響は軽微であります。</p> <p>② 時価の算定に関する会計基準等</p> <p>同左</p> <p>イ. 概要</p> <p>同左</p> <p>ロ. 適用予定日</p> <p>同左</p> <p>ハ. 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>適用される年度における影響は軽微であります。</p>

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
<p>準第31号 2020年3月31日)</p> <p>イ. 概要 当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。</p> <p>ロ. 適用予定日 2021年3月31日以後終了する事業年度より適用予定であります。</p> <p>(15) 金融商品の状況及び時価等に関する事項については、次のとおりであります。</p> <p>① 金融商品の状況に関する事項</p> <p>イ. 金融商品に対する取組方針 当社は、金融機関等代理店チャネルを通じた生命保険販売に特化した生命保険会社です。保険料として収受した金銭等を有価証券等の金融資産にて運用しております。資産運用に際しては、負債特性やリスク許容度を考慮し、確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを主体としたポートフォリオの構築を通じて、金利リスクを抑制する方針としています。デリバティブ取引は、現物の確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを代替すること、及び、変額個人年金保険に係る最低保証リスクをヘッジすることを目的として利用しております。</p> <p>ロ. 金融商品の内容及びそのリスク 当社が保有する主な金融資産は、有価証券、金銭の信託及び貸付金であります。 一般勘定における有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の種類は、主に国内公社債及び外国公社債であり、安定的な収益確保、流動性確保等を目的に保有しており、金利等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。 特別勘定における有価証券の種類は、主に投資信託であり、変額個人年金保険の主たる投資対象として保有しております。特別勘定の資産に係る市場リスク等は基本的に保険契約者に帰属することになりますが、変額個人年金保険契約のうち最低保証を付している部分は、一部そのリスク（最低保証リスク）が当社に帰属しております。 デリバティブ取引は、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減のため、その対象となる特別勘定内における現物資産の一定割合以上の価格下落によるリスクをヘッジする目的で、金銭の信託内においてオプション取引を行っているほか、定額個人保険の商品特性に応じたキャッシュ・フロー・マッチングを図る目的で、金利スワップ取引等を行っております。 貸付金は、主に保険契約者に対する保険約款貸付であります。貸付金は、主に保険契約者に対する保険約款貸付であります。貸付金は、主に保険契約者に対する保険約款貸付であります。貸付金は、主に保険契約者に対する保険約款貸付であります。</p> <p>ハ. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>イ. 一般的なリスク管理体制 当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、株式会社T&Dホールディングスが策定した「グループリスク管理基本方針」に準拠した「リスク管理基本方針」を制定し、各種リスクを統括管理するためのリスク管理体制を整備しております。 組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立やリスク管理の徹底を期することを目的としてリスク統括会議を設置するとともに、リスクを統合的に管理するため、リスク統括部門として業務執行部門から独立したリスク管理部の設置、資産運用部門の投融资執行と事務管理の権限の分離、内部監査部による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。 また、ALM委員会を設置し、資産・負債に関わる収益及</p>	<p>(19) 金融商品の状況及び時価等に関する事項については、次のとおりであります。</p> <p>① 金融商品の状況に関する事項</p> <p>イ. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>ロ. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>ハ. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
---------------------------	---------------------------

びリスクの総合管理 (ALM) を適切に実施しております。

ii. 市場リスクの管理
「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、バリュー・アット・リスク (VaR) による予想損失額を測定するなど市場リスクの把握・分析を行っております。

iii. 信用リスクの管理
「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、個別取引ごとに、事前の厳正な審査及び事後のフォローを実施するとともに、極度な与信集中を回避するための与信枠の設定、与信先の信用ランクをもとに予想損失額を測定するなど信用リスクの把握・分析を行っております。

iv. 流動性リスクの管理
「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、市場の混乱等に備えるために、一定期間内に現金化が可能な資産を確保するなど、流動性リスクの未然防止・軽減を図っております。

二. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。
当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

② 金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません (注2) 参照)。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
イ. 現金及び預貯金	179,702	179,702	-
ロ. コールローン	669	669	-
ハ. 金銭の信託	959,911	1,049,008	89,096
i 運用目的	5,173	5,173	-
ii 満期保有目的	30,022	31,767	1,745
iii 責任準備金対応	615,739	703,090	87,351
iv その他	308,976	308,976	-
ニ. 有価証券	458,489	525,362	66,872
i 売買目的有価証券	11,016	11,016	-
ii 満期保有目的の債券	196,065	231,824	35,758
iii 責任準備金対応債券	154,369	185,482	31,113
iv その他有価証券	97,038	97,038	-
ホ. 貸付金	2,783	3,468	685
i 保険約款貸付	2,783	-	-
貸倒引当金 (*1)	△0	-	-
	2,782	3,467	685
ii 一般貸付	1	-	-
貸倒引当金 (*1)	△0	-	-
	0	0	-
資産計	1,601,557	1,758,211	156,654
債券貸借取引受入担保金	56,565	56,565	-
負債計	56,565	56,565	-
金融派生商品 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	15,615	15,615	-
金融派生商品計	15,615	15,615	-

(*1) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産
イ. 現金及び預貯金
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
ロ. コールローン
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
ハ. 金銭の信託
信託財産を構成している債券の時価は、「ニ. 有価証券」と同様の方法によって算定しており、信託財産を構成している

二. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
同左

② 金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません (注2) 参照)。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
イ. 現金及び預貯金	242,993	242,993	-
ロ. コールローン	737	737	-
ハ. 金銭の信託	1,132,161	1,187,602	55,441
i 運用目的	4,840	4,840	-
ii 満期保有目的	30,176	30,951	774
iii 責任準備金対応	694,770	749,437	54,666
iv その他	402,372	402,372	-
ニ. 有価証券	422,153	477,580	55,427
i 売買目的有価証券	11,457	11,457	-
ii 満期保有目的の債券	185,085	214,780	29,694
iii 責任準備金対応債券	148,761	174,493	25,732
iv その他有価証券	76,849	76,849	-
ホ. 貸付金	2,474	2,967	492
i 保険約款貸付	2,474	-	-
貸倒引当金 (*1)	△0	-	-
	2,473	2,966	492
ii 一般貸付	1	-	-
貸倒引当金 (*1)	△0	-	-
	0	0	-
資産計	1,800,519	1,911,881	111,361
債券貸借取引受入担保金	53,482	53,482	-
負債計	53,482	53,482	-
金融派生商品 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	13,753	13,753	-
金融派生商品計	13,753	13,753	-

(*1) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産
イ. 現金及び預貯金
同左
ロ. コールローン
同左
ハ. 金銭の信託
同左

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)												
<p>金融派生商品の時価は、取引相手先から入手した価格等を使用して算定しております。</p> <p>二. 有価証券 債券は主として日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値等、業界団体が公表する価格等又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、3月末日の公表されている基準価格によっております。</p> <p>ホ. 貸付金 保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。 一般貸付は、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>負債 債券貸借取引受入担保金 短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融派生商品 為替予約取引、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、管理信託を用いて行っており、時価は管理受託会社から入手した価格等を使用して算定しております。</p> <p>(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「二. 有価証券 iv その他有価証券」には含めておりません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>(単位：百万円)</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非上場株式 (*1) (*2)</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価の開示対象とはしておりません。 (*2) 当事業年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。</p> <p>(16) 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、69,242百万円であります。</p> <p>(17) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、19百万円であります。 なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。 ① 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。 延滞債権額は13百万円であり、その全額が保険約款貸付ですが、解約返戻金等相当額13百万円で担保されており、残額0百万円は全額引当てしております。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 ② 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は5百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ③ 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>(18) 有形固定資産の減価償却累計額は69百万円であります。</p>	区 分	貸借対照表計上額	非上場株式 (*1) (*2)	126	合計	126	<p>二. 有価証券 同左</p> <p>ホ. 貸付金 同左</p> <p>負債 債券貸借取引受入担保金 同左</p> <p>金融派生商品 同左</p> <p>(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「二. 有価証券 iv その他有価証券」には含めておりません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>(単位：百万円)</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非上場株式 (*1)</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価の開示対象とはしておりません。</p> <p>(20) 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、98,316百万円であります。</p> <p>(21) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、25百万円であります。 なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。 ① 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。 延滞債権額は12百万円であり、その全額が保険約款貸付ですが、解約返戻金等相当額12百万円で担保されており、残額0百万円は全額引当てしております。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 ② 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は13百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ③ 同左</p> <p>(22) 有形固定資産の減価償却累計額は72百万円であります。</p>	区 分	貸借対照表計上額	非上場株式 (*1)	126	合計	126
区 分	貸借対照表計上額												
非上場株式 (*1) (*2)	126												
合計	126												
区 分	貸借対照表計上額												
非上場株式 (*1)	126												
合計	126												

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)																																																																
<p>(19) 特別勘定の資産の額は12,101百万円であります。なお負債の額も同額であります。</p> <p>(20) 関係会社に対する金銭債権の総額は2,456百万円、金銭債務の総額は52百万円であります。</p> <p>(21) 繰延税金資産の総額は、7,429百万円、繰延税金負債の総額は、2,966百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、1,312百万円であります。 繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金3,317百万円、退職給付引当金1,232百万円、価格変動準備金832百万円、税務上の繰越欠損金682百万円であります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は682百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は630百万円であります。 繰延税金負債の発生の主原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,811百万円あります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、税務上の繰越欠損金の減少であります。 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の繰越欠損金(※)</td> <td>215</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>276</td> <td>190</td> <td>682</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△215</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>△276</td> <td>△190</td> <td>△682</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 税務上の繰越欠損金は、地方税(住民税)にかかる法定実効税率を乗じた額であります。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計	税務上の繰越欠損金(※)	215	-	-	-	276	190	682	評価性引当額	△215	-	-	-	△276	△190	△682	繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-	<p>(23) 特別勘定の資産の額は12,566百万円であります。なお負債の額も同額であります。</p> <p>(24) 関係会社に対する金銭債権の総額は2,539百万円、金銭債務の総額は52百万円であります。</p> <p>(25) 繰延税金資産の総額は、9,301百万円、繰延税金負債の総額は、2,462百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、1,349百万円あります。 繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金2,678百万円、その他有価証券評価差額金2,639百万円、退職給付引当金1,141百万円、価格変動準備金1,075百万円、税務上の繰越欠損金674百万円あります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は674百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は675百万円あります。 繰延税金負債の発生の主原因別内訳は、その他有価証券評価差額金1,706百万円あります。 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の繰越欠損金(※)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>276</td> <td>-</td> <td>397</td> <td>674</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>△276</td> <td>-</td> <td>△397</td> <td>△674</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 税務上の繰越欠損金は、地方税(住民税)にかかる法定実効税率を乗じた額であります。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計	税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	276	-	397	674	評価性引当額	-	-	-	△276	-	△397	△674	繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計																																																										
税務上の繰越欠損金(※)	215	-	-	-	276	190	682																																																										
評価性引当額	△215	-	-	-	△276	△190	△682																																																										
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-																																																										
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計																																																										
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	276	-	397	674																																																										
評価性引当額	-	-	-	△276	-	△397	△674																																																										
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-																																																										
<p>(22) 当事業年度における法定実効税率は27.97%であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。</p> <p>(23) 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>540百万円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度契約者配当金支払額</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金戻入額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度末現在高</td> <td>497百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(24) 担保に供している資産の額は、有価証券(国債)69,242百万円あります。 また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金56,565百万円あります。 なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券46,682百万円、及び有価証券担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券22,560百万円あります。</p> <p>(25) 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は3百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は10,736百万円あります。</p> <p>(26) 1株当たりの純資産額は50,583円84銭であります。</p> <p>(27) 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は11,271百万円あります。</p> <p>(28) 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は1,689百万円あります。</p>	当期首現在高	540百万円	当事業年度契約者配当金支払額	43百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金戻入額	0百万円	当事業年度末現在高	497百万円	<p>(26) 同左</p> <p>(27) 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>497百万円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度契約者配当金支払額</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度末現在高</td> <td>461百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(28) 担保に供している資産の額は、有価証券(国債)95,089百万円、有価証券(外国証券)3,227百万円あります。 また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金53,482百万円あります。 なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券45,461百万円、及び有価証券担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券52,855百万円あります。</p> <p>(29) 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は2百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は93,668百万円あります。</p> <p>(30) 1株当たりの純資産額は42,675円09銭であります。</p> <p>(31) 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は19,200百万円あります。</p> <p>(32) 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は1,836百万円あります。</p>	当期首現在高	497百万円	当事業年度契約者配当金支払額	36百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	0百万円	当事業年度末現在高	461百万円																																												
当期首現在高	540百万円																																																																
当事業年度契約者配当金支払額	43百万円																																																																
利息による増加等	0百万円																																																																
契約者配当準備金戻入額	0百万円																																																																
当事業年度末現在高	497百万円																																																																
当期首現在高	497百万円																																																																
当事業年度契約者配当金支払額	36百万円																																																																
利息による増加等	0百万円																																																																
契約者配当準備金繰入額	0百万円																																																																
当事業年度末現在高	461百万円																																																																

2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)																																																																																																
<p>なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。</p> <p>(29) 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。</p> <p>② 確定給付制度 イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>(単位：百万円)</caption> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td style="text-align: right;">4,701</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">61</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td style="text-align: right;">△54</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">301</td></tr> <tr><td>過去勤務費用の当期発生額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td style="text-align: right;">4,407</td></tr> </table> <p>ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 当社は年金資産を有しておりません。</p> <p>ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>(単位：百万円)</caption> <tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">4,407</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務費用</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">4,407</td></tr> </table> <p>ニ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>(単位：百万円)</caption> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">61</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td style="text-align: right;">△54</td></tr> <tr><td>過去勤務費用の当期の費用処理額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> </table> <p>ホ. 年金資産の主な内訳 当社は年金資産を有しておりません。</p> <p>ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法 当社は年金資産を有しておりません。</p> <p>ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 なお、割引率は加重平均による率を記載しております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>(単位：%)</caption> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">0.08</td></tr> <tr><td>長期期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> </table> <p>③ 確定拠出制度 当社は確定拠出制度を設定しておりません。</p>	期首における退職給付債務	4,701	勤務費用	61	利息費用	0	数理計算上の差異の当期発生額	△54	退職給付の支払額	301	過去勤務費用の当期発生額	-	その他	-	期末における退職給付債務	4,407	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	4,407	未認識数理計算上の差異	-	未認識過去勤務費用	-	その他	-	退職給付引当金	4,407	勤務費用	61	利息費用	0	期待運用収益	-	数理計算上の差異の当期の費用処理額	△54	過去勤務費用の当期の費用処理額	-	その他	-	確定給付制度に係る退職給付費用	7	割引率	0.08	長期期待運用収益率	-	<p>なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。</p> <p>(33) 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>② 確定給付制度 イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td style="text-align: right;">4,407百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">59百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td style="text-align: right;">△7百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">382百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務費用の当期発生額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td style="text-align: right;">4,080百万円</td></tr> </table> <p>ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 同左</p> <p>ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">4,080百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務費用</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">4,080百万円</td></tr> </table> <p>ニ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">59百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td style="text-align: right;">△7百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務費用の当期の費用処理額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td style="text-align: right;">55百万円</td></tr> </table> <p>ホ. 年金資産の主な内訳 同左</p> <p>ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法 同左</p> <p>ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 なお、割引率は加重平均による率を記載しております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>(単位：%)</caption> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">0.13</td></tr> <tr><td>長期期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> </table> <p>③ 確定拠出制度 同左</p>	期首における退職給付債務	4,407百万円	勤務費用	59百万円	利息費用	3百万円	数理計算上の差異の当期発生額	△7百万円	退職給付の支払額	382百万円	過去勤務費用の当期発生額	-	その他	-	期末における退職給付債務	4,080百万円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	4,080百万円	未認識数理計算上の差異	-	未認識過去勤務費用	-	その他	-	退職給付引当金	4,080百万円	勤務費用	59百万円	利息費用	3百万円	期待運用収益	-	数理計算上の差異の当期の費用処理額	△7百万円	過去勤務費用の当期の費用処理額	-	その他	-	確定給付制度に係る退職給付費用	55百万円	割引率	0.13	長期期待運用収益率	-
期首における退職給付債務	4,701																																																																																																
勤務費用	61																																																																																																
利息費用	0																																																																																																
数理計算上の差異の当期発生額	△54																																																																																																
退職給付の支払額	301																																																																																																
過去勤務費用の当期発生額	-																																																																																																
その他	-																																																																																																
期末における退職給付債務	4,407																																																																																																
積立型制度の退職給付債務	-																																																																																																
年金資産	-																																																																																																
非積立型制度の退職給付債務	4,407																																																																																																
未認識数理計算上の差異	-																																																																																																
未認識過去勤務費用	-																																																																																																
その他	-																																																																																																
退職給付引当金	4,407																																																																																																
勤務費用	61																																																																																																
利息費用	0																																																																																																
期待運用収益	-																																																																																																
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△54																																																																																																
過去勤務費用の当期の費用処理額	-																																																																																																
その他	-																																																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	7																																																																																																
割引率	0.08																																																																																																
長期期待運用収益率	-																																																																																																
期首における退職給付債務	4,407百万円																																																																																																
勤務費用	59百万円																																																																																																
利息費用	3百万円																																																																																																
数理計算上の差異の当期発生額	△7百万円																																																																																																
退職給付の支払額	382百万円																																																																																																
過去勤務費用の当期発生額	-																																																																																																
その他	-																																																																																																
期末における退職給付債務	4,080百万円																																																																																																
積立型制度の退職給付債務	-																																																																																																
年金資産	-																																																																																																
非積立型制度の退職給付債務	4,080百万円																																																																																																
未認識数理計算上の差異	-																																																																																																
未認識過去勤務費用	-																																																																																																
その他	-																																																																																																
退職給付引当金	4,080百万円																																																																																																
勤務費用	59百万円																																																																																																
利息費用	3百万円																																																																																																
期待運用収益	-																																																																																																
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△7百万円																																																																																																
過去勤務費用の当期の費用処理額	-																																																																																																
その他	-																																																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	55百万円																																																																																																
割引率	0.13																																																																																																
長期期待運用収益率	-																																																																																																

V-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
経常収益	354,495	460,661
保険料等収入	335,910	348,020
保険料	323,017	331,443
再保険収入	12,893	16,577
資産運用収益	11,924	106,851
利息及び配当金等収入	8,274	7,295
預貯金利息	6	0
有価証券利息・配当金	8,080	7,079
貸付金利息	93	82
その他利息配当金	94	132
金銭の信託運用益	-	83,616
有価証券売却益	742	2,389
金融派生商品収益	2,907	3,287
為替差益	-	7,022
その他運用収益	0	0
特別勘定資産運用益	-	3,238
その他経常収益	6,660	5,789
年金特約取扱受入金	6,344	5,192
保険金据置受入金	13	-
支払備金戻入額	-	261
退職給付引当金戻入額	293	327
その他の経常収益	8	8
経常費用	352,249	463,608
保険金等支払金	125,135	222,904
保険金	40,445	45,760
年金	26,397	15,685
給付金	4,282	6,355
解約返戻金	37,069	67,841
その他返戻金	4,030	3,064
再保険料	12,909	84,199
責任準備金等繰入額	174,312	216,631
支払備金繰入額	1,807	-
責任準備金繰入額	172,504	216,631
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	30,117	127
支払利息	6	5
金銭の信託運用損	21,386	-
有価証券売却損	0	1
有価証券評価損	2	-
為替差損	8,377	-
貸倒引当金繰入額	1	0
その他運用費用	93	119
特別勘定資産運用損	251	-
事業費	19,373	20,216
その他経常費用	3,309	3,727
保険金据置支払金	60	25
税金	2,586	2,823
減価償却費	454	637
その他の経常費用	207	240
経常利益(△は経常損失)	2,246	△2,947
特別利益	-	-
特別損失	756	868
固定資産等処分損	0	0
価格変動準備金繰入額	756	868
契約者配当準備金繰入額(△は契約者配当準備金戻入額)	△0	0
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)	1,490	△3,816
法人税及び住民税	△754	△2,212
法人税等調整額	1,178	1,180
法人税等合計	424	△1,031
当期純利益(△は当期純損失)	1,065	△2,784

注記

(損益計算書関係)

2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
(1) 関係会社との取引による費用の総額は248百万円であります。	(1) 関係会社との取引による費用の総額は261百万円であります。
(2) 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券742百万円であります。	(2) 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券904百万円、外国証券1,485百万円であります。
(3) 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券0百万円であります。	(3) 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券1百万円であります。
(4) 有価証券評価損の内訳は、株式等2百万円であります。	
(5) 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は0百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は10,720百万円であります。	(4) 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は0百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は82,932百万円であります。
(6) 金銭の信託運用損には、評価損が31,965百万円含まれております。	(5) 金銭の信託運用益には、評価益が64,122百万円含まれております。
(7) 金融派生商品収益には、評価益が3,769百万円含まれております。	(6) 金融派生商品収益には、評価損が1,862百万円含まれております。
(8) 1株当たりの当期純利益は666円12銭であります。	(7) 1株当たりの当期純損失は1,740円39銭であります。
(9) 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額12,834百万円を含んでおります。 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額2,737百万円を含んでおります。	(8) 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額15,264百万円を含んでおります。 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額8,046百万円を含んでおります。
(10) 当事業年度における関連当事者との重要な取引はありません。	(9) 同左

V-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	1,490	△3,816
減価償却費	454	637
支払備金の増減額 (△は減少)	1,807	△261
責任準備金の増減額 (△は減少)	172,504	216,631
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	△0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△293	△327
その他引当金の増減額 (△は減少)	△6	20
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	756	868
利息及び配当金等収入	△8,274	△7,295
金銭の信託運用損益 (△は益)	21,386	△83,580
有価証券関係損益 (△は益)	△488	△5,626
支払利息	6	5
為替差損益 (△は益)	6,191	△11,431
有形固定資産関係損益 (△は益)	0	0
代理店貸の増減額 (△は増加)	△2	2
再保険貸の増減額 (△は増加)	△9,939	△7,761
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△2,929	△940
代理店借の増減額 (△は減少)	727	1,592
再保険借の増減額 (△は減少)	5,857	4,625
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	751	△139
その他	△2,647	650
小 計	187,352	103,856
利息及び配当金等の受取額	16,074	8,878
利息の支払額	△6	△5
契約者配当金の支払額	△43	△36
その他	295	347
法人税等の支払額 (+は受取額)	1,296	2,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	204,969	115,428
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△255,989	△137,439
金銭の信託の減少による収入	34,800	37,099
有価証券の取得による支出	△40,719	△23,714
有価証券の売却・償還による収入	88,569	72,631
貸付けによる支出	△687	△675
貸付金の回収による収入	928	954
その他	17,660	△1,714
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△155,437 (49,532)	△52,857 (62,571)
有形固定資産の取得による支出	△11	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△155,449	△52,860
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	△92	790
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	49,427	63,358
現金及び現金同等物期首残高	130,943	180,371
現金及び現金同等物期末残高	180,371	243,730

注記

(キャッシュ・フロー計算書関係)

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、手許現金、要求払預貯金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資であります。

V-4 株主資本等変動計算書

2019年度

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	56,000	46,000	46,000	△29,372	△29,372	72,627	4,693	4,693	77,321
当期変動額									
当期純利益				1,065	1,065	1,065			1,065
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							2,546	2,546	2,546
当期変動額合計	-	-	-	1,065	1,065	1,065	2,546	2,546	3,612
当期末残高	56,000	46,000	46,000	△28,306	△28,306	73,693	7,240	7,240	80,934

2020年度

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	56,000	46,000	46,000	△28,306	△28,306	73,693	7,240	7,240	80,934
当期変動額									
当期純利益				△2,784	△2,784	△2,784			△2,784
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							△9,869	△9,869	△9,869
当期変動額合計	-	-	-	△2,784	△2,784	△2,784	△9,869	△9,869	△12,654
当期末残高	56,000	46,000	46,000	△31,090	△31,090	70,909	△2,628	△2,628	68,280

注記

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)				
(単位：株)				
	当期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	1,600,000	-	-	1,600,000

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)				
(単位：株)				
	当期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	1,600,000	-	-	1,600,000

V-5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14	12
危険債権	—	—
要管理債権	5	13
小計 (対合計比)	19 (0.03)	26 (0.03)
正常債権	72,340	101,190
合計	72,359	101,216

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金であります。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）であります。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。
5. 2020年度末の上記債権額合計のうち、保険約款貸付は、2,511百万円であり、保険約款貸付の内訳は破産更生債権及びこれらに準ずる債権12百万円、要管理債権13百万円、正常債権2,485百万円であります。

V-6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	13	12
3カ月以上延滞債権額	5	13
貸付条件緩和債権額	—	—
合計 (貸付残高に対する比率)	19 (0.70)	25 (1.04)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金であります。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金であります。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金であります。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
5. 2020年度末の上記リスク管理債権合計額は、全額保険約款貸付であります。リスク管理債権に該当する保険約款貸付は、個別貸倒引当金及び解約返戻金等により全額が保全されております。

V-7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

V-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	106,673	100,754
資本金等	73,693	70,909
価格変動準備金	2,975	3,844
危険準備金	8,118	5,883
一般貸倒引当金	1	2
(その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）)×90%（マイナスの場合100%）	9,046	△3,336
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	13,620	23,895
配当準備金中の未割当額	—	—
税効果相当額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△782	△443
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2 + (R_2+R_3+R_7)^2} + R_4$ (B)	20,640	24,370
保険リスク相当額 R_1	766	745
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	165	179
予定利率リスク相当額 R_2	5,312	5,791
最低保証リスク相当額 R_7	249	176
資産運用リスク相当額 R_3	14,429	17,647
経営管理リスク相当額 R_4	627	736
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,033.6%	826.8%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
 2. 資本金等は、貸借対照表の純資産の部合計から、その他有価証券評価差額金を除いた額を記載しております。
 3. 最低保証リスク相当額 R_7 は、標準的方式を用いて算出しております。

(ご参考) ソルベンシー・マージン比率に関する用語の説明

ソルベンシー・マージン総額の項目

資本金等	貸借対照表の純資産の部合計から、その他有価証券評価差額金を控除した額。
価格変動準備金	貸借対照表の負債の部に計上している法定準備金で、株式等の価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えて積み立てている額。
危険準備金	貸借対照表の負債の部に計上している責任準備金の一部で、保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク及び第三分野保険の保険リスクに対応して積み立てている額。
一般貸倒引当金	貸借対照表の資産の部に控除項目として計上している貸倒引当金の一部で、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒れ見込額。
その他有価証券の評価差額金・繰延ヘッジ損益	保有するその他有価証券について、貸借対照表計上額と帳簿価額の差額、及び対応する繰延ヘッジ損益の合計額。
土地含み損益	保有する土地について、時価と帳簿価額の差額。
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	貸借対照表の負債の部に計上している責任準備金の一部で、危険準備金を除く責任準備金が、全期チルメル式責任準備金と解約返戻金相当額のうち大きい額を超過する部分の額。
配当準備金中の未割当額	貸借対照表の負債の部に計上している契約者配当準備金のうち、保険契約者に対して契約者配当として割り当てた額を超える額。
税効果相当額	任意積立金の取崩しを行うこと等により、リスク対応財源として期待できるものの額。
負債性資本調達手段等	劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により社外から調達した金額のうち一定条件を満たす部分の額。
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、資本金等や負債の部に計上している資本性の高い準備金等の中核的支払余力との比較により、ソルベンシー・マージンに不算入となった額。
控除項目	次の金額の合計額。 ・保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、ソルベンシー・マージンから控除することとなっている額。 ・一定の条件を満たす再保険契約の未償却出再手数料の残高。

リスクの合計額の項目

リスクの合計額は、通常の予想を超えて発生しうる次の各種のリスクを一定の方法で数値化し、(B) 欄の算式によりリスク間の相関を考慮して合計したものをいいます。	
保険リスク	大災害の発生等により、保険金支払等が急増するリスク。
第三分野保険の保険リスク	医療保険やがん保険等のいわゆる第三分野保険について保険金等の支払が急増するリスク。
予定利率リスク	運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク。
最低保証リスク	個人変額保険及び変額個人年金保険の保険金、給付金等の最低保証に関するリスク。
資産運用リスク	株価暴落・為替相場の激変等により資産価値が大幅に下落するリスク、及び貸付先企業の倒産等により貸倒れが急増するリスク。
経営管理リスク	業務の運営上、通常の予想を超えて発生し得るリスク。

V-9 有価証券等の時価情報 (会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	16,189	△5,756	16,298	1,806
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国公社債	—	—	—	—
外国株式等	31	△0	34	0
その他の証券	10,984	△7,882	11,423	1,899
金銭の信託	5,173	2,125	4,840	△93

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	226,087	263,591	37,503	37,649	145	215,262	245,731	30,469	30,864	395
公社債	196,065	231,824	35,758	35,822	64	185,085	214,780	29,694	29,852	158
金銭の信託	30,022	31,767	1,745	1,826	81	30,176	30,951	774	1,011	236
責任準備金対応債券	770,108	888,573	118,465	118,512	47	843,531	923,931	80,399	82,890	2,490
公社債	154,369	185,482	31,113	31,136	23	145,533	171,026	25,493	25,571	78
外国証券	-	-	-	-	-	3,227	3,466	239	239	-
公社債	-	-	-	-	-	3,227	3,466	239	239	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	615,739	703,090	87,351	87,376	24	694,770	749,437	54,666	57,079	2,412
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	395,963	406,015	10,052	17,376	7,324	482,558	479,222	△3,336	9,615	12,952
公社債	20,187	21,128	940	945	4	29,489	30,176	687	777	90
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	41,601	46,569	4,968	4,970	2	16,886	17,735	848	852	3
公社債	41,601	46,569	4,968	4,970	2	16,886	17,735	848	852	3
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	30,000	29,340	△659	-	659	30,000	28,937	△1,062	-	1,062
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	304,174	308,976	4,802	11,460	6,657	406,182	402,372	△3,809	7,985	11,795
合計	1,392,159	1,558,181	166,021	173,538	7,517	1,541,353	1,648,885	107,532	123,370	15,838
公社債	370,622	438,435	67,813	67,905	92	360,108	415,983	55,874	56,202	327
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	41,601	46,569	4,968	4,970	2	20,114	21,202	1,088	1,091	3
公社債	41,601	46,569	4,968	4,970	2	20,114	21,202	1,088	1,091	3
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	30,000	29,340	△659	-	659	30,000	28,937	△1,062	-	1,062
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	949,935	1,043,835	93,899	100,662	6,763	1,131,130	1,182,762	51,631	66,076	14,444

- (注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。
 2. その他の有価証券の外国証券（公社債）及び金銭の信託のうち、外貨建債券等の差損益は、外貨ベースでの評価差額を決算時の為替相場で換算した金額を計上しております。（為替相場の変動による換算差額は損益計算書に計上しております。）

イ. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	217,535	255,184	37,649	203,358	234,222	30,864
公社債	194,982	230,805	35,822	181,716	211,569	29,852
外国証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	22,552	24,379	1,826	21,641	22,653	1,011
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	8,552	8,407	△145	11,904	11,508	△395
公社債	1,083	1,019	△64	3,368	3,210	△158
外国証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	7,469	7,388	△81	8,535	8,298	△236

ロ. 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	739,894	858,407	118,512	742,551	825,441	82,890
公社債	153,619	184,755	31,136	144,794	170,365	25,571
外国証券	-	-	-	3,227	3,466	239
金銭の信託	586,275	673,651	87,376	594,530	651,609	57,079
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	30,213	30,166	△47	100,980	98,489	△2,490
公社債	750	727	△23	739	661	△78
外国証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	29,463	29,439	△24	100,240	97,828	△2,412

ハ. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	189,194	206,571	17,376	263,959	273,575	9,615
公社債	19,882	20,828	945	18,447	19,224	777
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	35,310	40,281	4,970	12,344	13,196	852
その他の証券	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	134,001	145,462	11,460	233,167	241,153	7,985
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	206,768	199,444	△7,324	218,599	205,647	△12,952
公社債	305	300	△4	11,042	10,951	△90
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	6,290	6,288	△2	4,542	4,538	△3
その他の証券	30,000	29,340	△659	30,000	28,937	△1,062
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	170,172	163,514	△6,657	173,014	161,219	△11,795

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりであります。(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	126	126
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	126	126
非上場外国株式 (店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
合計	126	126

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金銭の信託	959,911	1,049,008	89,096	89,202	105	1,132,161	1,187,602	55,441	58,090	2,649

・運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	5,173	2,125	4,840	△93

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の金銭の信託	30,022	31,767	1,745	1,826	81	30,176	30,951	774	1,011	236
責任準備金対応の金銭の信託	615,739	703,090	87,351	87,376	24	694,770	749,437	54,666	57,079	2,412
その他の金銭の信託	304,174	308,976	4,802	11,460	6,657	406,182	402,372	△3,809	7,985	11,795

(注) その他の金銭の信託のうち、外貨建債券の差損益は、外貨ベースでの評価差額を決算時の為替相場で換算した金額を計上しております。(為替相場の変動による換算差額は損益計算書に計上しております。)

(3) 土地等の時価情報

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

(4) デリバティブ取引の時価情報

① 定性的情報

イ. 取引の内容

- ・金利関連
金利スワップ取引
- ・通貨関連
為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引
- ・株式関連
株価指数オプション取引
- ・債券関連
該当ありません

ロ. 取組方針・利用目的

- ・当社のデリバティブ取引は、保険負債及び現物資産に係る市場リスクのヘッジを目的とした利用を基本とし、投機目的での取引は行っておりません。
- ・具体的には、主に、変額個人年金保険に係る最低保証リスクヘッジ、定額個人保険に係る金利及び為替リスクヘッジ並びに現物資産に係る為替リスクヘッジを目的として、デリバティブ取引を利用しております。

ハ. リスクの内容

- ・デリバティブ取引には、現物資産等と同様に市場リスク（金利・株価・為替等市場環境の変化が損益に影響を及ぼすリスク）や、信用リスク（取引相手先が経営破綻等により債務不履行となるリスク）が存在します。
- ・当社が利用するデリバティブ取引のうち、オプション取引については、特別勘定内の現物資産に係る市場リスク（価格変動リスク、為替リスク）から生じる最低保証リスクのヘッジを目的としているため、リスクは限定的であります。
- ・当社が利用するデリバティブ取引のうち、金利スワップ、為替予約及び通貨スワップについては、保険負債及び現物資産に係る市場リスク（金利リスク、為替リスク）のヘッジを目的としているため、リスクは限定的であります。
- ・取引相手については、社内規程に定められた基準を満たす信用度の高い取引先を選別しており、信用リスクは限定的であります。

ニ. リスク管理体制

- ・当社は、リスクヘッジに関する社内規程（各リスクヘッジの業務執行及びモニタリング）を定め、この厳格な運営を遵守する体制を構築し、実施しております。
- ・リスク管理体制としては、執行と管理の権限を明確に分離し、相互牽制の働く体制とするとともに、資産・負債に関わる収益及びリスクを総合管理するALM委員会に対して定期的に報告しております。また各種リスク管理を統括する部門として、リスク管理部を独立して設けており、デリバティブ取引を含めた市場リスクの把握・分析を行い、経営に対して定期的に報告しております。

ホ. 定量的情報に関する補足説明

当社が利用するデリバティブ取引に、ヘッジ会計は適用しておりません。

②定量的情報

イ. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区分		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
2019年度末	ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-
	ヘッジ会計非適用分	14,653	697	△350	-	-	15,000
	合計	14,653	697	△350	-	-	15,000
2020年度末	ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-
	ヘッジ会計非適用分	12,497	1,012	△399	-	-	13,110
	合計	12,497	1,012	△399	-	-	13,110

- (注) 1. ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されております。
 2. 金利関連、通貨関連（為替予約及び通貨スワップ）は、管理信託を用いてデリバティブ取引を行っております。
 3. 通貨関連（通貨オプション）、株式関連は、金銭の信託内においてデリバティブ取引を行っております。

ロ. ヘッジ会計が適用されていないもの

・金利関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
市場取引以外の取引	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	12,969	12,235	14,653	14,653	15,449	14,546	12,497	12,497
	(豪ドル/豪ドル)	12,298	11,584	14,299	14,299	14,787	13,904	12,313	12,313
	(米ドル/米ドル)	670	650	354	354	662	642	184	184
合計				14,653					12,497

- (注) 1. スワップの時価は、管理受託会社から入手した価格を使用して算出しております。
 2. 差損益の欄には時価（現在価値）を記載しております。

・通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
市場取引以外の取引	為替予約								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	(豪ドル)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(米ドル)	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	11,583	-	△435	△435	12,994	-	204	204
	(豪ドル)	5,697	-	△422	△422	4,037	-	85	85
	(米ドル)	5,886	-	△12	△12	8,957	-	119	119
	通貨オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	買建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(米ドル)	1,438	1,114	(107)	(△264)	1,114	840	(51)	(△242)
	(ユーロ)	(371)	(294)	(53)	(△170)	(294)	(225)	(33)	(△149)
		786	634			634	492		
		(223)	(182)			(182)	(144)		
		652	480			480	348		
		(148)	(111)	(53)	(△94)	(111)	(81)	(18)	(△93)
	通貨スワップ	28,169	-	1,397	1,397	18,609	-	1,050	1,050
	(豪ドル)	13,577	-	△1,218	△1,218	13,633	-	1,164	1,164
	(米ドル)	674	-	0	0	618	-	44	44
(ブラジルリアル)	13,916	-	2,615	2,615	1,330	-	9	9	
(インドルピー)	-	-	-	-	3,027	-	△167	△167	
合計				697				1,012	

- (注) 1. 為替予約及びスワップの時価は、管理受託会社から入手した価格等を使用して算出しております。
 2. 為替予約の時価の欄には差金決済額（差損益）を記載しております。
 3. 括弧内には、契約額等の欄にはオプション料、時価の欄にはオプションの時価、差損益の欄にはオプション料とオプションの時価の差額を記載しております。
 4. オプションの時価は、取引相手先から入手した価格を使用して算出しております。
 5. スワップの差損益の欄には時価（現在価値）を記載しております。

・株式関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
市場取引以外の取引	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-			-	-		
	プット	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	買建								
	コール	-	-			-	-		
	(日経225)	(2)	(-)	(9)	(6)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(2)	(2)	(-)	(9)	(6)	(-)	(-)	(-)	(-)
	プット	2,845	2,257			2,257	1,811		
	(日経225)	(604)	(486)	(247)	(△357)	(486)	(395)	(86)	(△399)
	2,845	2,257			2,257	1,811			
	(604)	(486)	(247)	(△357)	(486)	(395)	(86)	(△399)	
合計				△350				△399	

(注) 1. 括弧内には、契約額等の欄にはオプション料、時価の欄にはオプションの時価、差損益の欄にはオプション料とオプションの時価の差額を記載しております。
2. オプションの時価は、取引相手先から入手した価格を使用して算出しております。

・債券関連

2019年度末、2020年度末とも有しておりません。

・その他

2019年度末、2020年度末とも有しておりません。

八. ヘッジ会計が適用されているもの

「金利関連」、「通貨関連」、「株式関連」、「債券関連」及び「その他」について、2019年度末、2020年度末とも有しておりません。

V-10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区 分		2019年度	2020年度
基礎利益	A	(注1,2) △5,063	(注3,4) △3,268
キャピタル収益		46,795	96,316
金銭の信託運用益		—	83,616
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		742	2,389
金融派生商品収益		2,907	3,287
為替差益		—	7,022
その他キャピタル収益		43,145	—
キャピタル費用		44,109	98,347
金銭の信託運用損		21,386	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		0	1
有価証券評価損		2	—
金融派生商品費用		—	—
為替差損		8,377	—
その他キャピタル費用		14,343	98,346
キャピタル損益	B	(注1,2) 2,685	(注3,4) △2,030
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	△2,377	△5,298
臨時収益		4,624	2,351
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		4,624	2,235
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	(注5) 116
臨時費用		0	0
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		—	—
個別貸倒引当金繰入額		0	0
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		(注6) 0	—
臨時損益	C	4,624	2,351
経常利益（損失）	A+B+C	2,246	△2,947

- (注) 1. 2019年度において、次の金額をキャピタル損益から控除し、基礎利益に含めて記載しております。
 金銭の信託運用損のうち、インカム損益に相当する有価証券利息・配当金 13,378百万円
 金融派生商品収益のうち、インカム損益に相当する金利スワップ及び通貨スワップの受取利息・支払利息 △25百万円
2. 2019年度において、次の金額を基礎利益から控除し、キャピタル損益に含めて記載しております。
 外国通貨に連動する保険負債に係る市場為替レート変動に伴う損益 43,119百万円
 マーケット・バリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動に伴う損益 △964百万円
3. 2020年度において、次の金額をキャピタル損益から控除し、基礎利益に含めて記載しております。
 金銭の信託運用益のうち、インカム損益に相当する有価証券利息・配当金 17,712百万円
 金融派生商品収益のうち、インカム損益に相当する金利スワップ及び通貨スワップの受取利息・支払利息 568百万円
4. 2020年度において、次の金額を基礎利益から控除し、キャピタル損益に含めて記載しております。
 外国通貨に連動する保険負債に係る市場為替レート変動に伴う損益 △78,301百万円
 マーケット・バリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動に伴う損益 △1,763百万円
5. 2020年度におけるその他臨時収益には、変額個人年金保険の最低保証リスクに係る責任準備金のうち2004年3月31日以前に締結した契約に対する責任準備金の戻入額112百万円等を計上しております。
6. 2019年度におけるその他臨時費用には、変額個人年金保険の最低保証リスクに係る責任準備金のうち2004年3月31日以前に締結した契約に対する責任準備金の繰入額5百万円等を計上しております。

(ご参考) 基礎利益明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
基礎収益	365,188	462,690
保険料等収入	335,910	348,020
保険料	323,017	331,443
再保険収入	12,893	16,577
資産運用収益	8,274	10,534
利息及び配当金等収入	8,274	7,295
有価証券償還益	—	—
一般貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	0	0
特別勘定資産運用益	—	3,238
その他経常収益	6,660	5,789
年金特約取扱受入金	6,344	5,192
保険金据置受入金	13	—
支払備金戻入額	—	261
責任準備金戻入額	—	—
退職給付引当金戻入額	293	327
その他	8	8
その他基礎収益	14,343	98,346
基礎費用	370,252	465,959
保険金等支払金	125,135	222,904
保険金	40,445	45,760
年金	26,397	15,685
給付金	4,282	6,355
解約返戻金	37,069	67,841
その他返戻金	4,030	3,064
再保険料	12,909	84,199
責任準備金等繰入額	178,936	218,983
資産運用費用	351	126
支払利息	6	5
有価証券償還損	—	—
一般貸倒引当金繰入額	1	0
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	93	119
特別勘定資産運用損	251	—
事業費	19,373	20,216
その他経常費用	3,309	3,727
保険金据置支払金	60	25
税金	2,586	2,823
減価償却費	454	637
退職給付引当金繰入額	—	—
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—
その他	207	240
その他基礎費用	43,145	—
基礎利益	△5,063	△3,268

V-11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、2020年度の計算書類等について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

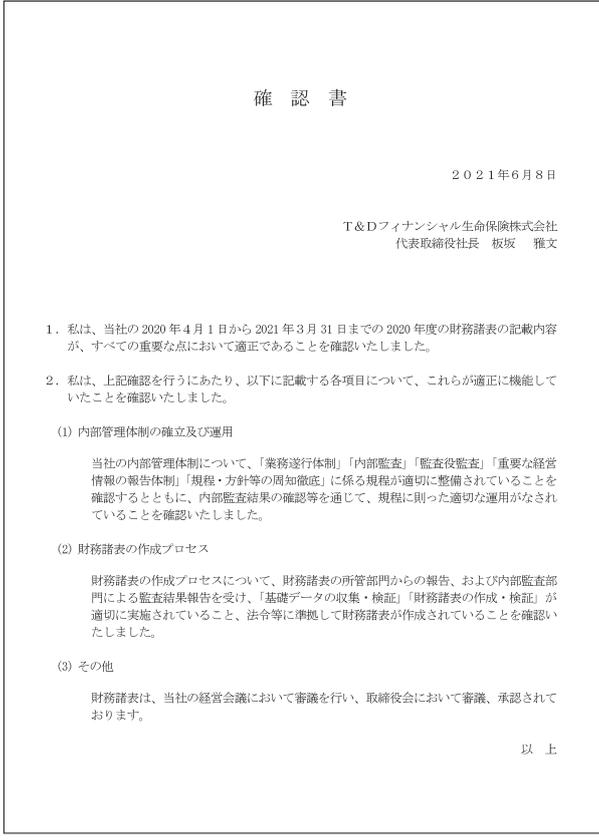
本誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しております。

V-12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

当社は、金融商品取引法に基づく監査証明は受けておりません。

V-13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨

当社代表者は、2020年度における財務諸表等の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。



V-14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当する事項はありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

VI-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

2020年度における当社の主要業績は、直近事業年度における事業の概況と同じであります。なお、直近事業年度における事業の概況の主要業績は、35～36ページをご参照ください。

(2) 年換算保険料

①保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	116,800	121.3	134,837	115.4
個人年金保険	14,879	78.6	13,007	87.4
合計	131,680	114.3	147,844	112.3
うち医療保障・生前給付保障等	2,750	106.3	2,967	107.9

②新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	25,521	265.6	25,606	100.3
個人年金保険	972	51.1	653	67.3
合計	26,493	230.1	26,260	99.1
うち医療保障・生前給付保障等	376	157.8	409	108.9

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
 2. うち医療保障・生前給付保障等欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(3) 保有契約高及び新契約高

①保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2019年度末				2020年度末			
	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個人保険	292,833	119.1	2,265,913	112.4	328,392	112.1	2,587,364	114.2
個人年金保険	31,716	85.9	126,604	81.0	29,099	91.7	116,194	91.8
小計	324,549	114.7	2,392,518	110.1	357,491	110.2	2,703,559	113.0
団体保険	-	-	7	68.5	-	-	4	61.8
団体年金保険	-	-	1,986	93.1	-	-	1,921	96.7

- (注) 1. 個人年金保険は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（ただし、変額個人年金保険は、責任準備金（最低保証に係る部分を除く））と年金支払開始後契約の責任準備金の合計であります。
 2. 団体年金保険は、責任準備金の金額であります。

②新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2019年度						2020年度					
	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	58,911	233.6	441,355	145.8	441,355	-	62,927	106.8	421,792	95.6	421,792	-
個人年金保険	933	55.2	5,542	48.7	5,542	-	775	83.1	4,831	87.2	4,831	-
小計	59,844	222.4	446,898	142.2	446,898	-	63,702	106.4	426,624	95.5	426,624	-
団体保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 転換は、2001年度より取り扱っておりません。
 2. 個人年金保険は、年金支払開始時における年金原資であります。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額		
		2019年度末	2020年度末	
死亡保障	普通死亡	個人保険	2,251,387	2,563,410
		個人年金保険	(41,747)	(37,225)
		団体保険	—	—
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	2,251,387	2,563,410
	災害死亡	個人保険	(119,338)	(102,915)
		個人年金保険	(2,713)	(2,415)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(122,052)	(105,331)		
その他の条件付死亡	個人保険	1,428	760	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
その他共計	1,428	760		
生存保障	満期・生存給付	個人保険	13,097	23,193
		個人年金保険	46,974	43,350
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	60,095	66,566
	年金	個人保険	(38,696)	(42,552)
		個人年金保険	(16,721)	(14,834)
		団体保険	(2)	(1)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(55,441)	(57,408)		
その他	個人保険	—	—	
	個人年金保険	79,630	72,843	
	団体保険	7	4	
	団体年金保険	1,986	1,921	
その他共計	81,903	75,028		
入院保障	災害入院	個人保険	(301)	(513)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(301)	(513)
	疾病入院	個人保険	(297)	(510)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計	(297)	(510)		
その他の条件付入院	個人保険	(114)	(108)	
	個人年金保険	(0)	(0)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
その他共計	(114)	(109)		

- (注) 1. 括弧内数値は、主契約の付随保障部分及び特約の保障を表しております。ただし、定期特約の普通死亡保障は、主要保障部分に計上しております。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（ただし、変額個人年金保険は、責任準備金（最低保証に係る部分を除く））を表しております。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表しております。
4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表しております。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表しております。
6. 入院保障の疾病入院欄のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表しております。

(単位：件)

区 分		保有件数	
		2019年度末	2020年度末
障害保障	個人保険	13,690	11,948
	個人年金保険	39	32
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	13,729	11,980
手術保障	個人保険	32,892	35,145
	個人年金保険	82	71
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	32,974	35,216

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2019年度末	2020年度末
死亡保険	終身保険	111,795	129,737
	定期付終身保険	1,475	1,312
	定期保険	1,416	1,495
	その他共計	116,288	134,425
生死混合保険	養老保険	250	207
	定期付養老保険	200	176
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	462	385
生存保険		49	26
年金保険	個人年金保険	14,879	13,007
合計		131,680	147,844

(注) 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		2019年度末	2020年度末
死亡保険	終身保険	1,367,431	1,674,870
	定期付終身保険	181,649	160,445
	定期保険	661,645	702,736
	その他共計	2,243,884	2,569,744
生死混合保険	養老保険	7,642	6,346
	定期付養老保険	12,061	10,307
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	20,590	16,853
生存保険		1,439	766
年金保険	個人年金保険	126,604	116,194
災害・ 疾病関係特約	災害割増特約	45,853	40,045
	傷害特約	63,911	56,724
	災害入院特約	98	85
	疾病特約	94	83
	成人病特約	71	63
	その他の条件付入院特約	110	107
	一時金給付特約	2,217	3,962
	先進医療給付特約	11,056件	15,913件

(注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（ただし、変額個人年金保険は、責任準備金（最低保証に係る部分を除く）と年金支払開始後契約の責任準備金の合計であります。
2. 災害入院特約、疾病特約、成人病特約及びその他の条件付入院特約の金額は、入院給付日額を表しております。

(7) 契約者配当の状況

2019年度、2020年度とも割当はありません。

VI-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
個人保険	12.36	14.19
個人年金保険	△19.05	△8.22
団体保険	△31.55	△38.18
団体年金保険	△6.87	△3.27

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2019年度	2020年度
新契約平均保険金	7,491	6,702
保有契約平均保険金	7,737	7,878

(注) 新契約平均保険金は、転換契約を含んでおりません。

(3) 新契約率 (対年度始)

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
個人保険	21.89	18.61
個人年金保険	3.54	3.82
小計	20.57	17.83
団体保険	-	-

(注) 転換契約は、含んでおりません。

(4) 解約失効率 (対年度始)

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
個人保険	3.83	4.51
個人年金保険	1.61	1.29
小計	3.67	4.34
団体保険	0.00	0.00

(5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約)

(単位：円)

2019年度	2020年度
5,383	5,265

(注) 転換契約は、含んでおりません。

(6) 死亡率 (個人保険主契約)

(単位：%)

件数率		金額率	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
17.25	16.40	21.51	20.77

(注) 1% (パーミル) は、1,000分の1を表しております。

(7) 特約発生率 (個人保険)

(単位：%)

区 分		2019年度	2020年度
災害死亡保障契約	件数	0.15	0.22
	金額	0.25	0.31
障害保障契約	件数	0.15	0.59
	金額	0.02	0.11
災害入院保障契約	件数	3.04	3.23
	金額	98.44	97.82
疾病入院保障契約	件数	34.26	35.61
	金額	804.98	760.34
成人病入院保障契約	件数	25.33	23.31
	金額	546.33	464.24
疾病・傷害手術保障契約	件数	66.95	65.74
成人病手術保障契約	件数	-	-

(注) 1% (パーミル) は、1,000分の1を表しております。

(8) 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

2019年度	2020年度
6.0	6.1

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 (単位：社)

2019年度	2020年度
5 (2)	5 (2)

(注) 括弧内には、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険の数値を記載しております。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 (単位：%)

2019年度	2020年度
100.0 (0.5)	100.0 (0.1)

(注) 括弧内には、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険の数値を記載しております。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 (単位：%)

格付区分	2019年度	2020年度
AA+	0.0 (-)	0.0 (-)
AA-	99.5 (0.1)	99.9 (0.0)
A+	0.5 (0.3)	0.1 (0.1)

(注) 1. 格付はスタンダード&プアーズ社 (S&P社) によるものに基づいております。
2. 括弧内には、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険の数値を記載しております。

(12) 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

2019年度	2020年度
28 (6)	633 (17)

(注) 括弧内には、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険の数値を記載しております。

(13) 第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
第三分野発生率	32.5	26.3
医療（疾病）	28.1	27.7
がん	44.1	24.5
介護	7.3	2.0
その他	46.2	32.4

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しております。

- ①医療（疾病）：医療保険、疾病入院特約等
- ②がん：ガン保険、ガン特約等
- ③介護：介護特約等
- ④その他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付等の給付を行う主契約及び特約（個人年金保険及び終身保険の災害死亡保障を含む）

2. 発生率は以下の算式により算出しております。

$$\frac{\{\text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払に係る事業費等}\}}{\{(\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料})/2\}}$$

3. (注) 2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いております。

4. (注) 2の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事務経費、人件費及びシステム経費等を計上しております。

5. (注) 2の算式中、年度始保有契約年換算保険料及び年度末保有契約年換算保険料には、個人年金保険の災害死亡保障・介護保障部分の保険関係費用及び終身保険の災害保険料相当額を加えております。

(14) 順ざや・逆ざやの状況

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度	2020年度
順ざや額・逆ざや額（正值の場合は順ざや額）	△2,944	△2,455
基礎利益上の運用収支等の利回り	1.62	1.66
平均予定利率	1.84	1.82
うち個人保険・個人年金保険	1.84	1.83
一般勘定（経過）責任準備金	1,332,137	1,538,720

(注) 1. 順ざや額・逆ざや額（正值の場合は順ざや額）は、次の算式で算出しております。

$$(\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定（経過）責任準備金}$$

2. 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる運用収支（一般勘定分の資産運用損益）から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定（経過）責任準備金に対する利回りのことでもあります。

3. 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定（経過）責任準備金に対する利回りのことでもあります。

予定利息の計算には、積立利率を用いている保険種類の予定利息相当額を含めております。

4. 一般勘定（経過）責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の算式で算出しております。
(年度始責任準備金 + 年度末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

(15) 市場整合的エンベディッド・バリュー (MCEV)

①市場整合的エンベディッド・バリューについて

エンベディッド・バリュー (Embedded Value、以下EV) とは、株主に帰属すると考えられ、貸借対照表等から計算される「修正純資産」と、保有契約に基づき計算される「保有契約価値」を合計したものであります。欧州では、生命保険会社の企業価値を評価する指標のひとつとされています。

現行の生命保険会社の財務会計では、新契約獲得から会計上の利益の実現までにタイム・ラグがあります。一方、EVでは、将来の利益貢献が新契約獲得時に認識されるため、財務会計による財務情報を補強することができると考えられております。

当社を含むT&D保険グループでは、欧州の主要保険会社のCFO (Chief Financial Officer:最高財務責任者) から構成されるCFOフォーラムによって公表されたEV計算の基準である「The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles^① (MCEV原則)」に基づいたEV (以下、MCEV) を開示しております。

^① Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008

②当社のMCEV

(単位：億円)

	2019年度末	2020年度末	増減
MCEV	665	1,081	416
修正純資産	2,022	1,560	△462
純資産の部合計	739	711	△27
有価証券の含み損益 (税引後)	1,195	772	△423
貸付金の含み損益 (税引後)	4	3	△1
不動産の含み損益 (税引後)	—	—	—
一般貸倒引当金 (税引後)	0	0	0
負債中の内部留保 (税引後)	82	72	△10
劣後債務の含み損益 (税引後)	—	—	—
保有契約価値	△1,357	△478	879
確実性等価将来利益現価	△1,267	△399	868
オプションと保証の時間価値	△2	△1	0
フリクショナル・コスト	△8	△1	6
ヘッジ不能リスクに係る費用	△79	△75	4

- (注) 1. 純資産の部合計は、評価・換算差額等合計を除き、株式報酬型ストックオプションによる新株予約権相当額累計を含めております。
2. 負債中の内部留保は、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額であります。
3. 確実性等価将来利益現価は、参照金利での資産運用収益を前提とし、将来の税引後利益を参照金利で割り引いた現在価値であります。この評価額には、当社の商品に含まれるオプションと保証の本源的価値を反映しております。
4. オプションと保証の時間価値は、市場整合的なリスク中立経済シナリオを用いて確率論的に算定しております。
5. フリクショナル・コストは、当社が生命保険事業を行っていく上で必要と考える資本水準を維持するための費用であります。
6. ヘッジ不能リスクに係る費用は、将来価値を計算する上で、確実性等価将来利益現価やオプションと保証の時間価値では十分に反映されていない、ヘッジ不能なリスクに係る費用であります。

③新契約価値

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	増減
新契約価値	△59	36	95
修正純資産	△5	△6	△0
将来価値	△53	42	95

- (注) 新契約価値は、1年間に販売した新契約の各期末における価値を表したものであります。一時払貯蓄性商品は契約獲得時点における価値にて計上しております。

④ご使用にあたっての注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を評価するひとつの指標ですが、実際の株式の市場価値はEVから著しく乖離することがあります。

これらの理由により、EVの使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

⑤第三者機関の意見

当社を含むT&D保険グループは、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、当グループのMCEV及びGroup MCEVについて検証を依頼し、意見を受領しております。なお、当該意見につきましては、T&Dホールディングスのホームページ（<https://www.td-holdings.co.jp>）をご参照ください。

VI-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2019年度末	2020年度末
保 険 金	死亡保険金	8,245	8,121
	災害保険金	79	71
	高度障害保険金	103	35
	満期保険金	186	245
	その他	0	0
	小計	8,615	8,473
年金		1,563	794
給付金		437	636
解約返戻金		615	1,086
保険金据置支払金		7	3
その他共計		11,282	11,020

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2019年度末	2020年度末
責 任 準 備 金 (除 危 険 準 備 金)	個人保険	1,330,373	1,559,355
	(一般勘定)	1,328,943	1,557,741
	(特別勘定)	1,430	1,614
	個人年金保険	122,635	112,610
	(一般勘定)	112,287	102,026
	(特別勘定)	10,347	10,584
	団体保険	7	4
	(一般勘定)	7	4
	(特別勘定)	-	-
	団体年金保険	1,986	1,921
	(一般勘定)	1,986	1,921
	(特別勘定)	-	-
	その他	302	279
	(一般勘定)	302	279
	(特別勘定)	-	-
	小計	1,455,306	1,674,173
(一般勘定)	1,443,527	1,661,974	
(特別勘定)	11,778	12,198	
危険準備金		8,118	5,883
合計		1,463,424	1,680,056
(一般勘定)		1,451,646	1,667,857
(特別勘定)		11,778	12,198

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
保険料積立金	1,450,238	1,670,297
未経過保険料	5,068	3,876
払戻積立金	-	-
危険準備金	8,118	5,883
年度末合計	1,463,424	1,680,056

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高 (契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	変額個人年金保険	純保険料式
		その他の保険種類	同左
	標準責任準備金対象外契約	変額個人年金保険	純保険料式
		その他の保険種類	同左
積立率 (危険準備金を除く)		100.0%	同左

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としております。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでおりません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しております。

② 責任準備金残高 (契約年度別)

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	4,584	2.60%
1981年度～1985年度	14,714	2.60%
1986年度～1990年度	54,097	2.60%
1991年度～1995年度	51,787	2.25%～2.60%
1996年度～2000年度	45,064	1.75%～2.60%
2001年度～2005年度	15,285	0.50%～1.50%
2006年度～2010年度	24,241	0.50%～5.55%
2011年度	31,541	0.50%～5.30%
2012年度	115,897	0.50%～1.74%
2013年度	143,971	0.50%～4.22%
2014年度	185,733	0.50%～3.99%
2015年度	132,332	0.50%～3.01%
2016年度	69,170	0.00%～2.75%
2017年度	143,925	0.00%～3.65%
2018年度	96,911	0.00%～3.74%
2019年度	278,893	0.00%～3.37%
2020年度	251,614	0.00%～2.88%

- (注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金 (特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く) を記載しております。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しております。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

①責任準備金残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
責任準備金残高（一般勘定）	612	207
標準責任準備金対象契約	427	134
標準責任準備金対象外契約	184	72

- (注) 1. 標準責任準備金対象契約は、保険業法施行規則第68条に規定する保険契約を対象としております。
 2. 標準責任準備金対象外契約は、標準責任準備金対象契約以外で、当社が保険料及び責任準備金の算出方法書に規定した保険契約を対象としております。
 3. 責任準備金残高（一般勘定）は、最低保証に係る保険料積立金を記載しております。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

積立方式		平成8年大蔵省告示第48号に定める標準的方式	
計算の基礎となる係数	予定死亡率	・2007年3月31日以前の契約は 生保標準生命表1996（平成8年大蔵省告示第48号に定める率） ・2007年4月1日以降の契約は 生保標準生命表2007（平成8年大蔵省告示第48号に定める率）	
	割引率	年1.5%（平成8年大蔵省告示第48号に定める率）	
	期待収益率	年1.5%（平成8年大蔵省告示第48号に定める率）	
	ポラティリティ （資産価格の予想変動率）	国内株式 （指数連動型）	18.4 %（平成8年大蔵省告示第48号に定める率）
		（上記以外）	20.24 %（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）
		邦貨建債券	3.5 %（平成8年大蔵省告示第48号に定める率）
		外国株式	18.1 %（平成8年大蔵省告示第48号に定める率）
外貨建債券	12.1 %（平成8年大蔵省告示第48号に定める率）		
国内短期資金	0.75%（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）		
外国短期資金	11.9 %（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）		
予定解約率	特別勘定の残高÷基本保険金の水準と経過年数により0～8% （保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）		

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計	
2019年度	当期首現在高	502	37	—	—	0	—	540
	利息による増加	0	0	—	—	0	—	0
	配当金支払による減少	40	3	—	—	0	—	43
	当期繰入額	5	△5	—	—	0	—	△0
	当期末現在高	468	29	—	—	0	—	497
	(464)	(27)	(—)	(—)	(0)	(—)	(492)	
2020年度	当期首現在高	468	29	—	—	0	—	497
	利息による増加	0	0	—	—	0	—	0
	配当金支払による減少	34	2	—	—	0	—	36
	当期繰入額	5	△4	—	—	0	—	0
	当期末現在高	439	21	—	—	0	—	461
	(436)	(20)	(—)	(—)	(0)	(—)	(457)	

(注) 括弧内は、うち積立配当金額であります。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減額 (△減)	計上の理由及び 算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	2	0	計上の理由及び算定 方法については、貸 借対照表の注記に記 載しているため省略 しております。
	個別貸倒引当金	0	0	△0	
退職給付引当金		4,407	4,080	△327	
価格変動準備金		2,975	3,844	868	

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資本金		56,000	—	—	56,000	
うち既発行株式	普通株式	(1,600千株) 56,000	(—) —	(—) —	(1,600千株) 56,000	—
	計	56,000	—	—	56,000	
	資本剰余金	(資本準備金) 46,000	—	—	46,000	—
計		46,000	—	—	46,000	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
個人保険	317,041	326,141
（うち一時払）	307,112	316,568
（うち年払）	4,209	3,879
（うち半年払）	52	47
（うち月払）	5,667	5,646
個人年金保険	5,791	5,150
（うち一時払）	5,405	4,806
（うち年払）	43	38
（うち半年払）	2	2
（うち月払）	340	302
団体保険	—	—
団体年金保険	164	132
その他共計	323,017	331,443

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2019年度	死亡保険金	38,339	-	-	-	-	38,339
	災害保険金	33	-	-	-	0	33
	高度障害保険金	195	-	-	-	-	195
	満期保険金	1,840	-	-	-	12	1,852
	その他	24	-	-	-	-	24
	合計	40,433	-	-	-	12	40,445
2020年度	死亡保険金	44,027	-	-	-	-	44,027
	災害保険金	35	-	-	-	-	35
	高度障害保険金	115	-	-	-	-	115
	満期保険金	1,558	-	-	-	19	1,577
	その他	4	-	-	-	-	4
	合計	45,740	-	-	-	19	45,760

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2019年度	-	26,261	3	108	23	-	26,397
2020年度	-	15,575	3	85	21	-	15,685

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2019年度	死亡給付金	1	1,107	-	-	0	1,109
	入院給付金	372	-	-	-	-	372
	手術給付金	271	-	-	-	-	271
	障害給付金	1	-	-	-	-	1
	生存給付金	2,279	-	-	-	-	2,279
	その他	47	-	-	201	-	248
	合計	2,974	1,107	-	201	0	4,282
2020年度	死亡給付金	0	578	-	-	0	579
	入院給付金	357	0	-	-	-	358
	手術給付金	273	0	-	-	-	274
	障害給付金	6	-	-	-	-	6
	生存給付金	4,976	-	-	-	-	4,976
	その他	50	-	-	110	-	160
	合計	5,665	579	-	110	0	6,355

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2019年度	34,568	2,491	-	0	9	-	37,069
2020年度	66,207	1,625	-	2	5	-	67,841

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

	区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
2019年度	有形固定資産	92	3	69	23	74.9%
	建物	49	1	35	14	70.8%
	リース資産	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	43	2	34	8	79.7%
	無形固定資産	3,064	450	756	2,307	24.7%
	その他	0	0	0	0	74.7%
	合計	3,158	454	826	2,331	26.2%
2020年度	有形固定資産	93	5	72	20	77.7%
	建物	49	1	36	13	73.5%
	リース資産	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	43	4	36	7	82.5%
	無形固定資産	3,966	631	1,388	2,577	35.0%
	その他	0	0	0	0	24.1%
		合計	4,061	637	1,461	2,599

- (注) 1. 金額は、減価償却資産にかかる金額を記載しております。
2. 取得価額及び減価償却累計額は、当期末残高に対応する金額を記載しております。

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
営業活動費	12,317	13,133
営業管理費	148	131
一般管理費	6,907	6,951
合計	19,373	20,216

- (注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2019年度122百万円、2020年度132百万円であります。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国税	1,509	1,597
消費税	1,195	1,345
地方法人特別税	300	—
特別法人事業税	—	238
印紙税	12	13
その他の国税	0	—
地方税	1,077	1,226
地方消費税	331	379
法人事業税	736	836
事業所税	6	7
その他の地方税	2	2
合計	2,586	2,823

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

2019年度、2020年度とも該当はありません。

(19) 借入金残存期間別残高

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

VI-4 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

①年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

〈各種金融指標〉

		2019年度末	2020年度末
国内金利	新発10年国債利回り	0.005%	0.120%
国内株式	日経平均株価	18,917.01円	29,178.80円
	TOPIX	1,403.04	1,954.00
海外金利	米国10年国債利回り	0.670%	1.740%
外国株式	NYダウ工業30種平均	21,917.16ドル	32,981.55ドル
為替	円/米ドル	108.83円	110.71円
	円/ユーロ	119.55円	129.80円
	円/豪ドル	66.09円	84.36円

ロ. 運用方針

当社は、保険商品の特性に合わせた運用（ALM^(*)）を原則としており、金融環境の変動に影響を受けないポートフォリオを構築しております。具体的には、確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを主体とした運用を行っております。

(*)ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント：資産・負債の総合管理）

ハ. 運用実績の概況

2020年度末の一般勘定資産は、2019年度末より2,050億円増加し、1兆8,384億円となりました。主な資産構成比は、金銭の信託61.6%（2019年度末実績58.8%）（うち公社債20.9%、外国証券36.3%）、公社債19.6%（2019年度末実績22.7%）、現預金・コールローン13.2%（同11.0%）となりました。

資産運用収支面では、資産運用収益1,036億円、資産運用費用1億円を計上し、資産運用収支は1,034億円となりました。

資産運用収益の内訳は、金銭の信託運用益836億円、利息及び配当金等収入72億円等であり、このうち金銭の信託運用益は、主に外国為替連動型保険の責任準備金に対応する外国公社債等の為替差益であります。なお、外国為替連動型保険の責任準備金も為替変動により増加しているため、収支に与える影響は軽微であります。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	179,432	11.0	242,751	13.2
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	959,911	58.8	1,132,161	61.6
有価証券	447,600	27.4	410,821	22.3
公社債	371,563	22.7	360,795	19.6
株式	126	0.0	126	0.0
外国証券	46,569	2.9	20,962	1.1
公社債	46,569	2.9	20,962	1.1
株式等	—	—	—	—
その他の証券	29,340	1.8	28,937	1.6
貸付金	2,784	0.2	2,475	0.1
保険約款貸付	2,783	0.2	2,474	0.1
一般貸付	1	0.0	1	0.0
不動産	14	0.0	13	0.0
繰延税金資産	3,150	0.2	5,489	0.3
その他	40,460	2.5	44,703	2.4
貸倒引当金	△2	△0.0	△2	△0.0
合計	1,633,352	100.0	1,838,413	100.0
うち外貨建資産	560,614	34.3	741,075	40.3

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	50,072	63,319
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	203,119	172,249
有価証券	△43,235	△36,778
公社債	△25,468	△10,767
株式	△2	△0
外国証券	△1,452	△25,606
公社債	△1,452	△25,606
株式等	—	—
その他の証券	△16,312	△403
貸付金	△248	△308
保険約款貸付	△248	△308
一般貸付	—	—
不動産	3	△1
繰延税金資産	△2,167	2,338
その他	20,463	4,242
貸倒引当金	△1	△0
合計	228,006	205,061
うち外貨建資産	184,621	180,461

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	△0.08	0.42
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△2.49	8.12
有価証券	0.17	3.51
うち公社債	1.75	1.83
うち株式	△1.43	0.22
うち外国証券	△11.40	19.15
貸付金	3.18	3.11
うち一般貸付	1.59	1.59
不動産	—	—
一般勘定計	△1.19	6.17
うち海外投融資	△6.73	14.17

(注) 1. 利回り計算式の分母は、帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りであります。

2. 海外投融資は、外貨建資産と円建資産の合計であります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	142,762	181,545
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	858,855	1,029,198
有価証券	481,127	438,621
うち公社債	386,828	363,350
うち株式	127	126
うち外国証券	55,216	45,144
貸付金	2,946	2,661
うち一般貸付	1	1
不動産	12	13
一般勘定計	1,502,196	1,677,751
うち海外投融資	487,922	643,275

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	8,274	7,295
預貯金利息	6	0
有価証券利息・配当金	8,080	7,079
貸付金利息	93	82
不動産賃貸料	—	—
その他利息配当金	94	132
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	83,616
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	742	2,389
国債等債券売却益	742	904
株式等売却益	—	—
外国証券売却益	—	1,485
その他	—	—
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	2,907	3,287
為替差益	—	7,022
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	0	0
合計	11,924	103,612

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
支払利息	6	5
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	21,386	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	0	1
国債等債券売却損	0	—
株式等売却損	—	—
外国証券売却損	—	1
その他	—	—
有価証券評価損	2	—
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	2	—
外国証券評価損	—	—
その他	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	8,377	—
貸倒引当金繰入額	1	0
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	93	119
合計	29,866	127

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
預貯金利息	6	0
有価証券利息・配当金	8,080	7,079
うち公社債利息	5,949	5,645
うち株式配当金	0	0
うち外国証券利息配当金	1,780	1,306
貸付金利息	93	82
不動産賃貸料	-	-
その他共計	8,274	7,295

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国債等債券	742	904
株式等	-	-
外国証券	-	1,485
その他共計	742	2,389

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国債等債券	0	-
株式等	-	-
外国証券	-	1
その他共計	0	1

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国債等債券	-	-
株式等	2	-
外国証券	-	-
その他共計	2	-

(10) 商品有価証券明細表

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

(11) 商品有価証券売買高

2019年度、2020年度とも売買はありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	371,261	82.9	359,214	87.4
地方債	—	—	1,206	0.3
社債	302	0.1	374	0.1
うち公社・公団債	302	0.1	374	0.1
株式	126	0.0	126	0.0
外国証券	46,569	10.4	20,962	5.1
公社債	46,569	10.4	20,962	5.1
株式等	—	—	—	—
その他の証券	29,340	6.6	28,937	7.0
合計	447,600	100.0	410,821	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
								2019年度末
	国債	16,100	30,140	32,105	33,018	47,160	212,735	371,261
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2	2	1	—	—	295	302
	株式	—	—	—	—	—	126	126
	外国証券	17,002	2,691	1,995	2,599	4,156	18,124	46,569
	公社債	17,002	2,691	1,995	2,599	4,156	18,124	46,569
	株式等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	29,340	29,340
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	金銭の信託	73,041	62,849	65,348	58,044	165,066	535,064	959,415
	合 計	106,147	95,683	99,450	93,662	216,382	795,687	1,407,015
2020年度末	有価証券	20,909	37,704	29,325	37,580	46,219	239,081	410,821
	国債	14,564	35,025	28,927	30,705	44,806	205,185	359,214
	地方債	—	—	—	504	702	—	1,206
	社債	1	2	1	—	—	368	374
	株式	—	—	—	—	—	126	126
	外国証券	6,344	2,675	397	6,370	711	4,463	20,962
	公社債	6,344	2,675	397	6,370	711	4,463	20,962
	株式等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	28,937	28,937
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	金銭の信託	111,598	67,641	62,409	77,357	217,010	595,959	1,131,976
	合 計	132,507	105,345	91,735	114,938	263,230	835,040	1,542,798

(注) 金銭の信託欄には、公社債及び外国公社債の保有を目的とする金銭の信託（運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託、責任準備金対応の金銭の信託及びその他の金銭の信託）を記載しております。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2019年度末	2020年度末
公社債	1.18	1.20
外国公社債	2.59	2.26

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
水産・農林業	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
製造業	食料品	-	-	-
	繊維製品	-	-	-
	パルプ・紙	-	-	-
	化学	-	-	-
	医薬品	-	-	-
	石油・石炭製品	-	-	-
	ゴム製品	-	-	-
	ガラス・土石製品	-	-	-
	鉄鋼	-	-	-
	非鉄金属	-	-	-
	金属製品	-	-	-
	機械	-	-	-
	電気機器	-	-	-
	輸送用機器	-	-	-
	精密機器	-	-	-
その他製品	-	-	-	
電気・ガス業	-	-	-	-
運輸・情報通信業	陸運業	-	-	-
	海運業	-	-	-
	空運業	-	-	-
	倉庫・運輸関連業	26	21.1	26
情報・通信業	-	-	-	-
商業	卸売業	-	-	-
	小売業	-	-	-
金融・保険業	銀行業	-	-	-
	証券、商品先物取引業	-	-	-
	保険業	-	-	-
	その他金融業	-	-	-
不動産業	41	33.1	41	32.8
サービス業	57	45.7	57	46.0
合計	126	100.0	126	100.0

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しております。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
保険約款貸付	2,783	2,474
契約者貸付	2,103	1,860
保険料振替貸付	679	614
一般貸付	1	1
(うち非居住者貸付)	(-)	(-)
企業貸付	-	-
(うち国内企業向け)	(-)	(-)
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公共団体・公企業貸付	1	1
住宅ローン	-	-
消費者ローン	-	-
その他	-	-
合計	2,784	2,475

(17) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2019年度末	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利	1	—	—	—	—	—	1
	一般貸付計	1	—	—	—	—	—	1
2020年度末	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利	1	—	—	—	—	—	1
	一般貸付計	1	—	—	—	—	—	1

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

(19) 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国内向け	製造業	—	—	—	—
	食料	—	—	—	—
	繊維	—	—	—	—
	木材・木製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	印刷	—	—	—	—
	化学	—	—	—	—
	石油・石炭	—	—	—	—
	窯業・土石	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	はん用・生産用・業務用機械	—	—	—	—
	電気機械	—	—	—	—
	輸送用機械	—	—	—	—
	その他の製造業	—	—	—	—
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	—	—	—	—
	卸売業	—	—	—	—
	小売業	—	—	—	—
	金融業、保険業	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	
宿泊業	—	—	—	—	
飲食業	—	—	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	
医療・福祉	—	—	—	—	
その他のサービス	1	100.0	1	100.0	
地方公共団体	—	—	—	—	
個人（住宅・消費・納税資金等）	—	—	—	—	
合 計	1	100.0	1	100.0	
海外向け	政府等	—	—	—	—
	金融機関	—	—	—	—
	商工業（等）	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
一般貸付計	1	100.0	1	100.0	

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）の業種分類に準拠しております。

(20) 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
設備資金	-	-	-	-
運転資金	1	100.0	1	100.0

(21) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
北海道	-	-	-	-
東北	-	-	-	-
関東	1	100.0	1	100.0
中部	-	-	-	-
近畿	-	-	-	-
中国	-	-	-	-
四国	-	-	-	-
九州	-	-	-	-
合計	1	100.0	1	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでおりません。

2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

(22) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
担保貸付	-	-	-	-
有価証券担保貸付	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付	-	-	-	-
指名債権担保貸付	-	-	-	-
保証貸付	-	-	-	-
信用貸付	1	100.0	1	100.0
その他	-	-	-	-
一般貸付計	1	100.0	1	100.0
うち劣後特約付貸付	-	-	-	-

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2019年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	10	5	0	1	14	35	70.8%
	リース資産	—	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	4	6	0	2	8	34	79.7%
	合計	15	11	0	3	23	69	74.9%
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—
2020年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	14	—	—	1	13	36	73.5%
	リース資産	—	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	8	2	0	4	7	36	82.5%
	合計	23	2	0	5	20	72	77.7%
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 減価償却累計額は、当期末残高に対応する金額を記載しております。
2. 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合を記載しております。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
不動産残高	14	13
営業用	14	13
賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数	—棟	—棟

(24) 固定資産等処分益明細表

2019年度、2020年度とも該当はありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
有形固定資産	0	0
土地	-	-
建物	0	-
リース資産	-	-
その他	0	0
無形固定資産	-	-
その他	-	-
合計	0	0
うち賃貸等不動産	-	-

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

2019年度、2020年度とも該当はありません。

(27) 海外投融資の状況**①資産別明細****イ. 外貨建資産**

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
公社債	418,760	74.7	540,631	73.0
株式	-	-	-	-
現預金・その他	141,854	25.3	200,444	27.0
小計	560,614	100.0	741,075	100.0

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
非居住者貸付	-	-	-	-
公社債（円建外債）・その他	5,000	100.0	-	-
小計	5,000	100.0	-	-

二. 合計

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
海外投融資	565,614	100.0	741,075	100.0

②地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
2019年度末	北米	182,768	33.7	182,768	44.3	—	—	—	—
	ヨーロッパ	20,157	3.7	20,157	4.9	—	—	—	—
	オセアニア	164,332	30.3	164,332	39.8	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	142,653	26.3	12,616	3.1	130,036	100.0	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	33,059	6.1	33,059	8.0	—	—	—	—
合計	542,971	100.0	412,934	100.0	130,036	100.0	—	—	
2020年度末	北米	219,501	32.6	219,501	41.8	—	—	—	—
	ヨーロッパ	17,077	2.5	17,077	3.3	—	—	—	—
	オセアニア	228,929	34.0	228,929	43.6	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	159,696	23.7	11,336	2.2	148,359	100.0	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	48,426	7.2	48,426	9.2	—	—	—	—
合計	673,630	100.0	525,270	100.0	148,359	100.0	—	—	

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
米ドル	330,351	58.9	400,215	54.0
ユーロ	—	—	—	—
豪ドル	218,938	39.1	336,321	45.4
ブラジルレアル	11,324	2.0	1,318	0.2
インドルピー	—	—	3,220	0.4
合計	560,614	100.0	741,075	100.0

(28) 海外投融资利回り

(単位：%)

2019年度	2020年度
△6.73	14.17

(29) 公共関係投融资の概況（新規引受額、貸出額）

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
公共債	国債	—
	地方債	—
	公社・公団債	0
	小計	0
貸付	政府関係機関	—
	公共団体・公企業	1
	小計	1
合計	1	1

(30) 各種ローン金利

標準金利を設定する必要のある貸付はありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

	資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高
2019年度	繰延資産	0	-	0	0	0
	その他	1	-	-	-	1
	合計	2	-	0	0	1
2020年度	繰延資産	0	0	0	0	0
	その他	1	-	-	-	1
	合計	2	0	0	0	2

(注) 取得価額及び減価償却累計額は、当期末残高に対応する金額を記載しております。

VI-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	5,173	2,125	4,840	△93
公社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国公社債	-	-	-	-
外国株式等	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-
金銭の信託	5,173	2,125	4,840	△93

(注) 本表には、金銭の信託の売買目的有価証券を含んでおります。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

売買目的有価証券以外の有価証券は、特別勘定では保有していないため、有価証券等の時価情報（会社計）と同じであります。なお、有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）（会社計）は、61～63ページをご参照ください。

(2) 金銭の信託の時価情報

金銭の信託は、特別勘定では保有していないため、有価証券等の時価情報（会社計）と同じであります。なお、金銭の信託の時価情報（会社計）は、63ページをご参照ください。

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値）

デリバティブ取引は、特別勘定では保有していないため、有価証券等の時価情報（会社計）と同じであります。なお、デリバティブ取引の時価情報（会社計）は、64～66ページをご参照ください。

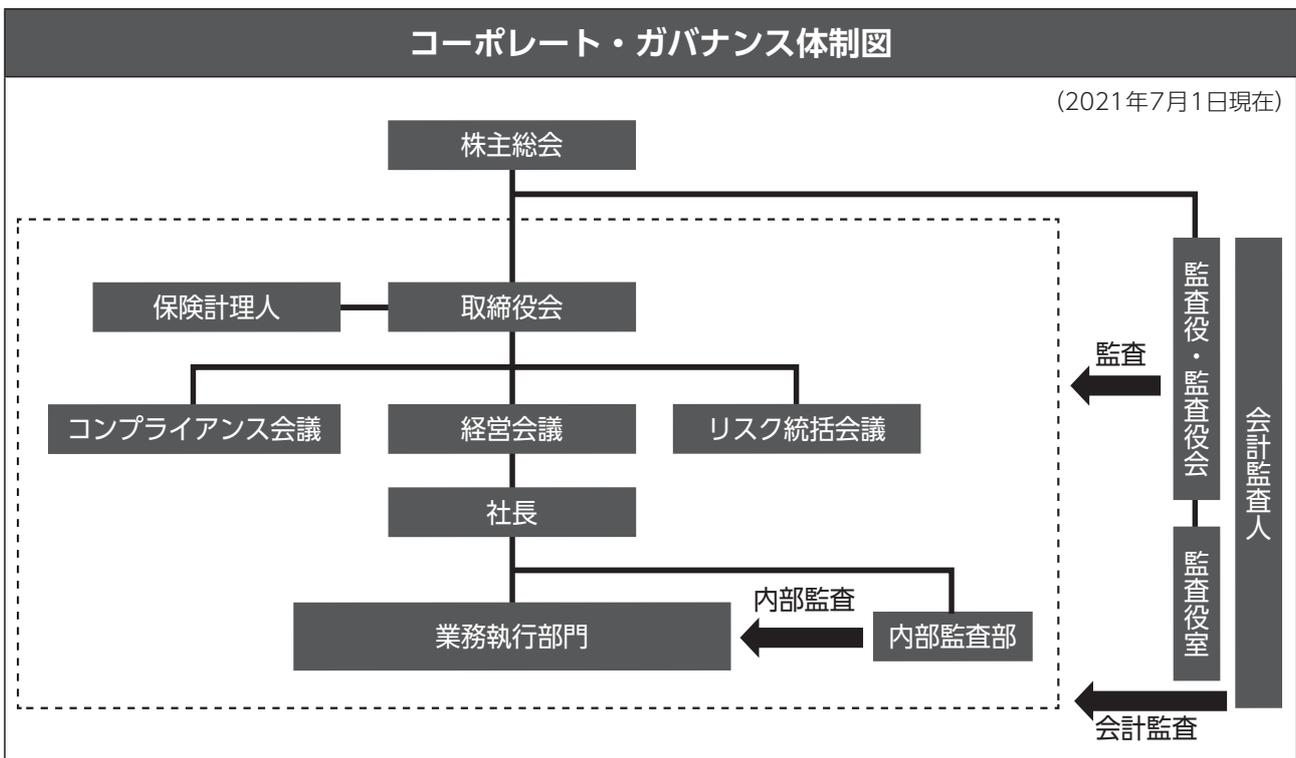
Ⅶ. 保険会社の運営

Ⅶ-1 コーポレート・ガバナンス

当社は、取締役会による業務運営と監査役制度による監査機能を柱とするコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。また、取締役会のガバナンス機能と業務執行機能の一層の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割を明確化しております。

また、T&D保険グループでは、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」に対応した取り組みとして、上場会社であるT&Dホールディングスが、同コードの趣旨を踏まえた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定しております。当社においても、T&Dホールディングスに準じた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。

「コーポレート・ガバナンス基本方針」に基づき、経営上の主な組織に関して以下の体制としております。



(1) 取締役会

取締役会は、すべての取締役をもって組織され、法令又は定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。

(2) 監査役・監査役会

監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行の監査を行います。

監査役会は、すべての監査役をもって組織され、法令又は定款に定める事項のほか、監査業務執行に関する重要事項を決議します。

(3) 経営会議

経営会議は、経営上重要な課題の審議・検討等を行います。また、当会議においてERM^(*)を推進する態勢としています。

(*)ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の推進につきましては、102ページをご参照ください。

(4) コンプライアンス会議

コンプライアンス会議は、コンプライアンスに関する一元的な体制確立並びにコンプライアンスの徹底を期するために設置され、コンプライアンスの方針及び方策の基本的事項の審議等を行います。

(5) リスク統括会議

リスク統括会議は、リスク管理に関する一元的な体制確立並びにリスク管理の徹底を期するために設置され、リスク管理の方針及び方策の基本的事項の審議等を行います。

(6) 内部監査部

内部監査部は、公正かつ独立の立場で、内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行うことで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

Ⅶ-2 内部統制システムの整備

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、以下の体制を構築しております。

1. 法令等遵守体制

- (1) 法令等遵守に関する基本方針・行動規範等を制定し、取締役、監査役、執行役員及び従業員に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
- (2) 取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
- (3) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、社外取締役を選任する。
- (4) コンプライアンス態勢を監視及び改善する会議を、取締役会の下部組織として設置する。また、コンプライアンスに関する情報収集・調査分析・教育啓蒙等を強化し、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンスを統括する部門を設置する。
- (5) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、すべての取締役、監査役、執行役員及び従業員にそれを徹底させる。
- (6) すべての取締役、監査役、執行役員及び従業員等を対象とした内部通報制度を整備し、制度の周知を図る。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させるおそれのある行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性のある制度とする。
- (7) 従業員による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定める。

2. 効率性確保体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- (2) 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
- (3) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。

- (4) 経営計画を適正に策定・運用するための規程を定め、それに基づき取締役会において経営計画の大綱を策定のうえ中期的な経営計画を決定する。

3. 情報保存管理体制

- (1) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部署及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
- (2) 情報セキュリティに関するポリシー等の規程によって、情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障もしくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

4. 統合的リスク管理 (ERM) 体制

- (1) 持株会社が定めるグループにおけるERMの基本的な考え方に基づき、ERMの基本方針を定め、経営の健全性を確保しつつ安定的な収益性向上を図るため、資本・収益・リスクを一体的に管理する体制を整備する。
- (2) 健全性と収益性に関する水準を定めた「リスク選好」に基づき、資本・収益・リスクの状況を適切に管理する。
- (3) 持株会社が定めるグループにおけるリスク管理の基本的な考え方に基づき、リスク管理の基本方針を定め、将来にわたる経営の健全性及び適切性を確保するため、各種リスクを統括して管理する体制を整備する。
- (4) リスクを統括管理する会議を取締役会の下部組織として設置し、T&D保険グループ内にて統一されたリスク管理指標に基づくリスクの状況について各部門から報告を受け、各種のリスクの状況を把握・管理する。
- (5) 危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、危機対応体制を整備する。

5. グループ内部統制

- (1) グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社と持株会社との間で経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。
 - ①グループで統一すべき基本方針
 - ②持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項
 - ③当社が持株会社に報告すべき事項
 - ④持株会社による当社への指導・助言
 - ⑤持株会社による当社への内部監査の実施
- (2) 上記の「持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等を含める。

6. 財務報告内部統制

- (1) 組織の内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになることを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備及び適切な運用に取り組む。

7. 内部監査体制

- (1) 内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。
- (2) 内部監査を通じて内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

8. 監査役監査実効性確保体制

【1】 監査役室の従業員の独立性確保に関する体制

- (1) 監査役は監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、監査役室を設置し従業員を配置する。また、監査役室の従業員の人事評価・人事異動等に関し、常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 従業員に対する指揮命令権は監査役に属すること、及び監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。
- (3) 監査役又は監査役会より監査役室の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。

【2】 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び執行役員は、監査役に取締役会、経営会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。
- (2) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役による会社の重要な起案書及び報告書の閲覧に関し、必要と判断した場合や監査役より要請があった場合は速やかに内容を説明する。
- (3) 取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他の監査役監査のため求められた事項を速やかに監査役に報告する。
- (4) 取締役、監査役、執行役員及び従業員もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に持株会社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
- (5) 監査役に上記(1)～(4)の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

【3】 その他監査役監査の実効性確保に関する体制

- (1) 取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
- (2) 監査役は職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- (4) 内部監査部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
また、コンプライアンス及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役に対して、定期的開催するコンプライアンス会議及びリスク統括会議を案内し、当会議において定期的な報告を行い、監査役は必要に応じて意見を述べる。

Ⅶ-3 お客さま本位の業務運営

当社は、「経営ビジョン」に基づき、お客さまや社会との積極的な対話を行い、お客さまのニーズにあった質の高い商品・サービスを提供することで、お客さまから厚い信頼を得られる生命保険会社を目指しております。

そうした当社の「お客さま本位」の姿勢をより明確にするため、「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」を策定しております。

■ お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針

(2021年7月1日現在)

T&Dフィナンシャル生命は、「経営ビジョン」に基づき、お客さまや社会との積極的な対話を行い、お客さまのニーズにあった最適で質の高い商品・サービスを提供することで、お客さまから厚い信頼を得られる生命保険会社を目指しています。

これからも、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」を定めます。

また、当社は、本方針の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. より良い保険商品・サービスの提供

私たちは、社会・経済環境の変化を踏まえ、お客さまの状況やニーズにあった最適で質の高い商品・サービスを提供します。

2. 「お客さま本位」の提案・販売

- (1) 私たちは、保険商品の提案に際し、お客さまのご意向、保険商品についての知識、経験、財産の状況などを十分に踏まえたうえで、「お客さま本位」の適正な提案を行います。特に、市場リスクが存在する商品は、商品購入目的、年齢、投資等の経験など、お客さまのご意向と実情に応じた提案を行います。
- (2) 私たちは、保険商品の販売に際し、お客さまの不利益となる事項を含め保険商品に係る重要な情報をお客さまに正しくご理解いただくため、よりわかりやすい情報の提供に取り組みます。

3. 業務運営の質の向上

私たちは、お客さまとの末永い信頼関係を構築するため、アフターフォロー態勢や事務・システムの整備を含む業務運営の質の向上に取り組み、お客さまにより利便の高いサービスをご提供します。

- ・お客さまに正確かつ迅速に保険金等をお支払いするとともに、保険金等のご請求漏れの防止に取り組みます。
- ・お客さまから寄せられた声（苦情・ご意見・ご要望）を一つひとつ真摯に受け止め、お客さまサービス・業務品質の向上に努めます。

4. 資産運用

私たちは、将来の保険金・給付金等を確実にお支払いするため、負債特性およびリスク許容度を十分考慮した資産運用を行います。

5. 利益相反取引の適切な管理

私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための方針を定め、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理してまいります。

6. 「お客さま本位」の行動を実践する人材の育成等

- (1) 私たちは、研修や教育制度を通じて、当社の役職員に「お客さま本位」の姿勢を徹底するとともに、お客さまとの末永い信頼関係を構築していくため、高い倫理観を持ち、専門的な知識を兼ね備えた人材を育成します。
- (2) 私たちは、本方針に基づく行動を促進する態勢の構築に取り組みます。

7. 推進態勢

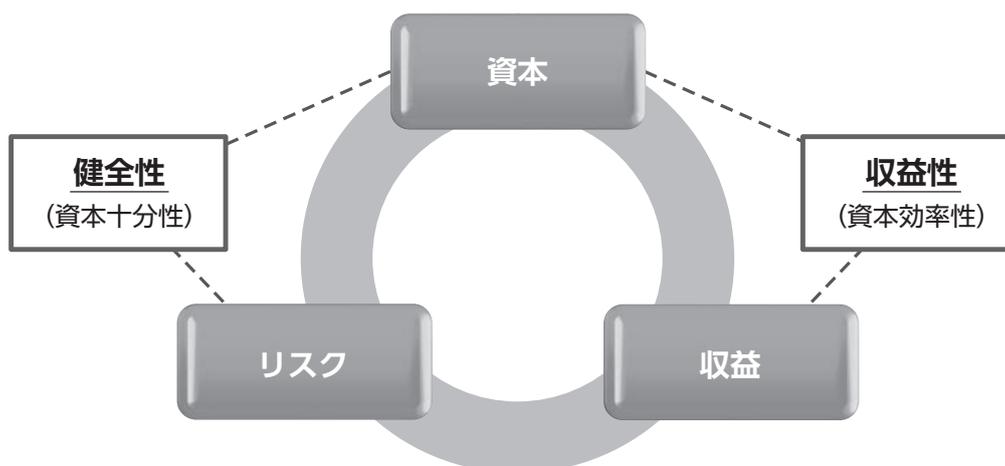
私たちは、本方針に基づく取り組み状況を取締役会等に定期的に報告するとともに、その内容を公表します。また、本方針について見直しの必要がないか定期的に確認を行います。

Ⅶ-4 ERMの推進

統合的リスク管理（ERM）とは資本・収益・リスクを一体的に管理することで、企業価値の増大等を図るための経営管理態勢です。

リスク（損失）を回避するための受身的なリスク管理と異なり、ERMではリスクは排除・削減するだけのものではなく、リターン（収益）も考慮に入れ「能動的に選択してとるもの」と位置づけています。また、ERMでは資本・収益・リスクを同一の評価基準で定量化し、これらを統合的に管理し経営判断を行うことで、健全性を確保しつつ収益を追求することが可能となります。

T&D保険グループでは、グループ一体でERMの推進に取り組んでおり、当社はT&D保険グループにおける取組みを踏まえ、経営会議においてERMを推進し、安定的・持続的な企業価値の増大を図ってまいります。



Ⅶ-5 リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本的な考え方

現在、生命保険会社を取り巻く環境は、株価・金利の変動や少子高齢化等、大きく変化しており、さまざまな経営上のリスクを的確に把握し適切に管理することが、経営の健全性を確保しお客さまや社会に広く信認される保険会社を目指すうえでますます重要になっております。

当社では、生命保険事業の社会公共性に鑑みリスク管理を経営の重要課題と位置づけ、「リスク管理基本方針」を定めて各種リスクを統括管理する体制の整備・強化に取り組むとともに、リスク種類ごとに管理方針を定め、必要な措置を講じてリスクの発生を防止あるいは一定の許容範囲内にコントロールするよう努めております。

また、資産・負債を時価評価する経済価値ベースのリスク管理指標等により、統合的なリスク管理を実施しております。

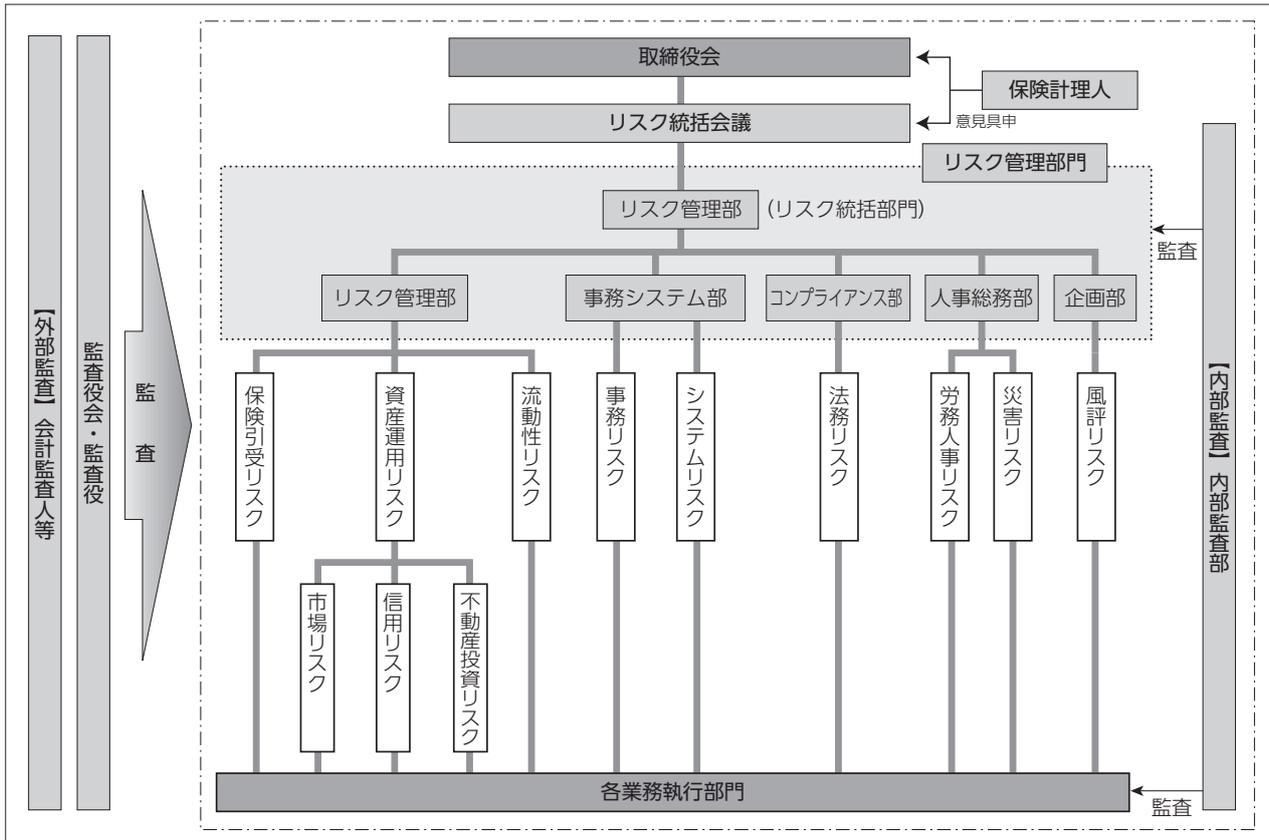
(2) リスク管理体制

当社では、リスク管理に関する一元的な体制を確立し組織横断的な事項に対応するため、取締役会の下部組織として「リスク統括会議」を設置しております。また、リスク分類ごとにリスク管理部門を置き、体制の整備、リスク状況の把握・分析・評価及び業務執行部門等への牽制・指導等を行っております。

なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備、充実も図っております。

■リスク管理体制図

(2021年7月1日現在)



(3) リスクの分類・定義及び管理方法

①保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク（変額個人年金保険に係わる最低保証リスク^(*)を含む）をいいます。

新規保険商品の開発・販売及び既存保険商品の改定時に、保険事故発生率等前提条件を変更した損失額を計測し、販売開始後も保険事故発生率の実績をモニタリングするなど保険引受リスクの把握・分析を行っております。

また、当社では、保険引受リスク管理上、リスク分散・軽減を図るために再保険を付しております。再保険引受先については、十分な保険財務力を有する再保険会社を選定するとともに、一取引先に集中することがないように限度額を設定しております。なお、再保険の引受けは行っておりません。

(*) 変額個人年金保険に係わる最低保証リスクとは、運用実績により、積立金が最低死亡保証額もしくは年金原資保証額を下回り、保険会社が損失を被るリスクをいいます。

②資産運用リスク

資産運用リスクについては、以下のとおり分類し、各リスク量を測定し、資産運用リスクとして統合しております。

イ. 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

市場リスクを計測するうえで代表的指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）による予想損失額を測定するなど市場リスクの把握・分析を行っております。

ロ. 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクをいいます。

個別取引ごとに、事前の厳正な審査及び事後のフォローを実施するとともに、極度な与信集中を回避するための与信枠の設定、与信先の信用ランクをもとに予想損失額を測定するなど信用リスクの把握・分析を行っております。

ハ. 不動産投資リスク

賃貸料等の変動等を要因として、不動産にかかる収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し損失を被るリスクをいいます。

当社では、現在、投資用不動産を保有していないことから不動産投資リスクの管理を行っておりません。

③流動性リスク

事業収支の悪化、大規模災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

想定外の資金流出や市場の混乱等に備えるために、一定期間内に現金化が可能な資産を確保するとともに、資金繰りの状況を逼迫度に応じて区分し、各区分に応じた管理方法を定めるなど流動性リスクの未然防止・軽減を図っております。

④事務リスク

役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

規程・事務マニュアル等の整備、自主点検の実施等により事務リスクの未然防止・軽減を図っております。また、発生した事務リスクは評価・分析のうえ、再発防止策を策定するなど再発防止を図っております。

⑤システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク又はコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

システム設備・機器・ネットワーク等の安全対策、インターネット・メール・記録媒体等のセキュリティ対策、インターネットサービス・社内業務システム等の障害防止策、障害発生時の復旧対策、障害の再発防止策等を講じ、システムリスクの未然防止・軽減を図っております。

⑥法務リスク

諸法令等の遵守を怠ること等により損失を被るリスクをいいます。

コンプライアンスの推進により法務リスクの発生防止に努め、法務リスクの発生時もしくは発生が予想される場合には弁護士等と連携すること等により早期解決を図り、法務リスクの軽減を図っております。

⑦労務人事リスク

雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題等、労務・人事上のトラブルが発生することにより損失を被るリスクをいいます。

労務・人事リスクの未然防止のための予防対策を実施するとともに、労務・人事上のトラブルが発生した場合にはリスク軽減に向けた対応を行うなど労務人事リスクの軽減を図っております。

⑧災害リスク

大規模災害等に対する予防対策、あるいは発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスクをいいます。

災害対策時のマニュアルの策定、定期的な訓練の実施等により災害リスクの未然防止・軽減を図っております。

⑨風評リスク

当社、T&D保険グループ会社、生命保険業界及び当社の取引先等、当社に関わる団体等に関する悪評・信用不安情報等が保険契約者、投資家、マスコミ、インターネット、その他社会一般等に広がり、当社の業績に悪影響が生じる等の事態が発生することにより損失を被るリスクをいいます。

新聞、雑誌及びインターネット等を通じて、風評の恐れのある情報をモニタリングし、風評リスクの未然防止・軽減を図っております。

(4) 統合的なリスク管理

①定量的なリスク量の把握

当社では、定量的リスク管理として、T&D保険グループ共通の一定のモデルによる計量化を行い、リスクコントロールしております。定量的リスク管理については、継続して高度化を進めており、より精緻なリスク管理の実現に取り組んでおります。

②資産と負債の総合管理

当社では、資産・負債の総合管理（ALM）を適切に実施するため、ALM委員会を設置しております。

同委員会は、資産・負債に関わる収益・リスクを総合的に管理することを目的としており、一般勘定資産及び個人変額保険特別勘定の資産運用方針等の策定及び運用状況の管理、変額個人年金保険及び定額個人保険のリスクヘッジ計画等の策定及び執行状況の管理等を行っております。

③ストレステストの実施

当社では、T&D保険グループ共通及び当社独自のシナリオに基づくストレステストを定期的の実施しております。

ストレステストとは、多額の損失を引き起こしうる極端な事象の発生に対して会社にどの程度のリスク対応力があるかを測るために用いられる手法であり、VaR等に基づくリスク管理手法を補完するものと位置づけております。

具体的には、株価の大幅な下落、金利の急激な上昇、大地震発生等のストレスシナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証するとともに、経営の健全性確保のための判断材料として活用しております。

(5) その他

①危機管理体制の整備

当社では、大規模な自然災害やコンピュータシステムの停止等、経営に重大な影響を与える危機事態が発生した場合においても、保険金支払業務等の重要業務を継続できるよう、業務継続計画を策定し、危機管理体制の整備に努めております。

②外部委託先管理の実施

当社では、業務を外部委託する場合に、お客さま保護、経営の健全性確保の観点から影響度が高い業務委託先及び個人情報の取扱を含む業務委託先について、委託契約締結時の審査、委託後のモニタリングを実施しております。

③責任準備金対応債券にかかるリスク管理方針の概要

当社では、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて設定した小区分ごとに、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

Ⅶ-6 コンプライアンス（法令等遵守）の体制

(1) コンプライアンスの基本的な考え方

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、お客さまに信頼され、健全な会社であり続けるため、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備・強化を重点的に取り組んでおります。

(2) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに関する一元的な体制確立及びコンプライアンスの徹底を目的に「コンプライアンス会議」を設置しております。

また、コンプライアンスに関する諸規程を定め、コンプライアンス統括部門としてコンプライアンス部を設置し、法令等遵守態勢を構築しております。

さらに、コンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を社内各部門に設置し、それぞれの組織内におけるコンプライアンスの徹底を図っております。

■コンプライアンス体制図

(2021年7月1日現在)



(3) 「コンプライアンス・プログラム」の策定と推進

当社では、役職員及び代理店のコンプライアンス意識の醸成を図り、コンプライアンス態勢の実現に資することを目的として、コンプライアンスの推進に関する具体的実施計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定しております。

また、同プログラムに基づき、研修や各部所管規程の点検・整備等を行うことで、コンプライアンス意識の向上及び法令等遵守態勢の整備を図っております。

(4) 「コンプライアンス・マニュアル」の策定・見直し

当社では、「T&D保険グループCSR憲章」及び「T&Dフィナンシャル生命コンプライアンス行動規範」に則り、役職員一人ひとりが法令等に則った職務を遂行するための基本的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、新たに施行された法令に対応する等、毎年の改訂を行っております。役職員は、この「コンプライアンス・マニュアル」を日常業務において活用するとともに、コンプライアンス研修の基本教材としております。

(5) T&Dフィナンシャル生命の勧誘方針

当社では、生命保険を勧誘する場合の基本方針として、「T&Dフィナンシャル生命の勧誘方針」を公表し、お客さまのニーズとプライバシー保護の立場から適正・適切な商品設計・勧誘に努めております。

(6) 利益相反管理方針

当社では、当社又はT&D保険グループ内の金融機関等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反のおそれのある取引の管理を行っております。

■ T&D フィナンシャル生命コンプライアンス行動規範

(2021年7月1日現在)

当社は、T&D保険グループの一員として、T&D保険グループの経営理念である「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」に基づき、お客さまをはじめとするステークホルダーに対する真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「T&D フィナンシャル生命コンプライアンス行動規範」を定めます。

私たち役職員が企業活動を行うに際しては、当行動規範に則り、事業活動に関する法令等のルールを正しく理解し、厳格に遵守することにより、公正な企業活動を行わなければなりません。

また、当社は、当行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. 法令等遵守の徹底

(1) 法令等の厳格な遵守

私たちは、国内外の法令にとどまらず、国際ルール、社会ルールおよび社内規則を守ります。また、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

(2) 公正かつ自由な競争の維持・促進

私たちは、提供する商品・サービスなどに関し、競争相手との談合、取り決めによりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不正な競争行為を行いません。

(3) 利益相反の防止

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社利益に反し、自らのあるいは第三者の利益を図る行為を行いません。

(4) インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業グループの一員として、会社のあるいは業務上知り得た未公表の重要情報を、会社および個人の資産運用あるいはその他の私的経済行為に利用しません。

(5) 知的財産権等の保護

私たちは、著作権や特許権等の知的財産権を尊重し、これら権利を侵害しないように企業活動を行います。

2. 社会に対する対応

(1) 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。

(2) 接待等の制限による腐敗防止

私たちは、国内外における企業活動に関し、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行いまは受けることなく、取引相手や公務員等との関係において腐敗防止に取り組みます。

(3) 政治活動・政治資金

私たちは、政治活動を行う際には、法令を遵守し、公正な姿勢を維持します。

3. 経営における適切性・透明性

(1) 適切な情報開示・説明

私たちは、提供する商品・サービスの内容や会社およびグループの経営情報について、お客さまや株主・投資家などに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

私たちは、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適正に取り扱います。また、会社およびグループが公表していない情報を適切に管理します。退職後もこれらの情報を他に漏らしません。

4. 人権の尊重および環境への配慮

(1) 人権の尊重

私たちは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重します。また、法令等の遵守により労働者を保護し、差別やハラスメントのない健全な職場環境の維持に取り組みます。

(2) 環境への配慮

私たちは、企業活動に際し、地球環境に配慮した活動を行います。

<経営者の責務>

T&D フィナンシャル生命の経営者は、当行動規範の精神の実現が自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、当社における周知徹底と遵守のための指導に努めます。

■ T&D フィナンシャル生命の勧誘方針

(2021年7月1日現在)

この方針は、T&Dフィナンシャル生命がお客さまに対して生命保険等の金融商品の勧誘活動を行う際の基本的な方針です。T&Dフィナンシャル生命は、コンサルティング活動を通じてお客さまに適正なサービスをご提供するために、お客さまのご意向と実情、プライバシー等に配慮し、常に適正、適切な態度での商品設計と勧誘活動に努めてまいります。

●お客さまの状況をふまえた適正な勧誘に努めます。

- ・お客さまの誤解を招くような表示や説明は行いません。また、お客さまに対し、社会的批判を招くような方法・場所・時間帯での勧誘は行いません。
- ・金融商品についての知識、経験、年齢、財産の状況、加入目的など、お客さまの状況を十分にふまえたうえで、適正な勧誘を行います。
- ・特に、市場リスクが存在する商品（「無配当変額個人年金保険」など）は、商品購入目的、年齢、収入、投資等の経験など、お客さまのご意向と実情に応じた勧誘に努めます。
- ・未成年者を被保険者とする生命保険については、未成年者保護の観点から特に適正な勧誘に努めます。
- ・高齢のお客さまに対しては、商品内容等を十分にご理解いただけるよう、より丁寧かつ適切なご説明を行います。

●重要な事項の適切な説明に努めます。

- ・勧誘時には書面の交付などを行い、ご契約内容の重要事項をご説明したうえで、ご契約いただくよう努めます。
- ・お客さまと直接対面しない方法で勧誘を行う場合（インターネットによる販売、通信販売など）は、重要な事項などをご理解いただきやすいよう、ご説明方法に十分な工夫をいたします。

●職員等に対する教育・研修の充実に努めます。

- ・コンサルティング・セールスを通じてお客さまに信頼される募集人の育成を目指すため、職員等の教育・研修体制の強化・充実に努めます。

●お客さまの情報は厳正にお取り扱いいたします。

- ・お客さまの情報は厳正に取り扱い、お客さま情報の保護に万全を尽くします。

●勧誘活動にあたっては法令等を遵守いたします。

- ・勧誘活動にあたっては、お客さまからの信頼確保を第一義とし、常に保険業法など各種法令等を遵守いたします。

●その他、適正な勧誘に向けた体制を構築いたします。

■ 利益相反管理方針の概要

(2021年7月1日現在)

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」に基づき、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

当社は保険業法上の保険会社であり、法令に基づく利益相反管理体制として求められる利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を以下のとおり策定し、ここに本方針の概要を公表します。

1. 利益相反のおそれのある取引に係る管理対象範囲

(1) 対象取引

本方針の対象となる利益相反のおそれのある取引は、当社又は当社の親金融機関等が行う取引に伴い、当社が保険業法上行うことができる業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

利益相反のおそれのある取引は、①当社又は当社の親金融機関等とお客さまとの間、又は、②当社又は当社の親金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。

「お客さま」とは、当社が行う業務に関して、①既に取引関係のあるお客さま、②取引関係に入る可能性のあるお客さま、③過去に取引を行ったお客さまのうち、現在も法的権利を有しているお客さまをいいます。

(2) 類型

利益相反のおそれのある取引の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで利益相反のおそれのある取引の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって必ずしも利益相反のおそれのある取引となるわけではないことにご注意ください。

なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意ください。

- ①お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。
- ②お客さまの犠牲により、当社又は当社の親金融機関等が経済的利益を得るか、又は、経済的損失を避ける可能性がある場合。
- ③お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘引がある場合。
- ④当社又は当社の親金融機関等がお客さまと同一の業務を行っている場合。
- ⑤お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘引を得る場合、又は将来得ることになる場合。
- ⑥当該取引に関し、お客さまと他のお客さまの間に競合関係がある場合。
- ⑦お客さま以外の者との取引に関連して、お客さまから得た情報を利用して、当社又は当社の親金融機関等が利益を得る場合。

なお、当社は、「保険契約の締結・保険募集に関する禁止行為」について定める保険業法第300条第1項各号その他の法令上の禁止行為のうち、利益相反のおそれのある取引に該当するものについては、本方針にしたがって「特定」をいたしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢の中で、引き続き発生防止・モニタリング等に努めて参ります。

2. 利益相反管理方法

利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他を選択・組み合わせることにより当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ①対象取引を行う会社・部門と当該お客さまとの取引を行う会社・部門の間で、情報の遮断を行う方法
- ②対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- ③対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、個人情報保護法をはじめとした法令のほか、当社又はT&D保険グループにおける会社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

3. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部門の設置

当社のコンプライアンス部を利益相反管理統括部門とし、コンプライアンス部長を利益相反管理統括責任者とします。

当社の利益相反管理統括部門は、その独立性を維持した上で、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部門の責務

利益相反管理統括部門は以下の責務を負います。

- ①利益相反管理統括部門は、本方針に沿って社内規程を定め、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証し、これを改善いたします。
- ②利益相反管理統括部門は、利益相反の特定及びその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間保存いたします。
- ③利益相反管理統括部門は、当社の役職員に対して、本方針及び本方針を踏まえた業務運営の手続きに関する研修を定期的に行い、利益相反の管理について周知徹底するよう体制構築を図ります。

Ⅶ-7 法第二百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性**(1) 第三分野保険が有するリスク**

医療保険、がん保険、介護保険等の疾病や傷害を事由とした保険金や給付金が支払われる第三分野保険は、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者行動の影響を受けやすく、保障期間が長期にわたる契約も増えていることから、長期的な不確実性（リスク）を有しています。したがって、第三分野保険を取り扱う保険会社は、このリスクに対し、保険料積立金や危険準備金の十分性の検証を定期的に行うことにより、不測の事態に備える必要があります。

(2) 第三分野保険のストレステスト・負債十分性テストの実施

当社は、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステスト、及び平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に基づく負債十分性テストを実施し、保険料積立金及び危険準備金の十分性を検証しております。

ストレステストは、第三分野保険について、給付内容が給付事由及びリスク特性の観点から同等と考えられる区分ごとに、リスクの99.0%をカバーするように危険発生率を設定し、危険発生率に基づく将来10年間の給付金額が、予定発生率に基づく給付金額の範囲内に収まることを確認します。不足額があれば危険準備金として積み立てることとされております。

負債十分性テストは、第三分野保険について、ストレステストの結果、保険料積立金が通常の予測の範囲内のリスク（97.7%）をカバーしていないおそれがあると判断された保険契約の区分について実施し、不足額があれば追加して保険料積立金を積み立てることとされております。

(3) テストの結果

2020年度決算においては、ストレステストを実施した結果、30百万円の危険準備金を積み立てました。また、負債十分性テストの対象となる保険契約の区分はありませんでした。

(4) 法第二百二十一条第一項第一号の確認

2020年度決算において、第三分野保険の保険料積立金、及び危険準備金の積み立てが適正に行われていることを、保険計理人が確認しております。

〔ご参考〕2020年度における保険計理人の確認

保険業法第121条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、将来収支分析を用いて保険計理人の確認を行っております。将来収支分析については、金融庁長官が認定した基準（公益社団法人日本アクチュアリー会の定める「生命保険会社の保険計理人の実務基準」）に定める金利シナリオなどの基本シナリオに基づき実施しております。

〈用語説明〉**「保険計理人の確認」**

保険会社は、保険業法の規定に基づき、保険計理人を選任し保険数理に関する事項について関与させなければなりません。保険計理人の職務のひとつとして、毎決算期に保険業法に定める事項について確認を行い、その結果を記載した意見書を取締役に提出することとされています。確認を要する事項は、保険業法第121条に規定される以下の3項目であります。

- ①責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか
- ②契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか
- ③財産の状況に関し、
 - イ. 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、将来にわたり、保険業の継続の観点から適正な水準を維持することができるかどうか
 - ロ. 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか

「将来収支分析」

保険計理人の確認を要する3項目のうち、①責任準備金積立の確認、③財産の状況に関する確認については、その確認にあたり保険会社の将来の収支予測を用いております。この収支予測を用いて分析を行うことを「将来収支分析」といいます。

「金利シナリオ」

将来収支分析を行うにあたり、将来の収支予測を行うため将来の運用環境の前提を設定する必要があります。将来の金利水準の前提を「金利シナリオ」といいます。

「基本シナリオ」

将来収支分析で将来の収支予測を行うためには、金利以外にも新契約獲得見込みや、解約・失効見込み等の前提が必要となります。公益社団法人日本アクチュアリー会の定めた「生命保険会社の保険計理人の実務基準」で示されている方法に則り設定する前提を「基本シナリオ」といいます。なお、保険計理人が「基本シナリオ」に基づき将来収支分析を行うことが適当ではないと判断した場合には、他の合理的で客観性のあるシナリオを用いることができるとされております。

Ⅶ-8 金融ADR制度への対応

2010年10月1日から金融ADR制度が開始され、生命保険業界では、一般社団法人生命保険協会が、保険業法に定める指定紛争解決機関として金融庁から指定を受け、生命保険業務に関する苦情処理手続及び紛争解決手続等の業務を行っております。

ADR（裁判外紛争解決手続）とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続であります。

当社は、金融ADR制度の開始にともない、2010年10月1日付で、一般社団法人生命保険協会の生命保険相談所が行う紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた「手続実施基本契約」を同協会と締結いたしました。

一般社団法人生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情を受け付けております。

また、生命保険相談所が苦情を受け付け、生命保険会社とお客さまとの間で十分に話し合いをしても問題が解決しない場合は、生命保険相談所内に設置された「裁定審査会」を利用することが可能であります。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所の詳細は、下記にてご確認ください。当社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

指定紛争解決機関（一般社団法人 生命保険協会）ご連絡先

一般社団法人 生命保険協会

生命保険相談所ホームページ： <https://www.seiho.or.jp/>

電話：03-3286-2648

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入のお客さま

☎ 0120-302-572

旧営業支社を通じてご加入のお客さま

☎ 0120-301-396

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

Ⅶ-9 個人データ保護について

個人情報の保護についての基本的な考え方

当社は、お客さまに関する個人情報（個人番号及び特定個人情報を含みます。）を大量に保有しており、「T&D フィナンシャル生命プライバシーポリシー」等に基づき安全な管理・適切な保護にあたっております。

保護の対象とする個人情報の範囲、該当情報の形態・内容・取扱方法等による分類、また分類ごとの安全管理措置を定め、さらに管理責任者を任命して保護・管理体制を強化しております。

今後とも、お客さまの個人情報の保護と安全管理を徹底するよう努めてまいります。

■個人情報の利用及び外部への提供

個人情報の利用は、業務上必要な範囲に限定しております。法令等の定めによる場合を除き業務上必要な範囲を超えて外部への提供はいたしておりません。

■保有個人データの開示請求とその範囲

お客さまからの開示請求には、本人確認を実施した上で社内規程に基づき開示可能な範囲内において開示しております。

■保有個人データの訂正請求

上記開示請求と同様に本人確認を実施した上で、迅速に対応しております。

■ T&D フィナンシャル生命プライバシーポリシー

(2021年7月1日現在)

当社では、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）などの関係諸法令等を遵守いたします。同時に、個人情報（個人番号および特定個人情報を含みます。）の保護と安全管理に関する方針などを定め、これを当社の従業者などに周知徹底するとともに継続的改善に努めます。

1. 個人情報の取得・利用目的

お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する必要最小限の個人情報を取得させていただいております。これらの情報は、次の目的のためにのみ利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払
- ②当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

ただし、個人番号および特定個人情報については、保険取引に関する支払調書等作成事務に必要な範囲でのみ利用いたします。また、当社の個人情報の利用目的はあらかじめ当社ホームページまたは店頭掲示などにより公表いたします。

2. 取得する個人情報の種類

お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・口座番号・健康状態・職業など、保険契約の締結などに必要な個人情報を取得いたします。

また、健康状態などの機微（センシティブ）情報は、法令などに基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合のみ取得するものとし特にその取扱いに注意して利用・管理いたします。

3. 個人情報の適正な取得

お客さまの個人情報は、適正な手段によってのみ取得いたします。

お客さまご本人から申込書、契約書、その他取引書類、アンケート、インターネットなどにより個人情報を取得する場合は、あらかじめお客さまに対し、その利用目的を明示いたします。また、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてお客さまに通知、または公表いたします。（ただし、利用目的の通知、公表、明示について、法令において不要と規定されている場合を除きます。）

4. 個人情報提供の制限

当社では次の場合を除いてお客さまに関する個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①あらかじめお客さまが同意されている場合
 - ②法令に基づく場合
 - ③利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託先へ提供する場合（外国にある委託先へ提供する場合を含みます。）
 - ④人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合
 - ⑤公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合
 - ⑥国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務等を遂行することに対して協力することが必要である場合であって、お客さまの同意を得ることにより、当該事務等の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ただし、個人番号および特定個人情報については、番号法で定められた場合を除き、第三者へ提供いたしません。

5. 業務委託先の適切な監督

お客さまの個人情報を、業務委託などを行う上で必要な限度において、外部に委託することがあります。この場合には、当社は、個人情報を取扱わせるのに適切な委託先を選定するとともに、委託先における個人情報の取扱いおよび保護について管理・監督いたします。

6. 個人情報の安全管理

お客さまの個人情報は、正確かつ最新の内容に保つように努め、これを安全に管理いたします。

また、お客さまの個人情報への不正なアクセスなどが行われることの防止や漏えい・滅失・毀損の防止などの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

7. 保有個人データの開示、訂正、利用停止など

お客さまからご自身の保有個人データに関する開示、訂正、利用停止、利用目的の通知などのご依頼があった場合は、請求者がお客さまご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り文書にて回答・訂正いたします。

なお、利用停止のお手続きは次の理由によるご依頼の場合のみお取扱いいたします。

- ①あらかじめお客さまの同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えてお客さまの保有個人データを取扱っている場合
- ②あらかじめお客さまの同意を得ることなく、第三者にお客さまの保有個人データを提供している場合（ただし、4. 個人情報提供の制限②項～⑥項に記載の場合を除きます。）
- ③偽りその他不正な手段によりお客さまの保有個人データを取得している場合

8. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いおよび個人情報にかかわる諸手続きに関するご質問、お申出などにつきましては下記お客様サービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

T&D フィナンシャル生命保険株式会社 お客様サービスセンター

金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入のお客さま ☎ 0120-302-572

旧営業支社を通じてご加入のお客さま ☎ 0120-301-396

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

Ⅶ-10 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、「T&Dフィナンシャル生命コンプライアンス行動規範」において、法令やルールに基づいて公正かつ適正な企業活動を行っていくための基本方針を定めております。この行動規範では、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除することとしております。反社会的勢力への対応についての基本方針は、「T&Dフィナンシャル生命反社会的勢力対応に関する基本方針」において、明確にしております。

また、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進するため、「反社会的勢力に係る対応規程」を制定し、業務遂行にあたっての基本姿勢、役職員の役割、組織の役割、各組織での対応等の基本的事項について定めております。

■ T&Dフィナンシャル生命反社会的勢力対応に関する基本方針 (2021年7月1日現在)

T&Dフィナンシャル生命保険は、T&Dフィナンシャル生命コンプライアンス行動規範の「私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠し、以下のとおり反社会的勢力対応に関する基本方針を定めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。なお、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

Ⅶ-11 内部監査体制について

内部監査部は、公正かつ独立の立場で、内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行うことで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

また、内部監査結果及び改善状況等については、定期的に取り締役会に報告しております。

VIII. 特別勘定に関する指標等

VIII-1 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
個人変額保険	1,450	1,634
変額個人年金保険	10,651	10,931
特別勘定計	12,101	12,566

VIII-2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定資産の運用の経過

個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定資産の運用環境については、一般勘定の運用環境と同じであります。

なお、一般勘定の運用環境は、84ページをご参照ください。

(1) 個人変額保険

個人変額保険特別勘定資産の運用は、次のとおりといたしました。

主に、国内株式に投資する投資信託、国内債券に投資する投資信託、外国株式に投資する投資信託及び外国債券に投資する投資信託を運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指しました。また、リスク分散の観点から、資産種類（国内株式に投資する投資信託、国内債券に投資する投資信託、外国株式に投資する投資信託及び外国債券に投資する投資信託等）ごとの分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行いました。

(2) 変額個人年金保険

変額個人年金保険特別勘定資産の運用は、次のとおりといたしました。

各特別勘定の主たる投資対象である投資信託への組み入れ比率を原則高位に維持し、保険契約の異動に備え一定の現預金を保有する運用方針を継続いたしました。

Ⅷ-3 個人変額保険及び変額個人年金保険の状況

(1) 個人変額保険

①保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額保険（有期型）	1	4	-	-
変額保険（終身型）	2,259	8,468	2,190	8,299
合計	2,260	8,472	2,190	8,299

②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	91	6.3	109	6.7
有価証券	1,336	92.2	1,502	92.0
公社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-
その他の証券	1,336	92.2	1,502	92.0
貸付金	-	-	-	-
その他	22	1.5	22	1.4
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	1,450	100.0	1,634	100.0

③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
利息配当金等収入	75	149
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	393	557
為替差益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	482	393
為替差損	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	-	-
収支差額	△13	314

④個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

イ. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	1,336	△88	1,502	164

ロ. 金銭の信託の時価情報

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

ハ. 個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値）

「金利関連」、「通貨関連」、「株式関連」、「債券関連」及び「その他」について、2019年度末、2020年度末とも有しておりません。

(2) 変額個人年金保険

①保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額個人年金保険	9,966	44,805	8,433	37,556

②年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	848	8.0	869	7.9
有価証券	9,679	90.9	9,955	91.1
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	31	0.3	34	0.3
公社債	—	—	—	—
株式等	31	0.3	34	0.3
その他の証券	9,648	90.6	9,920	90.8
貸付金	—	—	—	—
その他	123	1.2	107	1.0
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	10,651	100.0	10,931	100.0

③変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
利息配当金等収入	7,583	1,200
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	2,411	4,133
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	26	13
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	10,205	2,397
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収支差額	△237	2,923

④変額個人年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

イ. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	9,679	△7,793	9,955	1,736

ロ. 金銭の信託の時価情報

2019年度末、2020年度末とも残高はありません。

ハ. 変額個人年金保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値）

「金利関連」、「通貨関連」、「株式関連」、「債券関連」及び「その他」について、2019年度末、2020年度末とも有しておりません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

2020年度末現在、子会社等の該当はありません。

《生命保険協会統一開示項目》

このディスクロージャー資料は、生命保険協会の定めるディスクロージャー開示基準に基づいて作成しております。
その基準における各項目は以下のページに記載しております。

I. 保険会社の概況及び組織	28	3 経理に関する指標等	78
1 沿革	28	(1) 支払備金明細表	78
2 経営の組織	28	(2) 責任準備金明細表	78
3 店舗網一覧	28	(3) 責任準備金残高の内訳	78
4 資本金の推移	29	(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	79
5 株式の総数	29	(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	80
6 株式の状況	29	(6) 契約者配当準備金明細表	80
(発行済株式の種類等)	29	(7) 引当金明細表	81
(大株主<上位10以上の株主の氏名、持株数、発行済株式総数に占める割合>)	29	(8) 特定海外債権引当勘定の状況	81
7 主要株主の状況	29	(特定海外債権引当勘定)	81
8 取締役及び監査役(役職名・氏名)	30	(対象債権額別別残高)	81
9 会計監査人の氏名又は名称	31	(9) 資本金等明細表	81
10 従業員の在籍・採用状況	31	(10) 保険料明細表	81
11 平均給与(内勤職員)	31	(11) 保険金明細表	82
12 平均給与(営業職員)	31	(12) 年金明細表	82
II. 保険会社の主要な業務の内容	32	(13) 給付金明細表	82
1 主要な業務の内容	32	(14) 解約返戻金明細表	82
2 経営方針	32	(15) 減価償却費明細表	83
III. 直近事業年度における事業の概況	34	(16) 事業費明細表	83
1 直近事業年度における事業の概況	34	(17) 税金明細表	83
2 契約者懇談会開催の概況	37	(18) リース取引	83
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	37	(19) 借入金残存期間別残高	83
4 契約者に対する情報提供の実態	39	4 資産運用に関する指標等	84
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	39	(1) 資産運用の概況	84
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	39	(年度の資産の運用概況)	84
7 新規開発商品の状況	40	(ポートフォリオの推移<資産の構成及び資産の増減>)	85
8 保険商品一覧	40	(2) 運用利回り	86
9 情報システムに関する状況	41	(3) 主要資産の平均残高	86
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	41	(4) 資産運用収益明細表	87
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	42	(5) 資産運用費用明細表	87
V. 財産の状況	43	(6) 利息及び配当金等収入明細表	88
1 貸借対照表	43	(7) 有価証券売却益明細表	88
2 損益計算書	53	(8) 有価証券売却損明細表	88
3 キャッシュ・フロー計算書	55	(9) 有価証券評価損明細表	88
4 株主資本等変動計算書	56	(10) 商品有価証券明細表	88
5 債務者区分による債権の状況	58	(11) 商品有価証券売買高	88
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)	58	(12) 有価証券明細表	89
(危険債権)	58	(13) 有価証券残存期間別残高	89
(要管理債権)	58	(14) 保有公社債の期末残高利回り	89
(正常債権)	58	(15) 業種別株式保有明細表	90
6 リスク管理債権の状況	58	(16) 貸付金明細表	90
(破綻先債権)	58	(17) 貸付金残存期間別残高	91
(延滞債権)	58	(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	91
(3カ月以上延滞債権)	58	(19) 貸付金業種別内訳	91
(貸付条件緩和債権)	58	(20) 貸付金使途別内訳	92
7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	58	(21) 貸付金地域別内訳	92
8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	59	(22) 貸付金担保別内訳	92
9 有価証券等の時価情報(会社計)	60	(23) 有形固定資産明細表	93
(有価証券)	60	(有形固定資産の明細)	93
(金銭の信託)	63	(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	93
(デリバティブ取引)	64	(24) 固定資産等処分益明細表	93
10 経常利益等の明細(基礎利益)	67	(25) 固定資産等処分損明細表	94
11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	69	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	94
12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	69	(27) 海外投融資の状況	94
13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	69	(資産別明細)	94
14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容	69	(地域別構成)	95
VI. 業務の状況を示す指標等	70	(外貨建資産の通貨別構成)	95
1 主要な業務の状況を示す指標等	70	(28) 海外投融資利回り	95
(1) 決算業績の概況	70	(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	95
(2) 保有契約高及び新契約高	70	(30) 各種ローン金利	96
(3) 年換算保険料	70	(31) その他の資産明細表	96
(4) 保障機能別保有契約高	71	5 有価証券等の時価情報(一般勘定)	96
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	73	(有価証券)	96
(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	72	(金銭の信託)	96
(7) 契約者配当の状況	73	(デリバティブ取引)	96
2 保険契約に関する指標等	73	7 特別勘定に関する指標等	97
(1) 保有契約増加率	73	1 リスク管理の体制	102
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	73	2 法令遵守の体制	106
(3) 新契約率(対年度始)	74	3 法第二百一十条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	111
(4) 解約失効率(対年度始)	74	4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	112
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	74	指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	112
(6) 死亡率(個人保険主契約)	74	5 個人データ保護について	113
(7) 特約発生率(個人保険)	74	6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	115
(8) 事業費率(対収入保険料)	74	VII. 特別勘定に関する指標等	116
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	75	1 特別勘定資産残高の状況	116
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	75	2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	116
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	75	3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	117
(12) 未收受再保険金の額	75	(1) 保有契約高	117・118
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	76	(2) 年度末資産の内訳	117・118
		(3) 運用収支状況	117・119
		(4) 有価証券等の時価情報	118・119
		(有価証券)	118・119
		(金銭の信託)	118・119
		(デリバティブ取引)	118・119
		IX. 保険会社及びその子会社等の状況	119

本誌は保険業法第111条に基づいて作成した
ディスクロージャー資料です。

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

本社 東京都港区芝浦1-1-1 〒105-0023
電話 03-6745-6850(代表)
〈ホームページ〉 <https://www.tdf-life.co.jp>

お客様サービスセンター

金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入のお客さま

 **0120-302-572**

旧営業支社を通じてご加入のお客さま

 **0120-301-396**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

